

祭礼を飾るもの

——一つ物の成立と伝播——

福原敏男

- 一 一つ物の研究史
- 二 一つ物の諸事例
- 三 一つ物の成立と伝播

論文要旨

一つ物と称する稚児や人形がお渡りする祭礼がある。従来民俗学ではこれをヨリマン(憑坐・依坐)・ヨリシロ(憑代・依代)と解釈してきた。それに対して、本稿では近畿・九州地方の事例を中心に検討することによって一つ物を再考する。一つ物は平安末期に畿内の祭礼において、馬長(童)が田楽・王の舞・獅子舞・十列・巫女神楽・相撲・競馬・流鏑馬という当時の典型的な祭礼芸能の構成に組み入れられることによって成立した。その成立の場は、宇治・春日・祇園・稻荷・今宮・日吉などの祭にある。一つ物は中世に畿内の祭礼・法会芸能から各地へ、天台―日吉社系の神事芸能構成の一つとして、あるいは八幡社放生会系の神事芸能構成の一つとして伝播した。各地に土着した一つ物は、中世祭祀組織や宮座が解体・変質すると多くのものは消えていった。一つ物はもとも若者や大人も勤め、その生命は意外性や目立つ趣向にあった。しかし、一つ物は祭という同一の形が繰り返される行為のなかで、芸もなくマ

ンネリ化がすすみ多くのものは飽きられて消えていった。そのなかで、稚児や人形が動員されることによってのみ愛でられ命脈を保ち得た。一つ物は元来神賑であったので行列に参加する宗教的意味は希薄で、近代になって民俗学者により憑坐と解釈された。一つ物の本質が、本来の俗(渡り物の一種)から聖(神霊の憑坐)へと解釈されていき現在の定説となっている。一つ物はその発生の平安期の祭礼において、すでに神輿とともに登場している。神学的にいうなら神は神輿にのって御旅所にお渡りするのに、何故別に憑坐に神を憑らせなくてはならないのだろうか。「一つ物」の「一つ」は、数詞とともに一番という順序の意味もあり、一番最初にお渡りする、一番目立つ、という二つの意味があるのではないか。一つ物の本質は、渡り物・神幸・神のみゆき(お渡り)・渡御・行列(パレード)における風流なのである。

一 一つ物の研究史

神事祭礼の渡り物、神幸に一つ物と称する人または人形がお渡りをする事例が幾つか存在する。この一つ物という語は『日本国語大辞典』⁽¹⁾に以下のように記されている。

祭礼の時神霊をかたどって渡御に参加する童子、白衣白袴に山鳥の羽をつけ、馬にのるものが多い。京都市の宇治離宮明神還幸祭、長野野更埴市屋代の日吉神社の祭りなど類例が多い。

私は両祭とも見たことがある。前者大幣神事には一つ物と呼ばれている大人が騎馬でお渡りしていたが、後者には神霊をかたどって白衣白袴の一つ物の姿を見出すことができなかった。しかし、この祭には江戸時代までは確実に一つ物が登場していたのである。各事例については後に詳しく検討することにして、先ず一つ物の全体像、輪郭を描くことから始めよう。

従来一つ物の追求を行ってきたのは日本民俗学であり、一つ物を神霊のヨリマシ(憑坐・依坐・尸童)、ヨリシロ(憑代・依代)、神座^{かまくら}としての憑り童、神の来訪を現実の人の姿によって再現しようとした名残であるという定説⁽²⁾が確立されている。最もまとまっているのは萩原龍夫による次の定義⁽³⁾であろう。

「一物」(ひとつもの)というのは、祭礼の渡御に当って盛装した稚児を出すことで、平安朝でもまず同じであろう。多くは顔に粉飾し、

ことに額に朱点を加えなどし、頭に戴く冠に長い羽(山鳥・雉など)が付けてあり、馬または肩車に乗って出る。なぜ一物というかは明らかでない(紀伊統風土記の編者は、かけ替えの無い役の故だとした)が、似た役を出すのに「お一つ馬」「一本萱」などとよぶ土地があるのは注意を要する。勅使・行事・カゲシ(勘解由使?)などは盛装する所からよばれた名である。

萩原の定義は解釈を交えずに、稚児・化粧・装束(頭に戴く羽)・乗り物という特色を示すものである。

さて、一つ物の研究史は既に八〇数年の歴史を持ち、ここ数年東条寛、永島福太郎、橋本裕之によって総論的研究が進展した。特に、永島は一つ物の成立と展開を中世史家としての炯眼をもって考察しており、一つ物の史的研究における到達点を示している。

一つ物に最初に取り組んだと思われるのは松本愛重で、明治四一年(一九〇八)「百番の一つ物に就て」を⁽⁴⁾発表している。氏は平家物語、源平盛衰記の、御二条関白師通の母が、日吉社に関白の病氣平愈を祈誓する場面に出てくる百番の一つ物の解明に努力している。氏は『蔭涼軒日録』寛正六年(一一四六五)九月二七日条の春日若宮祭礼の記事に「一物造物第一番渡之」とある祭礼行列先頭の一つ物に注目し、先の百番の一つ物を、このような一つ物という造物を百番奉ると解釈した。また、「年中行事絵巻」の城南院の祭図を一つ物と比定した。しかし、当時は未だこの絵巻研究が十分に進んでいなかったこともあり、氏が指摘している城南院祭は今日同絵巻第一三巻と比定されており、そこには氏が一

つ物としている動物花樹等の造り物の傘を差した馬上の児はみられない。私が推定するところ、氏は第一二巻後半の稲荷祭における風流傘をもった巫女を一つ物と比定しているのではあるまいか。また氏は『尾張名所図絵』の尾張国丹波郡力長村の例祭に出ている女人形も、造り物としての一つ物と考え、一つ物を風流としてみる視点を準備した。しかし、この視点は後述するように、柳田民俗学に継承されていかなかった。いずれにしても、松本論文は短いながら一つ物研究の嚆矢といつてよいだろう。

以後の研究史については、橋本論文⁽⁵⁾が要領よく整理しているので参考にして概観しておく。

柳田国男は、大正三年（一九一四）『片葉蘆考』⁽⁶⁾で熊野速玉神社の一つ物に言及している。柳田はその六年前に喜田貞吉編集『歴史地理』誌に掲載された松本論文の一つ物風流説を継承せず、神霊の憑坐と解釈した。以後、憑坐論を基調に『日本の祭』・『氏子と氏神』において、一つ物を祭の中心とする論を展開していく。

中山太郎は大正七年（一九一八）「一つ物」⁽⁷⁾、「一つ物の研究」⁽⁸⁾において笠に挿した山鳥の羽に不思議な力が宿ることをベースに、一つ物の起源と展開を論じている。一つ物が、始めは鳥の羽を挿して神を降ろし神に仕える者の標号となり、後世神の冥助を蒙らんがため用いられるようになった、と論じた。

戦後、一つ物を総論的に扱ったものは前掲萩原の研究のみである。ここ数年では、東条寛による和歌山県粉河祭における一つ物研究⁽⁹⁾が詳細で

ある。氏は個別事例研究のみでなく、宇治県神社の大幣神事や和歌山県新宮の速玉神社の一つ物の事例を援用しながら、柳田以来の定説を踏襲する聖なる一つ物の象徴性を強調し、「各地のヒトツモノは、その存在なしに祭礼がはじまらないとされるなど、単に風流の一つとしては、理解できない伝承を持つことが多く、その役割はむしろ宗教的なものと考えられる。」⁽¹⁰⁾として、一つ物に風流以上の宗教性を見出している。

永島は、一つ物の発祥を長承・保延年間（一一三〇年代）の宇治離宮明神祭や春日若宮祭に求め⁽¹¹⁾、春日若宮祭は宇治離宮明神祭を模したものであり、さらに宇治離宮祭は祇園御霊会に倣ったと考えられるから、祇園御霊会の馬長童が迎えられ、春日若宮祭にも流入した、という。ただし、祇園御霊会の馬長は五〇騎を超える中右記の記事もあり、一つ物とはそのまま重ならず、一つ物は宇治離宮祭において少数であることに重大な意味を有するものとして新たに創始されたものである、とした。その背景として以下のように論じる。当時の思潮として、神仏習合および御子神（若宮）信仰の勃興がある。その結果かたちづくられた祭礼（新流行）の卓抜な造形として一つ物は発祥した。白河院政の敬神崇仏によって、祇園御霊会や宇治離宮祭が盛大化したことも一つ物の展開を助長した。しかし、宇治離宮明神祭と春日若宮祭のいずれにおいても、一つ物の呼称はしばらく消えてしまい、祇園御霊会の馬長に影響を受けて馬長とよばれるようになる。より豪華で立派な神輿や山車が導入されると、一つ物はその先駆や供奉の役割に墮していく。永島においても、一つ物の意味は憑坐であり、春日若宮祭の一つ物五騎は、春日四所明神と若宮

社との五祭神の憑坐であるとする。一つ物がつける「山鳥の尾を飾る笠はアンテナ、木履は電気絶縁体、御幣をかざる憑りまし」とする比喩がそれを表している。

橋本は、一つ物の発生に関して、宇治離宮明神祭や春日若宮祭あたりで風流の花形として盛行の時期を迎えたことは確かだとしても、その発祥までもそこに還元するのは問題の矮小化を促す危険性があると提言する⁽¹²⁾。例えば、王の舞が本来は舞楽・伎楽に由来する外来系の芸能であったように、一つ物もまた平安期の宇治や春日の祭礼ではない、「どこか異なるところ―憑坐といった民俗的な次元を含めて―に淵源を持つており、それが祭礼芸能の一還として再編成され、王の舞や獅子舞などともにある程度まで典型的な芸能構成をかたちづくっていった」とする。

「原一つ物」(福原の造語)の可能性を残すべきだ、という論である。しかし、一方で橋本は植木行宣による王の舞発生論(王の舞に関する史料が、王の舞・田楽・獅子舞を核にした一連の芸能構成が祭礼のなかに定着してから以後のことに限られていることから、王の舞が一連の芸能構成を内容とする祭礼において独立した芸能のかたちを獲得したとする説)を引用して、一つ物についてもそれが当てはまるとい見解も同時に示しているのである。結論部分においては一つ物を「巧まずして生まれる味わいを愛でる芸能」の代表とし、人の目を驚かせることに主眼をおいた風潮の端的な現れとして院政期の祭礼にはじめてその姿を現し、風流の精神をつたえる素人の最たる童児が勤める、と永島説を踏襲する。以上の研究史を踏まえて、本稿は、一つ物を憑坐とする解釈に疑義を

呈し、過度な神聖性を付加して解釈することをやめ、各事例を検討することにより一つ物の本質に迫ることを目的とする。

二 一つ物の諸事例

一つ物研究の前提として、馬長との関係について触れておかなければならない。馬長(ばちょう・めちょう・まちょう・うまおさ)とは、祇園・稲荷・今宮(柴野)御霊会や日吉小五月会など多くの祭に朝廷・院・諸貴族などから騎進された馬に乗る人を指す。馬長の構成は、童・籠(こも)、それに続く雑色等数人の集団が一組であり、これらが何組も行列を作つてわたり歩いた。例えば、仁安二年(一一六七)六月一四日の祇園御霊会の馬長はこのように記されている。⁽¹³⁾

祇園會事

十四日庚辰 祇園御霊會、

小舎人童令乘馬長、

童裝束、女郎花狩襖袴、山吹打衣、藍摺帷、毛沓、

綾蘭笠、桔梗腰差、花薄様扇、

馬、左衛門佐、猶可用和、物具如常、

白葦毛、移鞍、鞍敷、白帷、

籠二人、香裏白狩襖袴、白帷、

童末召仕、仍用左衛門佐童、

又籠二人用同隨身、

雑色九人、取恪勤輩中、衣裳尋常者等召具之、唱

人召具云々、件祿一段、院飯等調給了、

小舎人童が馬長であり、その装束は女郎花狩襖袴・山吹打衣、藍摺帷・毛沓・綾蘭笠、桔梗腰差花、花薄様扇という華やかさであった。

馬長の成立と展開については五味文彦の「馬長と馬上」⁽¹⁵⁾が詳細であり、その論旨は以下の通りである。

朝廷は一一世紀初頭より祇園御霊会に馬長を寄せることになり、馬長は藏人所を中心に寄せられ、そこに仕えている小舎人童などが選ばれ騎進された。その藏人所は内(天皇)の藏人所ばかりでなく、外(院官家)の藏人所も調進にあたっていた。御霊会にむけての馬長調進は天皇を中心になされ、これにより摂関家によって忌避された御霊会に王権が積極的に関わっていった。また、それは同時に都市民側の王権への期待で、その間を繋ぐのが馬長童である「藏人町童部」を中心とする京童であった。彼らは、京における情報・祭礼の方法に通じ、うわさ(妖言)の担い手であった。院政期に入ると、院は御霊会に積極的に関与し、天治元年(一一二四)御霊会において内・院を始めとする諸所殿上人に馬長の騎進が命ぜられ以後平安・鎌倉期を通じて維持された。これと並んで、院北面の馬長調進も恒例化し祇園祭は華麗を極める。保元乱後の保元二年(一一五七)、朝廷は馬長騎進が不可能な所から洛中の富家に馬上役(祭礼執行費用である馬上銭)を差し定め、費用を負担させ祭の興行を図らせた。翌年には朝廷からも馬長が寄せられ、祇園祭は神人・馬上・朝廷の三つの沙汰によって運営されることになり、この体制は基本的には南北朝期まで維持される。

関口力は、馬長の登場を「稲荷・祇園が平行的に祭を盛大化するの

件ない、恐らくは宮廷に対し賀茂・松尾等と等しく官使の派遣を要請したことに對し、朝廷側が慰撫的に対応策として案出した措置」と推定している。⁽¹⁶⁾

神事頭役制である馬上役については、脇田晴子「中世の祇園会―その成立と変質」⁽¹⁷⁾、瀬田勝哉「中世祇園会の一考察―馬上役制をめぐって」⁽¹⁸⁾が蓄積されている。脇田は山鉾渡御以前から存在する神社中心の神輿渡御に付随する馬上鉾に注目し、それらの神事負担方式としての馬上役制の成立と変質を論じた。氏は「洛中富家」とよばれて馬上役を勤仕した者たちを、祇園社神人を中心とする祇園・山門に関わる身分集団とし、山鉾町を主体とする祭、神輿渡御・馬上鉾神社を主体とする祭の対比を明確化した。瀬田は、馬上役制を通して、山鉾渡御以前の祇園祭も都市住民の祭としてその時代特有の特質があることを解明した。つまり、馬上役負担者を四条を中心とする特定地域の住人(祭礼敷地住人)とする一方で、差定する側の祇園社内部にも注目し、御旅所神主が神を迎える都市住民の側にあつて、馬上を差し神事を主宰したことを究明した。

以上、先学により馬長の変遷を整理すると、馬長は一一世紀初頭より
の天皇⇨藏人所を中心とした馬長調進、院権力を中心とした祇園祭の主
権における馬長調進、保元乱後の洛中富家による神事頭役制である馬上
役制へと史的変遷を遂げていった。前二者の馬長童は藏人町童部である
京童などであり、後者の馬長は宮座的祭祀組織に結集した特権の有徳者
集団(株座的)から選ばれた頭人・頭屋より出るものである。多額の費

用がかかる頭役を舗設するところから、彼らに選び出された童は「洛中富家」のアイデンティティーを象徴しており、馬長はますます華麗になつていったことと思われる。

馬長の風流過差はしばしば批判の対象となり、寛喜三年(一一三二)の新制⁽¹⁹⁾では取締りの対象になっている。

一 可停止稻荷・日吉祭、祇園御霊會過差事、

御靈會馬長童、不可著紅引倍木及生絹單衣、除襦袢之外、不可著染裝束、

(中略)

稻荷・日吉・祇園三社祭時、以潤屋之賤民、差本社之祭頭、稱之馬上、出自

凡下、經營之趣、自然之費也、村民不可好過差、社家又不可令精好、

仰、馬長馬上之結構、神寶神物之過差、或裝色々之綾羅、或縷種々之珍寶、

雖似神事祀敬、偏爲皇家之損耗、永從嚴禁、勿底憲怠慢、

馬長童の紅引倍木、生絹單衣の着用が普通であったことがわかる。

さて、問題は馬長と一つ物の関係である。従来これに言及したのは永島のみであり、氏は祇園會の馬長が宇治離宮明神祭に流入したと考え、

宇治において独自に変容し、春日に伝播したと論じた。⁽²⁰⁾確かに祇園御霊

會の馬長は規模が大きいであろうが、形態的には宇治や春日とも同じ物

と考える。しかし、馬長Ⅱ一つ物ではなく、一つ物は馬長に包括される。

馬長の史料は膨大であり、本節で検討するのは史料上一つ物とある場合と、絵画史料で他の一つ物史料と比較して比定できる場合に限定した。

この姿勢に対して、史料上一つ物となくとも一つ物の特色を備えている事例を排除するとの批判が予想できる。一例をあげると、後白河院が御

所法住寺殿に近接した地に、永暦元年(一一六〇)創祀した今(新)日

吉社の祭である。応保二年(一一六二)四月三〇日、後白河院の沙汰により新日吉祭が挙行され、朝廷・院・諸貴族から馬長が騎進されている。⁽²¹⁾鎌倉初期成立の『参軍要略抄』⁽²²⁾には新日吉祭の馬長についてこのように記されている。

馬長事

裾候北面之輩、近年又新日吉祭、北面人中可然之五位・衛府^{檢非違使}同勤仕

也^{至當時在此事}、後白河院御時子^{檢非違使}度勤之^{同勤仕}、^{腰差花在薄様、帶劍本府大刀也}

水干狩襖^{但施不及撰人沙汰}扶尻^(中略)、雜色平礼乱緒扶尻、今宮祭馬長同前五月九日

馬長は綾蘭笠、山尾(山鳥尾か)を装束に挿し、腰に薄様の花を挿し

帯剣の出で立ちである。後白河院以降、新日吉社の祭礼は小五月会とし

て五月九日に年中行事化する。『猪隈閑白記』正治元年(一一九九)以

降には小五月会に王の舞、獅子、田楽、里神楽の芸能が散見でき、『葉

黄記』宝治元年(一二四七)にはそれに流鏑馬が加わった芸能構成が整

つていく。この事例など本節で取り上げる祇園御霊會や稻荷祭の馬長と

外観は変わらないであろうが、史料・画証上、一つ物と認識できる情報

を得ることができなかった。その場合の馬長は対象にできない。そのよ

うに限定しなければ、新日吉社の如き事例は数多く、本稿は一つ物論と

いうより馬長論になってしまうからである。

(一) 日吉社の事例

『平家物語』卷一願立の章に、関白師通が病床に臥した時、嘉保二年(一一九五)三月、母堂師実夫人が日吉社に密かに参籠し「百番の芝田

楽、百番のひとつもの、競馬・流鏑馬・相撲をの／＼百番、百座の仁王講……」等々を立願して叡山の宥恕を請うたといひ、『源平盛衰記』にもほぼ同様な物語がある。

永島はこれを『平家物語』の作者が往昔を推測した筆になるから信頼するに足らぬ⁽²³⁾として、その理由を二つあげる。嘉保元年が一つ物成立史からすると尚早である点、本来なら少数(ひとつ)であるはずの一つ物が百番とある点である。しかし、後者の理由は当たらない。師通の母が我子の命を日吉山王に祈誓しているのである。数が多いほど御利益が多いのであって、芝田楽・競馬・流鏑馬・相撲なども百番とあり、この背景には日吉社で行われていた祭礼芸能があろう。私はむしろ一連の芸能構成の一つとして一つ物が立願されていることに注目する。

瀬田勝哉の研究によると、長治三年(一一〇六)日吉社愛知新宮祭の差定に関わる訴訟を根拠に、日吉社は神事頭役勤仕において神民にあらざる者の積極的意欲的な動きを把握吸収し祭礼の差定圏を拡大しようとしていた。日吉社の小五月会馬上役の公認は保延四年(一一三八)⁽²⁵⁾で、祇園社の馬上役に先んじている。また、叡山における田楽は『山家要略』に、伝承とはいえ承暦二年(一〇七八)正月七日に小比叡宝前で行われていた記載がある。

以上は情況証拠にすぎないが、日吉社の祭祀における一つ物が山王祭のお渡りにみえる。正治元年(一一九九)四月二日藤原定家は日吉社に参詣、奉幣し、翌二三日山王祭を見物している。

廿三日、天晴、早且乗興行泉云棧敷、午後漸渡、巫等往反了後行列云々、先僧

綱一物、密々及相論次今年經師等依別願乗一物云々、次稱馬頭四人許行列、次所司僧窮美麗過差、次五綱一人令着、三綱行列、次社司束帶供奉、二宮執行並祝等、相具黄衣法師二人、神主相具三人禰宜、今年依老屈自閑路参云々、次神馬、中七以後御子云々、次御輿、七社、次巫等渡了、

先頭に僧綱とともに登場する一物には、僧綱同士のことか、あるいは僧綱と一物との間のことか、争論刃傷に及ぶとあり、叡山僧の稚児愛玩趣味を垣間見せる註である。一つ物の後にはそれを調進する頭人であろう馬頭が四人お渡りしている。

叡山における一つ物記録は嘉保二年から正治元年までの百年余空白があるが、祇園社では後述するように天永二年(一一一一)に一つ物がみえ、嘉保二年は一つ物史上時期尚早とは言えぬのではなからうか。延暦寺の権勢伸張に即応して、一一世紀以降急速な発達をとげた日吉社の信仰や祭祀は、各地に日吉社・天台型の祭祀構成として伝播し、その根本に日吉社の祭祀があったことを推測させる。後述する各地の一つ物が、日吉社・天台系の祭祀構成のなかで中世初期以降広まっていた。そのような背景からも、一つ物の源流の一つを日吉に求める可能性を残しておくべきであり、語り物の世界を伝承外的客観性からのみ葬り去ることはできない。本節最後に一つ物の残像を近世の祭祀史料に探ってみよう。

貞享五年(一六八八)「日吉山王祭禮新記」⁽²⁶⁾には、山王祭四月申日当日、三院児の棧敷入に「凡三院児棧敷入有之、則公人前駈、次小童子一人、次兒作^レ眉着^ニ長絹袴^一持^ニ柏扇^一乘^ニ法師肩^一、法師白布一端掛^レ肩其上乘^ニ兒^一」⁽²⁷⁾とあり、天保八年(一八三七)「日吉祭礼之次第」にはこの稚

児は白水干・下髪で、中啓・数珠を持ち、法師の肩に乗り棧敷前に至ると僧正方が抱いて入れるとある。お渡りとなると、「児童神人過棧敷前下馬、掛従者之肩駆走而参社、(中略)獅子田楽進四棧敷之前奏之」とあり、獅子・田楽の前に稚児が登場する。

(二) 祇園社の事例

祇園御霊会の馬長史料は膨大であり、本稿で検討し得たのは僅かな事例である。管見の限り、祇園御霊会における一つの史料は二例のみである。一例は『師守記』貞和三年(一三四七)六月一日条で、「依武家産褥天下偏滿也、今日天下觸穢時、祇園御霊会馬長等事、去九日藏人大進俊冬奉行、被尋下之間、今日□□御註進之、」とあり、中原師茂はこのように答えている。

〔(裏書)十一日〕

天下觸穢時、祇園御霊會馬長等事

天永二年六月十四日祇園御霊會也、一物十列之類不見、是天下穢氣故歟、

同十五日公家并殿下不被立神馬、依穢也、

安元二年六月十四日同御霊會也、内裏院中依觸穢不被立神馬云々、

同十五日臨時祭、依世間穢延引、

寶治元年六月十四日同御霊會如例、但所々不被獻馬長、無歩田楽、是依關東穢觸内裏院中也、先日有沙汰、不被獻之、於御霊會者、依先例不憚之、神輿渡御、神人巫女馬衆等類供奉如常云々、

同十五日不被立臨時祭使、又院神馬乘尻等同依穢无之、

建武五年六月十五日同御霊會也、依天下卅ヶ日穢中、所々馬長不被獻之、无

歩田楽、於御霊會者、依先例不被憚之、

同十六日不被立臨時祭使、依天下觸穢也、自院神馬十列不被立、依同穢也、

大外記中原師茂

天永二年(一一一一)の祇園御霊会にかぎって一物と十列(神馬)は出なかつたのである。当時通常は一物と十列が出ていたものであろう。貞和三年に天永の由緒を調べるといふ記事の信憑性については、以下の記事から類推できる。天永二年六月伊予国から運送されてきた御封物を祇園社神人が押取るという事件があつた。検非違使が神人を逮捕し、祇園社側は彼神人を早く免じなければ今日の御霊会を祭るべからず、と抗議し白河院や公家を困惑させている。⁽²⁹⁾『師守記』の記事は武家産褥のみならず、この事件に絡んだ触穢と推定される。しかし、寛治元年(一一〇八七)、建武五年(一一三三八)には馬長とあり、その中間の天永が一物と記される理由はわからない。

二例目は、一条兼良(一四〇二〜八一)作といわれる『年中行事大概』⁽³⁰⁾である。

祇園御霊會

むかしは人長とて。馬にのせたるひとつ物を。諸家よりたてまつりしなり。

いまは地下のともがら山がさをつくりて。その面影をのこせるばかりなり。

十五日には公家より幣帛の使をたてよ。はしり馬。あつま遊などのありし事も侍るにや。

この群書類従本には人長とあるが、『古事類苑』や和田英松『建武年中行事註解』所引の当該箇所は「むかしは馬長とて」とあり、馬長Ⅱ一

つ物であることがわかる。南北朝期以降、馬長調進がなくなり鉾の神幸が中心となっていくが、一五世紀中頃一代の碩学一条兼良は祇園御霊会変貌のただなかで往時の由緒を書き留めたのではなからうか。

祇園御霊会の一つ物に関する文献史料は以上二例しか見出すことができなかったが、絵画史料に一つ物の姿を求めることができる。一二世紀後半成立の『年中行事絵巻』第九巻は駒形稚児の渡御姿の描写によって六月一四日の祇園祭の渡御であることがわかる。ここには、田楽・乗尻(走馬)・巫女渡り・王の舞・獅子舞・細男の芸能構成が成立している⁽³¹⁾。同絵巻一二巻後半は、従来祇園御霊会のものでとされてお⁽³²⁾り、**図1**馬長の実態を視覚的にとらえることができる。行列先頭の大幣に続き、綾蘭笠に雉の羽根と菖蒲の花をつけた馬長。その二人の口取の風流笠は、鳥籠と、舞楽の安摩の藏面(布に目鼻を面白く描く)である。これに、的と折れ矢、亀の背に巖をのせる蓬萊山の造り物などの供奉人が一組である。祇園御霊会馬長の具体的な内容が明らかなのは、長久元年(一〇四〇)に蔵人頭藤原資房が稲荷・祇園御霊会に小舎人を馬長に騎せしめている⁽³³⁾記事である。

承暦四年(一〇八〇)の祇園会には「蔵人町童部依宣旨殊施風流相鏡渡云々、以被世知之京童雑色各爲櫛云々、⁽³⁴⁾」と既に風流を競っている。

ところで、馬長童を稚児のイメージのみで理解するのは誤りであり、成人の馬長が祭につきものの喧嘩沙汰も起こすという面も強調しておかなければならない。例えば、長治二年(一一〇五)の祇園御霊会は馬長童と神人である田楽との諍より惨事に発展し⁽³⁵⁾、仁治三年(一二四二)蔵

人佐経馬長舎人は社家の下部と鬪諍に及び刃で切られ祇園社拜殿を血で穢している⁽³⁶⁾。

『中右記』大治二年(一二二七)六月一四日条の祇園御霊会は「四方殿上人、馬長、童、巫女、種女、田楽数百人、此外祇園所司僧隨身数十人兵供奉、舞人十人、使乗唐鞍、凡天下過差不可勝計、金銀錦繡風流美麗不可記尽」、大治四年(一二二九)には「四方殿上人馬長童五十人許」がお渡りしており、馬長の数は『年中行事絵巻』からは想像もできない程大規模だったようである。

鎌倉期弘安七年(一二八四)になると馬長だけを見学する風潮さえ現れた⁽³⁷⁾。

馬長御覽事予申沙汰、御方々馬長令催促、内御方仰小舎人令催之、於高倉面小御所有敬覽、仰御所持令撤御格子、下令數御座等如例、馬長皆參之後、内々申事由、兩主入御、

「馬長自体がもはや祇園御霊会とは切り離され、鑑賞の対象としてあったことを物語る。」といわれ、京における馬長の盛行は天台・祇園系祭祀の伝播にもなって、様々な地域に伝播されていくことになる。馬長と田楽は、庶衆の関心が鉾にとって変わり、殿上人の馬長調進がなくなる南北朝期にいたるまで、祇園御霊会の花形であった。

(三) 稲荷社の事例

関口力によると稲荷祭が盛行におもむくに至ったのは天暦年間(九四七〜五七)で、賀茂祭等官祭の過差化のあとを追い、松尾社への対等化

志向もそれに拍車をかけたとする。⁽³⁹⁾ 稻荷祭における馬長の記事は、先述した長久元年(一〇四〇)に馬長の調進の記述があるが、詳細な記述は一二世紀中頃の藤原明衡(一〇六六)による『雲州消息』である。

『雲州消息』上(参議件から大藏卿宛に出された書簡)

昨日藤原將源拾遺、忽以光儀談云、今日稻荷祭也、密欲見物如何、(中略)相共同乘到七条大路、内外藏人町村相挑之間、濫吹殊甚、頭中将小舎人童行事後乘之者太以衆多也、町清太黒歎寿之属也、外村欲争鋒之处、清太等瞋目相叱、彼輩人馬俱以辟易、爰知其力不敵也、件馬長等所以甚以非常也、或策浮雲不執轡、或御遺風不顧身、馳騁之蹄何南何北、又鑲金銀飾衣裳、剪錦繡綴領袖、誠推一身之弊殆及十家之産、甚以無益事也、又有散楽之態、仮成夫婦之体、学衰翁為夫、模姪女為婦、始發艶言、後及交接、都人士女之見者莫不解頤断腸、輕之甚也、日暮事訖、

その返書

稻荷祭事、先年依或人誘引密見物、尤有興之事也、箇裏神輿渡給之間、礼奠之嚴誠存如在之儀、最可恭敬、供奉雜人不幾千萬、為果各之願、猥表種種之芸、横笛内藤太之横笛、琵琶禪師之琵琶、黒長丸之傀儡、白藤太之猿楽、如此之輩不可勝計、彼年又所村有其数、相競前後、欲決雌雄之处、或有武如虎之者、或有隱如鼠之者、強弱揭焉也、又馬長之輩其態如狂、(中略)此外之見物種々雜々也、何得一二見物之中第一之見物也、至于家産之弊、只在彼身、他人之不為愁耳、

先頭小舎人童が騎乗の童、「町清太黒歎寿之属」が籠・雑色であり、馬長・散楽・傀儡・琵琶法師・横笛・猿楽が登場しており、「鑲金銀飾衣裳、剪錦繡綴領袖」る風流の馬長は「狂った如し」と比喩されている。

散楽は性的な際どい芸でうけ、漢学者明衡をして、第一之見物といわしめていた。

管見の限り稻荷御霊会の馬長を一つ物と記録した文献史料はなく、『年中行事絵巻』の検討によりその可能性を追求せねばならない。

第一一巻における三組の馬長が対象である。図2先頭の馬長は、綾蘭笠の中央に雉の尾羽を立てて、腰に薄花(尾花)を挿し水干を着けており、口取は蘭笠の上に薄や龍胆の折り枝を引き結んでいる。注目すべきは、そのすぐ下に描かれた垣を結う草庵を模した風流笠で高歯の下駄をはいた長髪の者である。彼が馬長を指している五骨扇に「忍」の字が書かれており、この人物も馬長の一組である。この馬長の一行は、遙か後世の史料の牽強付会という批判を予想しつつも、春日若宮祭の一つ物の一行図6とオーバー・ラップするのである。寛保二年(一七四二)版行の『春日若宮御祭禮松下行列図』の一つ物の註に「短冊に あふ恋 むる恋 忍ふ恋 如此かき付あり」と記されている「忍ふ恋」という懸想文を連想するのである。これは現在においても、一月一七日の春日若宮祭礼において、一つ物の従者(近世以降こちらを一つ物と呼ぶ錯綜を生じている)の持つ竹筐の短冊に「あふ恋」(逢う恋)「見る恋」「忍ふ恋」の書付があり、一つ物の懸想文短冊をもつ従者が一組と認識されている。祇園御霊会においては、清少納言が『枕草子』に御霊会の馬長を振幡とともに「心ちよげなるもの」として感じたこと記しているように、パレードの先頭で晴れがましさを体現していた馬長に好意が寄せられたこともあったであろう。春日若宮祭において一つ物の従者が懸想文を持

つ風流は、中世における興福寺僧の稚児愛玩趣味を彷彿とさせる。以上、祭のもつ伝承力から、稲荷祭の馬長が一つ物である傍証になろう。

その少し後図3に二組目の馬長が続く。こちらは可憐な顔をのぞかせ、口取の風流笠は的と折れ矢、水干には肩から裾にかけて槌・金箸などがつられ、一本歯の高下駄。もうひとりの口取の風流笠は酒瓶・銚子・折敷が飾り物としてつけられている。供奉人は笠を高杯に見立てた者、巻纓・綏の冠を飾った者、笊を兜に見立てて杓子を前立て金具とした者、半頭かぶり大鍬形を打った兜に墨染めの衣という各自独自の風流である。三組目の馬長図4は馬が突然走り出し笠の尾羽も宙に舞う状況で風流どころではないが、供奉人は面覆いをつける者、鍬型の金具に比礼をつける者、瓢箪をぶら下げ者など、やはり風流の集団である。

馬長集団の風流は神幸のなかでも一際目立ち、なかには落馬寸前で乗馬技術の稚拙さをさらけ出すなど、一つ物の命である風流の精神（目立つ趣向と素人らしさ）が漲っていることから稲荷祭の馬長は一つ物としての特色を備えているといえよう。

四 宇治離宮明神の事例

宇治離宮上・下両社は明治維新ののち、宇治上神社・宇治神社の二社に分離独立したが、平安期には宇治・槇島両郷の鎮守であった。宇治離宮明神祭については林屋辰三郎の研究が詳細であり、宇治離宮明神祭の一つ物は『中右記』長承二年（一一三三）五月八日条にみえる。

今日宇治鎮守明神離宮祭也、宇治邊下人祭之、未時許行向平等院透廊見物、巫

女馬長一物、田樂散樂如法、雜藝二々、遊客不可勝計、見物下人數千人、着河北岸小船數千艘、如竝瓦、田樂法師原其興無極、笛無定曲、任口吹、鼓無定聲、任手打、鼓笛喧嘩、人驚耳目、神輿之所致如在禮、至カ或四月八日御輿迎、渡御、供神膳、臨晚頭競馬十番、左眞木島住人、右宇治邊住人、一番左勝、次々番勝負相決、人馬競馳、日入後事了、歸小河殿、今日又留宇治、

これによると、馬長一物が田樂・散樂などとして出ており、馬長二頭人（頭屋）、一物二その児であろうか。或いは、全く別の芸能である馬長と一つ物がたものであろうか。翌年には、左右の競馬十番があり、「同童部」なる者も登場し、永島はこれを一つ物に比定する。

鎌倉時代の同祭は『勘仲記』弘安元年（一二七八）五月八日条に記されている。

列次第、

- 先長者殿御幣 次北殿御幣、自富家殿所、進御幣云々
- 次神馬、御隨身、府者一人殿下、藤秋守元景、今二人不参、引移馬
- 次田樂 次左方童競馬十疋
- 次右方、同競馬十疋 次左方競馬十疋
- 次右方、同競馬十疋 左方次第使
- 右方馬上 左方使
- 右方次第使 右方舞人、二人
- 其駒二人 田所
- 左右道張 左右師子
- 左右小舎人 右方氣靈
- 御神輿 御輿三基
- 神主 左方巫女 右方巫女

左方神官 右方神官

中程の馬上は頭人がお渡りしたのか、馬長をさすものか不明であるが、田楽・競馬・道張(王の舞)・獅子などともに行列を構成している。永島は、これを馬長とし、離宮祭の祭使には早くから祇園神人が起用(奉仕)されている関係で、一つ物の称が馬長童と代わったとしている。⁽⁴¹⁾

室町期の同祭は、領主平等院の鎮守祭として活気を呈し、応仁の乱の最中にも行われたらしく『後法興院記』応仁二年(一四六八)四月八日条にこのようにある。

是日平等院鎮守離宮祭也。上社應神天皇御子免路尊、御本地薬師如来、若宮御本地、神十一面觀音、下社仲哀天皇皇子、忍熊皇子御本地阿彌陀、神輿三基、次社官四人馬上、次檣長者布衣馬上、次宇治長者布衣馬上也、還幸來月八日云々、酉刻許、殿令來給、於三棧敷被御覽、入夜參平等院、

宇治・檣島両郷長者が社官といわれて馬上供奉しており、この馬上が馬上役の頭人を意味するものか、騎馬を意味するものかわからない。永島はこれも馬長の名残とする。⁽⁴²⁾

宇治離宮明神祭の近世の状況は複雑であるが、若原英弼の研究によつて解明が進んでいる。平安・中世を通じて隆盛を誇った祭は、旧暦四月八日の神幸祭と、五月八日の還幸祭の間、四月中旬の卯或いは酉の日に宇治茶師長茶・長井両家が奉献する「長茶のたらし」、「長井のたらし」という奉幣神事と藤井幸太夫による翁舞が行われるにすぎなくなる。この奉幣は古くは宇治郷内の一〇ヶ所の番保を単位としてそれぞれ行われていた。それが次々廃絶していき、宇治離宮社の社家長茶家と平等院侯人の末裔長井家が勤め、明治維新後両家の離郷により奉幣の儀は廃絶し

た。

現在宇治上神社二基、宇治神社一基の神輿が五月八日に本社より宇治市内の御旅所への神幸祭があり、六月八日に還幸祭がある。宇治蓮華寺に鎮座する県神社ではその還幸に先だつて大幣神事が行われる。若原の見解では、これは平安・中世を通じて伝えられた宇治離宮明神祭の遺風を伝えるものであつても宇治郷民の道饗祭として存在し、近世においては宇治離宮明神祭とは区別して考えなければならぬという。というのは、宇治郷中から祈禱料の名目を以て神事補助金が支出され、別個に運営されてきたからである。現在大幣神事は旧宇治郷の有志が構成する「大幣座」によって運営される厄神祭となっている。現行の大幣神事は県神社で祭典があり、往古の「宇治殿棧敷」の旧跡に建つ大幣殿を出発し、大幣・騎馬神人(白衣白袴で山鳥の羽を立てて白幣を一面に垂らした成人で御方(みかたしろ)と呼ばれる)・笠鉾・七度半の使者・杓鉾などを捧持した祭列が巡行し、宇治橋畔に至つて祝詞奏上がある。宇治一ノ坂に至つて、騎馬神人の走馬が前後七回繰り返される。その後、祭列を組み直して大幣殿に帰着する。途中宇治橋西詰や郷外に通じる辻々で簡素な祓いが繰り返されながら進行する。棧敷町の大幣殿前に帰着した大幣はそこで引き倒され、その笠は叩き落とされ裂き破られる。次いで大幣を捧持していた力者が、幣を路上に引き摺りながら宇治橋へと走り御方が馬で追う。力者らは宇治橋上に至るとすぐ大幣を河中に投げ捨て神事は終わる。

『兎道旧記浜千鳥』(元禄一〇年(一六九七)序)では御方は「俗云一

物」と註され、「御方一物者不尋常、荒神心得可敬可信也」とあり、御方は一つ物と認識されている。

近世末期成立の『宇治旧記』写本の図5⁽⁴⁵⁾には、大幣を持つ力者に続いて、御方の小舎人が木履をもち、徒の兄部のあとに乗馬の御方、風流笠を差しかけられた鬼が二人と続く。御方の一組は『春日若宮御祭礼松下行列図』の一つ物の図〔従者が腰に木履（ぼくりと振り仮名）を一足ずつ付ける〕と似通っている。現在でもかつて大幣神事に用いられた黒塗りの下駄が残されており、神事の際に童児に持たせて巡行するという伝承が残っている。

また、『宇治旧記』にはこのようにもある。

御方着^ニ淨衣、披^ニ四手笠^ニ笠ノ上ニ山鳥尾立、騎馬ニテ供奉、大舎人小舎人直垂被^ニ花笠、御方ノ小舎人被^ニ塗笠^ニ持^ニ木履^ニ三足自^ニ棧敷^ニ當番讀^ニ衆徒、云天晴法師、奉稱讀^ニ御幣云^ニ天晴御幣哉、有^ニ誦文^ニ畢テ云^ニ御幣振立ト矣、此時御幣三度巡振立、當番菰云^ニ此菰ノ祕咒ニ岩出粥見有^ニ兩點口訣、菰畢退^ニ棧敷前^ニ御幣ヲ倒ス、次ニ御方馬ヲ稱讀

御方の役割は公文所前で馬を三度引き廻して紙手をとって捨てることで、その儀礼は後述する春日若宮祭の一つ物を彷彿とさせ、春日若宮祭との類似性が指摘できる。

若原は大幣神事の意味を宇治郷中の悪疫・災厄を大幣に集めて流し去り、その退散・除去を目的としていると論じた。確かに季節的にも疫病発生時に行われ、若原説には説得性がある。しかし、大幣神事を「宇治離宮祭の本質を最もよく暗示する一神事」と論じる林屋説も否定でき

ない。そこで、私は大幣神事の近世中期における大きな変容を想定し、それ以前においては宇治離宮祭の面影を色濃くとどめていたと考える。例えば、現在は二基しか出ない風流笠は『兔道旧記浜千鳥』には六六本と記され、鶴亀の被りものをつけた踊り子による舞踏が神事で行われ、囃物は御田植祭の謡物であったとある。前述した宇治茶師による奉幣神事も、元禄期頃までは宇治郷民により盛大に勤仕されていた。⁽⁴⁶⁾『兔道旧記浜千鳥』を多く引用している『宇治旧記』指図に示されている神幸図図5は、やはり元禄ころのものとしてよいと思われるが、春日若宮祭を連想させる風流のお渡りである。

現行の大幣神事では、御方は引かれてゆく大幣を追いかけ宇治橋直前で追いつくのである。そこから大幣と一緒に河に流されるという象徴的意味を汲み取ることができる。御方が、形代になり災厄を付けられるようになるのはいつかわからないが、或る個人の意図・発想による古代復古調による祭の変化の可能性も想定できる。林屋はこの点に関して、「最近この祭の棚松三本に祭られたのは、八衢比古・八衢比賣命・久那斗神の三柱であるとし、この神事を道饗祭に附會せんとする説も行われている」と戦後の変化を指摘している。⁽⁴⁹⁾現在では「延喜式」巻八の「道饗祭」の祝詞を唱えるが、平安期における宇治離宮明神祭の成立自体が祇園御霊会の影響下にあったことから、現代人の捏造による祭の変化の可能性も指摘しておかなければならない。

本節最後に宇治離宮祭近世の変容を整理しておこう。宇治離宮祭は、近世において奉幣神事と大幣神事に分かれたが、前者

は衰微、消滅の道を辿り、後者は変貌を遂げた。前者は離宮明神中世以来の風流の祭であったが、後者はそのような性格から疫病・災厄を除去する性格に変化していき、この行事の中心の役を勤める一つ物の性格も変容していった。一つ物の民俗変容の問題は本節(編)でも論じるが、風流から災厄の形代へという民俗変容は実は宇治にとどまらないのである。

(四) 春日社の事例

春日社の一つ物は永島福太郎により、その輪郭がみえつつあるが未だその全容の明確な把握は望むべくもなく、ここでは永島説を踏まえて私なりに整理してみよう。先ず若宮祭における馬長を理解する時、平安・中世を通じて、興福寺の得業・五師という学侶が勤仕する所役であった、ということが大前提である。永島は宇治離宮明神からの伝播とするが、勤仕組織からすると、宇治辺下人による離宮明神祭礼とは違いがある。若宮祭は田楽と一つ物が呼びものである、春日若宮祭の始行はこの一つ物と田楽の風流を展観するために急がれ、しかもぎっかけとなった、とさえ論ずる永島説⁽⁵⁰⁾を概観しておこう。

若宮祭の馬長児は扮装その他に巨費を要するので、頭役を差定して芸能人や童児の勤仕料足を負担させる。例えば、『三会定一記』によると「若宮祭礼記」久安四年(一一四八)馬長を勤めた弁得業(寛朝)はこの時三二才で、幼君を伴って下向したとあり、馬長役は童を呈出する所課であることがわかる。馬長はこの頭役(この料足は馬上役)と童児の

両者をいい、馬長童を一つ物と呼んだのであろう。(しかし、永島論文には「馬長や一つ物はそれぞれ童児に随伴している。」という箇所もある。)祭礼渡御には頭人である馬長は出ず、童のみ乗馬参仕するのであろう。また、その呼称については、春日若宮祭では創始後しばらく社家側は一つ物、寺家側は馬長と称したが、記録者側によって呼称が違う傾向があり、鎌倉以降一つ物の呼称はみられなくなる。以上が永島説の概要である。

それでは社家側の史料から検討していきたい。保延二年(一一三六)始行の春日若宮祭には初めより一つ物が登場している。『若宮祭禮記』⁽⁵¹⁾にはこのようにある。

- 一物 (尊徳) 大乘院法眼御房 白河法印 大補律師 (轉) 西教院已講御房 竹林院已講御房 以上五騎
- 一村 (細男カ) 一之 (一乘院玄覺) 中僧正御房 御童子三郎座頭 搜松房律師御房 印口
- 一田楽 (東室隆覺) 二村 (東室隆覺) 中僧正御房 政所法師信能 權別當御房 政所法印
- 一競馬十番 諸司
- 射流鑄馬十騎 國中住人 次相摸 東西 次勝負舞

以降、保延三、四、五、六、永治元年には一つ物の記載のみ、久安元年(一一四七)には「一物一、」とあり、一つ物は一人ないしは、一騎であると記されている。翌二年には、再び五騎とある。同四年には馬長、久安五年には、「一物 東院律師 禪定院大夫得業 弁得業 右中弁殿 御子 白河次官得業」の四人となっている。翌六年には「一物 高松房禅清得業 藏人得業惠印 中将得業藏真 理観房寛印 松室相摸得業」の五騎

である。仁平元年（一一五一）には、「一今年又頭弁殿一物、」とある。『中臣祐明記』建久四年（一一九三）では一切（物）、『春日社司祐茂日記』嘉禎二年（一二三六）では「一物五騎、但依地頭新補事、」『若宮神主祐臣記』正和二年（一二三三）では馬長、『春日神社文書』⁵²天文五、六年（一五三六、七）では一つ物である。このように、社家側に限ってみても一つ物と馬長の呼称が併用されている。次は寺家側の史料を検討してみたい。『類聚世要鈔』は保延三年の渡り物を「馬長六騎^{僧綱達}」と掲げ、以後寛元二年（一二四四）まで馬長と田楽の頭役の歴名を掲記し、寺側では馬長を用いていた。『興福寺年中行事』弘長元年（一二六一）にも馬長が頭役五口差定されている。⁵³

以上、社家側は馬長と一つ物の呼称が渾然としており、寺家側は馬長であることがわかるが、問題は呼称ではなく、実態として馬長Ⅱ一つ物か、否かなのである。

馬長Ⅱ一つ物であることを示す史料が『蔭涼軒日録』寛正六年（一四六五）九月二七日条である。春日若宮祭の渡り物として、「祭礼次第、馬長、（中略）一物造者第一番渡之、」とあり、馬長と一物造者とは同一である。『大乘院寺社雑事記』寛正五年には、大乘院門徒の仏地院尊譽得業が馬長頭役を勤仕した時の装束の入目注文がある。

（表紙）

寛正五年十一月五日
第二十六之末
若宮 祭礼 馬長頭方
大乘院

大納言得業馬長頭役条々

中童子春宮丸
春藤丸阿ミタ院住 中市丸子森恩院
大童子藤若丸
力者 菊市 東門院小者
練法師一本定清五師
東門院力者

（中略）

舍人 小次郎

一馬 在之

鞍 東北院

切付 同

上敷 同

泥障 同

上指綱 同

引指綱 同

總禁裏御物申出之、

手綱腹帶 同

轡 同

鐙 同

刀皮 同

飾面顔 同

一舍人装束 中御門弁殿

烏帽子 中御門弁殿

雑 成就院

一大童子装束二具衣一具・大帷等、

綿鞠十百二十三文目、

指懸二具五十文、 乱緒二足百文、

扇 二本百文、

装束身入代二百文、

一力者衣袴二具

一中童子装束

腰指造花 英暹得業

付物花 花暹得業

唐垣三、タ、ウ紙一具、代百文、マキツクリ二具、代二十文、

染物面一、

錦守四、八十文計敷、

糸十筋代五十文、

笠代 百文

山鳥尾 五十文

笠四手 英暹得業

指懸縫物アリ、五十文

扇一本 百文

染物小袖一

装束身入代百文

蘭沓一足 畑藏人

大童子下行人別百九十計敷云々、

尊譽得業當年馬長事、雖非理運、大會堅義出立之次、中童子装束等致用意之間、

此馬長事別會方ニ内々所望勸仕了、於別會(者)事外令喜悅了、於禪定院部屋出立

精進了、部屋分ニ住連引之、(注)出門以後精進破之了、

大安寺別當

貞兼僧正 光憲僧正 光慶得業

中童子春宮丸は山鳥尾を立てた紙手笠を被り、蘭沓をつけており、彼こそまさに一つ物の装束である。また、『若宮祭馬長日記』⁽³⁴⁾なる馬長頭

役勤仕者の神事日記によると、馬長は先と同様の装束で若宮祭の神幸において、南大門・松の下及び御前(門跡であろう)前で三度馬を引き廻して、帰りざまに大童児が辰己(南東)隅で馬長の四手(紙手)を取って捨てるのである。これは近世の『春日大宮若宮祭礼図』における一つ物の所作と酷似しており、儀礼面からも馬長¹¹一つ物であることがわかる。

しかし、その一方で馬長と一つ物とが異なる役であることを示す史料も存在する。すでに永島が指摘した『多聞院日記』天正四年(一五七六)

一二月二五日条には、「一馬長今日ヨリ別火、兒・大童子貳人、合四人別火也、」とあり、この児が一つ物であることを予想させる。当日二七日、天気快然のなか「國中其外他國衆上洛消胆了、ナラ中へ所セク計也、」という盛況のもとで若宮祭が行われた。

馬長スル／＼ト調渡了、助二郎弟ノ春虎丸八才兒ニ乗了、

今度馬長衆浄教房得業・性賢、、、春聖房、、、予・覺勲、、、來年切口專勝房、ヨリ也、一物寶藏院・春識房・得業・願春、以上一人ツ、竹林院二人、合五人、

町人助二郎の弟で八才の春虎丸が一つ物として雇われており、馬長と一つ物は明らかに別に出ている。永島は馬長衆が頭役負担、一物衆が馬長見を出したと解釈している。しかし、頭役負担者が一つ物を出さない

長見を出したと解釈している。しかし、頭役負担者が一つ物を出さない

長見を出したと解釈している。しかし、頭役負担者が一つ物を出さない

と神事頭役制の意味がないのではあるまいか。『多聞院日記』天正二〇年（一五九二）一月二〇日条には、「一馬長児ニサツマヤ猿松雇、今夜ヨリ来、明日より精進屋ニ入故也」と、芸能者らしき者を雇い入れており、同二七日条にも「一馬長児サツマヤ猿松九十三才、（中略）一物三人」とあり、馬長児と一物とは異なっている。

貞和五年（一三四九）の臨時祭礼も馬長と一物が異なる例である。この時は二鳥居から若宮社頭の区間の渡り物であり、その様子は『貞和五年春日社臨時祭次第』⁽⁵⁵⁾に詳しい。

- 一、ヒトツモノ、梅王御前
- 一、大ト□シ二人、春財御前、エンメイ御前（延命）
- 一、ネリホウシ（練法師）、春カク御前（福）、ツクリモノニヨキタチカタナニ□カサラツ□ラ（物）
ル。（太刀）□（テ）□（ケカ）
- 一、（中略）
- 一、□チャウ（マ）、アママス御前（余増）、アカキカリギスニハラマキニサウノコテヲサ（赤）、
ル。（腹巻）□（籠手）

一つ物十大童子二人十造り物を持った練法師という「一つ物一組」と、馬長は別である。

また、弘安六年（二二八三）の『臨時祭日記』⁽⁵⁶⁾に出た馬長のような事例もある。

- 馬長一騎
- 一番 長寿殿筆葉 櫛大童子（永林房） 延観（延観）
- 練法師 縁観房 筑後公 印願房
- 延禅房 浄観（浄観）

二番 宝珠殿筆 櫛大童子（了舜房） 宗頭（宗頭）
練法師 尊永房 蓮観（蓮観）、讀岐公
長禅房 縁長（縁長）

長寿殿と宝珠殿は騎乗の馬長で、それぞれ櫛の大童子二名、練法師五名で一組であり、長寿殿と宝珠殿は騎乗で楽を奏していた。

近世の史料に目を転じてみよう。

享保一五年（一七三〇）の『春日大宮若宮祭礼図』⁽⁵⁷⁾では、御旅所についた時馬長児は「馬上にて神前三反廻り退出す 児の笠に。山鳥の尾をさし。本に五色の細き紙手あり。退出の時。大童子。これを取。神前へ投る」とある。また寛保二年（一七四二）の『春日若宮御祭禮松下行列図』⁽⁵⁸⁾には

馬長児 五騎 興福寺学侶
より輪番ニ出る。

児。ひで笠（紙手筆―筆者註）に山鳥の尾をさし、五色の細き紙手五筋付る、萌黄の狩衣（近年赤地金）指貫、後ニ牡丹の造り花を負ふ

○老人づゝ大童子、白張、金の添もとゆひ、末広を持、南大門にて輪番の（仮名僧官を名乗る）

○又三人づゝ、竜を戴き白張、藤の丸の紋、竹に五色の短冊を付、腰に木履一足づゝ付る、一つ物という

とある。馬長児は大童子一名を先導とし、騎馬の稚児と龍の風流笠に短冊（ここに記された懸想文については既に前節で指摘した）を吊るした竹笹をもった従者三名を一組とし、五組からなる。この従者が一つ物と記され既にその意味が忘れられている。この龍の風流笠は口取を意味する「櫛」という漢字より、龍の造形がイメージされて成形された可能性

もある。

本節の結論は、春日若宮祭約八五〇年に亘る歴史のなかで、馬長・一つ物は様々に変遷がある上、記録者によりその認識や呼称に違いがみられ、一様には理解できない。残念ながら馬長Ⅱ一つ物という前提さえもはつきりしないのである。

(六) 河上社の事例

応保二年(一一六二)三月、太宰府は肥前国留守所と河上宮に序宣を下した。⁽⁵⁹⁾

廳宣 肥前国留守所并 河上宮一宮

仰下 二箇條

一、五八月流鑄馬事

右、於流鑄馬相撲村田楽一物者、以國內名々、令勤行之事、先例有限之処、為彼神事有名無実之由、訴申之、事实者、附冥顯、其恐不少者也、早社家國衙相共、彼可令勤行流鑄馬以下神事之由、可充催諸郡名々等、

一、當社燈油免事

右、件燈油免者、町別壹斗伍升被充置也者、於彼油者、社内仁收置之、可致其役矣、

以前一箇條、任先例、可令勤行之旨、所宣如件者、在廳官人及社官等、宜承知、更不可違失、以宣、

應保二年三月廿三日

大宰權少貳兼大介橘朝臣在判

河上宮は現在佐賀県大和町に鎮座する神社で別当寺の実相院とともに

中世文書を伝来していることで知られている。同社の五月会・八月会の神事が国内名々の緩怠によって有名無実となったという訴訟を裁許し、諸郡名々に嚴重に催課して神事の振興を囑らせている。ここでも流鑄馬・相撲・村田楽・一物の芸能構成である。この一つ物は、室町時代に繼承されており、応永七年(一四〇〇)二月二十五日の「河上社御遷宮并五八兩會之儀式」⁽⁶⁰⁾には一物役は座主安徳修密坊律師増金が先規の如く勤仕することが記されており、一つ物は獅子・田楽・流鑄馬・火王・水王とともにお渡りをしていった。同年二月三日の「肥前国鎮守河上社御祭礼御幸目録」⁽⁶¹⁾によると、一つ物は安徳の所役、流鑄馬は龍造寺氏らの国中武士が参仕している。一つ物が座主の勤仕であったことは注目される。

(七) 醍醐長尾社の事例

下醍醐の長尾社は醍醐寺金堂の東北丘陵に鎮座する醍醐一帯の産土神である。⁽⁶²⁾ 中世長尾社祭礼に一つ物が登場した。

長尾社祭礼は九月九日に神幸があり、その還幸時の記録に「一 従旅所還幸事 付一物事 御供事」⁽⁶³⁾がある。これによると堂童子の七度半の使いの後、馬場末より東上して、八足門前に到りここで儀礼が行われる。

「則師子・田楽・能三番有之。^{一物已} 後也。神輿奉居、即御供ヲ備、禰宜供之。

此間一物二騎打テトヲル。舞臺上ヲ東ヘトヲル。御寺務御棧敷前、聊馬頭引向、御輿御前同引向之。惣棧敷後入了。」⁽⁶⁴⁾とあるように、一つ物は二騎で獅子・田楽・能の後に舞台などを引き廻されたものであろう。

『醍醐寺新要録』長尾宮編には、一つ物の章立てさえ見られるのであ

る。

一 一物事

慶延記第十卷云、壽永三年。九月九日今年御祭違例非一。無一物、無田樂、終日依深雨。行運阿闍梨一物如形乘之。

法身院御記云應永廿二末乙。祭禮每事無爲。一物清里如去年。密殿院法印垂髮也。

同御記云同。今日祭禮每事無爲珍重々々。一物竹喜久、馬教賢法橋進之。

同御記云同。今日祭禮每事無爲、未初刻神行、天氣無心元間、神事お急了。

西半還幸。一物、藤喜久丸、妙法院中童子也。一物奉行、治部上座胤盛、田

樂三番如常。當年頭金剛王院僧正勤仕。

同記云正長二。長尾神事如常。當年一物梅津法印所役也。於童者、公方者渡遣

之了。田樂頭中性院法印成淳勤之。

永享三同御記云、長尾神事無爲。神幸未初刻、西半神事終。當年一物兩人用意。

一人立願之間、別而沙汰之了。兒少々直垂供奉如恒年。尻切役經長寺主。

同御記永享二。一物、王二丸、當年大藏卿法眼經祐沙汰之。

同四年御記云、八脚門下以後又雨降。仍一物等用笠了。

年中行事延徳云、神輿奉居、即御供備、禰宜供之。此間一物二騎打テトヲル。舞

臺上東トヲル。御寺務御棧敷前、御馬頭引向、御輿御前同引向之、惣棧敷後

入了。此一物裝束以下裝束師參出之云々。

一物カヒソへ公方御力者仕之。一物前行童子悉皆裝束師沙汰立之云々。右

記之内、一物前童子三人笠取役也。即笠取内、以若男、髪サケ、紫色裝束キ

ス。馬口引御力者二人沙笠。

(後略)

既に壽永三年(一一八四)當時に一つ物があり、この年は大雨のため臨時に御旅所ではなく、釈迦堂において祭が行われたため、「一就深

雨不寄旅所於釋迦堂奉祭事」という章もある。

一 就深雨不寄旅所於釋迦堂奉祭事

同卷云、元暦元年。九月九日今年御祭違例非一。御輿不寄旅所、自大門末、

入八足門、令至中門、自其、奉渡禮堂。無一物、無田樂。終日依深雨、每事

泥々。競馬於中門前、走東。巫於中門下、々自馬、至禮堂。三綱座、西向、

北所司座東著座。都維那一人嚴圓、權官一人慶善。行運阿闍梨乘一物、如形

乘之。凡見物之頭裏無一人。執事權上座成玄也。

同別記云、元暦元年甲辰九月九日長尾宮御祭、依大雨、釋迦堂有之。御輿北大

門令入御、釋迦堂東廻中門令入御釋迦堂正面第東間トリテ次奥間御輿スヘ

マイラス。次御座正面西間敷之。次三綱并權官座正面西間東上臈シテ西サマ

ツク。次所司座正面東間西上臈シテ東サマツク。次大導師座正面間也。次

六三昧座所司ウシロ御輿前西上臈ツクヘシ。次競馬中門前東ハス。次相撲

左東ノ松本。次一物西大門入、石場ヘテ、鐘樓前南行東向中門、中門入西サマ

右西ノ櫻本。横廻釋迦堂前東ワタテ、如本、中門返出了。次師子・田樂舞之。次御輿同間御

出、中門シテ道如本也。嘉禎二年九月廿四日記之。寅云、記者誰人哉。

例年になく儀礼が詳述されており、この一物は行運阿闍梨の役であっ

た。一つ物の特徴は醍醐寺僧が頭役勤仕者であり、一物奉行さえ存在し

ていたことがわかる。一物は獅子・田樂・競馬・相撲とセットであった。

同書にはまた、馬長二一つ物と認識している記述もみられる。

年中行事上古云、九日御祭事、馬長二騎有之。一騎者政所御分、一騎者新阿闍

梨役。寅云、馬長者一物ノ事歟。非競馬歟。可尋之。以不准之。然者一物ノ部ニ可書入之。

その一方で馬長と一つ物を区別する認識もみられる。

慶延記第十卷云、又仰云、於馬長者、不可乘矣。穢氣不清之故也、予内心思、

爲座主職、先々不乗一物事、曾未聞矣。

穢れのある者は馬長を勤められないが、座主職でありながら一物を乗馬させないのはかつて聞いたことがない、というのである。

醍醐長尾社の一つ物は、童児であり、寺僧が頭役を勤仕し、田楽・競馬などの芸能と一連の構成であることを確認しておく。

(八) 賀茂社の事例

賀茂祭、所謂葵祭は平安時代に齋王と奉幣使を祭儀の中心的役割に据えるという官祭化が進んだ。祭に先だって、齋院御禊が賀茂河原で行われ、当日は紫宸殿での儀式の後、勅使・齋王以下がまず下賀茂社に向かい、次いで上賀茂社に至って社頭の儀を行ない、翌日は齋王が齋院へ帰る「還立」(まつりのかへさ)がある。承保三年(一〇七六)には毎年四月の中酉日が行幸の式日と定められ、平安時代以来華美となり風流を尽くす車や供人装束が過差とて禁止される程であった。⁽⁶⁶⁾ 正治元年(一一九九)四月二四日、賀茂祭を見物した藤原定家は一つ物について記している。⁽⁶⁷⁾

廿四日、乙酉、賀茂祭日也、(中略)祭使車造檜皮屋形、左右有簷、庇車敷、物見ヲ
 二間ニ作天、懸翠簾前後如何、袖ニ片方、屏ノ上ニ□□□□片方、唐牆上ニ竹ニ雀、
 左右ちがへて造之、翠簾下ニハ板、縁由、板下ニハつるはしら、いしすゑの石、件
 板上ニ蓋微開滿云々、轡官人、依武、院、武友、同下手、無引馬、皇后宮使權大
 進經高、新任、親國巡役也、(中略)轡忠武、對揚無慙、衰老物異様供奉也、熊被
 召出歟、其身又定自愛□希有也、□

敦近、右府官人、所擧カ□已上本□也、馬助仲家、狂物、院中近臣□□訪也、一物私
 不調云々、

この記事は、(一)で扱った日吉社の一物を記した翌日の記事であり、この一物も賀茂祭の神幸における稚児による騎馬の風流であった可能性がある。藤原定家が一物を勤仕したのであったが不調であった、と解釈することもできる。定家は『明月記』同月二六日条に、賀茂祭を回想して「祭使不具童」と記しているが、この記述より、祭使Ⅱ一物、不調の原
 因Ⅱ不具と推測することもできるのである。

(九) 法隆寺総社の事例

法隆寺では建仁三年(一一〇三)、境内の総社の遷宮があり一つ物が出た。『法隆寺別当次第』には、「建仁三年、惣社造神移、十月廿四日、学衆田楽、禅衆一物、光明山尼御前沙汰也。」⁽⁶⁸⁾とあり、学衆による田楽、禅衆による一つ物である。五四年後の康元二年(一一二五七)にも総社の遷宮祭があり、⁽⁶⁹⁾ここでも一つ物が登場したのである。

康元後深草御宇二年丁巳三月惣社造營、同廿七日宮渡。依先例、學衆禅衆風流有之、遠近見物人、皆稱美讚歎。兒共流籥、家子五騎物具殊勝、ハリカへ五人學衆、雜色同上、田楽同上、神主同上、中綱二人同上、仕丁二人同上、猿樂、同上、競馬廿騎禪衆、一物兒同上、練法師十人同上、各東院禮堂ニ集會已刻、西寺中門前ヲ經テ西行、西廊西浦ヲ北行、惣社御前ヲ東へ渡、大經藏前ニ居遊。

この史料でも一つ物は禅衆の役である。即ち、禅衆が一つ物の稚児を

頭役として勤仕するのである。『法隆寺別当次第』の同記録では、「禪衆一物。兒同上。」とあるが、この禪衆は競馬の勤仕であり、『古今一陽記』の記載によるべきであろう。法隆寺総社遷宮祭の芸能構成は、競馬・猿楽・一つ物・流鏑馬であった。

(5) 白山の事例

加賀馬場に位置した加賀下山七社（白山七社）は白山本宮・金剣宮・岩本宮と中宮・佐羅宮・別宮からなり、前四社は白山本宮を中心とする本宮四社、後三社は中宮を中心とする中宮三社と称した。白山七社は延暦寺の配下に組み込まれてのち、日吉七社にならって構成された。中世の白山本宮臨時祭礼は本宮・金剣宮・岩本宮の三社が会合して挙行する祭礼で、周辺の三宮・八幡宮も参加した。⁽⁷⁰⁾最初の臨時祭礼は安貞二年（一二二八）四月八日に惣長吏法眼成舜の発願で挙行され、その時に一つ物が出たのである。⁽⁷¹⁾

一、白山本宮臨時祭次第事 三社会合是也、

安貞二年^{戊子}四月八日^亥 始之、願主惣實主法眼成舜

御供頭 筑前入道行西 横江一川住

一物 犬子殿 劍少人 井家庄上総公子息 従八人 劍行人

馬頭 石王丸 惣實主御童子

白山所司三綱渡事 三綱当宮在庁禪実房 所司如教^{通目代也}

劍三綱玄義房 所司千乘 通目代也

岩本三綱^{勝寂房}温矢住 執当也 所司一人

白山神官渡人 今江二郎大夫氏宗 柏野太郎氏実

劍神官渡人 弥藤二^(同説之)小保住 小大夫
岩本神官渡人 弥二郎大夫 太郎大夫

白山本宮は久安三年（一一四七）四月二八日に延暦寺末となったといふ説もあり、延暦寺内部には白山別宮などの役職が置かれ、別当白山寺を中心に天台寺社として整備されていた。中世の白山本宮は加賀一宮と延暦寺の加賀別院としての機能を兼ね備えた地方権門として存続した。この一つ物も、当時の延暦寺や天台系の祭礼にならって導入されたと推定される。

白山における一つ物は以降馬長と称されるようになったと思われる。即ち、正和元年（一一三二）の三社臨時祭には、馬長が流鏑馬・猿楽・相撲とともにでており、三綱所司等の乗馬であると記されている。⁽⁷²⁾また、康永四年（一一三五）臨時祭次第⁽⁷³⁾には、

康永四年^{乙酉}臨時祭次第

一、御行次第

競馬御迎参先^(禮)陳、次田楽、次三宮御輿

次大社御輿^{諸社神宝}、^{紺二サヲ}、次御子郡本所散所

代、次八幡御輿、次御子郡獅子各々

一、御輿仮屋奉入後三社師^舞

一、田楽三尋布八懸八人仁

一、猿楽一頭宛渡物ヌ

一、舞童従時略之

一、諸司

一、三綱先公人二人^{大刀帶左右小手}唐笠持

次流鎗馬上馬 舍人童 弓袋指党色

次馬長 舍人童 練法師六人之内二

次相撲三番 三尋布四
裏手両録 次競馬三番

とあり、練法師六人の内二人が、馬長としてお渡りをしていた。白山の三社臨時祭礼も一連の芸能構成の一つであることがわかるのである。

(一) 筑後坂東寺の事例

筑後国廣川庄坂東寺は『筑後地鑑』⁽⁷⁴⁾に、「水山坂東寺、台宗之古梵宮也、伝言、桓武天皇御創造、伝教大師開基、延曆年中建、(中略)西方大門外、勸請熊野三所権現、(中略)毎歳十一月十九日有祭礼、東大門側有民居、善陶、如其酒盞爐具之類、雖深草半田之甄家亦不及、故府君毎歳献之東武」とあり、坂東寺は天台宗でも非常に古い開基伝承を有していた。天福二年(一二三四)の「坂東寺所役注文案」⁽⁷⁵⁾は上妻郡廣川庄鎮守伽藍仏神講経田に関する所役注文であるが、御九日会に一つ物が出ていたのである。庄園鎮守社である新宮・若宮王子・西御前では御九日会が二季に行われていた。それは新宮が「座配大行事方」、若宮王子が「庄配小行事方」という祭祀組織に支えられ勤仕された。祭礼当日、祭場の浮殿には「御供高盛九種九前」他様々な神饌が据えられて諸芸能が演じられた。

一 同時流鎗馬十番名、事

(中略)

一 同時相撲十番名、事

(中略)

一 同時八女八番名、事

(中略)

一 同時馬長一人勢得 陣道一人富重 一物一人藏教事

一 同時駕輿丁十五人名、事

(中略)

一 同時男舞十人童舞六人名、事

(後略)

この他にも、田楽・舞楽・音舞の参勤も記されている。馬長二人と一物二人は別に出ているが、馬長・陣道・一物は同じ事書中に記されているところから、何らかの共通性の認識が存在したと思われる。一物の藏数は流鎗馬、相撲、八乙女、童舞、男舞を勤仕している。富久は饗膳六前、流鎗馬、賀輿丁、相撲を勤仕している。藏数・富久は武士団ないしは在地土豪と考えることができる。

坂東寺における一つ物は、天台の鎮守祭礼におけるもので、流鎗馬・田楽・相撲などの一連の芸能構成のなかで勤仕されていたのである。

(二) 園城寺の事例

一三世紀末の成立といわれる『天狗草紙』園城寺巻に一つ物が描かれている。即ち、園城寺の唐院における法華八講である唐院三十講の一つ物と思われる描写図⁷がある。唐院の庭上における狩衣姿、雉の羽飾り

の笠を被る男を、小松茂美は田楽の楽頭とする⁽⁷⁶⁾。その後ろの基壇の下の田楽法師七人は全員剃髪姿なのに対し、楽頭は有髪である。田楽の後ろに流鏝馬の射手が描かれるところからも、この人物は田楽の楽頭ではない、田楽・流鏝馬とセットの一つ物物ではないか。というのも、『寺門高僧記第四卷』には園城寺における馬長・田楽・流鏝馬がみえているからである。

縁起有之
新八幡宮頼義勸請覺義草創。後冷泉院御宇康平六年四月三日豫州大守并義家朝臣祭禮始行之。家僕人々流鏝馬勤之。門徒馬長渡之。

或云。康和年中園城寺請八幡宮行四月三日。是依衆徒立願追拂御室戸僧正也。其後心猷龍陽爲大衆長充行馬長十番。重又禪智法印壯之比結構田樂。

既に康平六年（一〇六三）には馬長と流鏝馬が、康和年中（一〇九九〜一一〇四）には馬長と田楽が行われている。加えて、新羅明神祭にも馬長がみられる。新羅明神祭は、『寺門傳記補録』第二によると、永承七年（一一五二）九月一九日に創始された。承元四年（一一二〇）一月一八日の新羅明神祭礼渡御⁽⁷⁷⁾には、獅子・童子・馬長とともに大衆五〇〇人が加わっている。平安期から鎌倉期にかけて、馬長・獅子・田楽・流鏝馬の芸能構成が成立したことを窺わせる。

(三) 松浦党佐志氏の事例

佐賀県東松浦半島とその基部一帯で活躍した上松浦党の、波多・有浦・佐志氏などの一族に関する史料は肥前松浦党有浦文書としてつとに著名である。正和二年（一一三三）月不詳一〇日「佐志浄覺拳讓状案」⁽⁷⁸⁾は、

松浦郡松浦西郷庄值賀村（現東松浦郡玄海町）に所在する遺跡の処分に
ついでに讓状案である。佐志氏より九日会の流鏝馬五番の内一番、一つ物一騎を出すこと、一つ物は久曾壽が勤め、延年も兄弟で勤めること、この勤仕を公事とは思わないで、権現をよくもてなさなければならぬことなどが記されている。康永元年（一一三二）佐志勤の嫡子源次郎源茂に対する「佐志勤讓状案」⁽⁷⁹⁾には、流鏝馬・一つ物一騎・延年者三人の勤仕を毎年懈怠なくするべき旨記されている。また、同讓状には「次当村鎮守□□・浜田今熊野権現・同所八幡、彼御神事時者、兄弟寄合天任先規可勤仕、聊毛不可有無沙汰之儀」とある。佐志氏が流鏝馬・一つ物・延年を勤仕していた神社について、永島福太郎はこれを今岡権現とするが、私は当村鎮守Ⅱ近世の佐志村域の浜田神社、浜田今熊野権現Ⅱ熊野原神社（現唐津市西寺町）及び浜田八幡Ⅱ現唐津市佐志八幡に比定しておく。永島は、流鏝馬の第一番の一騎が一つ物と呼ばれたとするが、その解釈は誤りで、流鏝馬一番、一つ物一騎を勤仕するのである。何れにしても、中世武士団佐志氏の神事事仕において、流鏝馬・一つ物・延年が勤仕せられていた事例として貴重である。

(四) 玉垂宮の事例

佐賀県三潁郡の大善寺と鎮守玉垂宮の仏神事には、鎌倉時代から室町時代にわたって、筑前・筑後・肥後方面で活躍した芸能者である美麗田楽が奉仕していた。この美麗田楽や玉垂宮の子孫である梅津家にはこの一座の文書とともに、「玉垂宮并大善寺仏神事記」⁽⁸⁰⁾が伝来している。こ

れは建武年間(一二三四〇八)頃に書かれたもので、大善寺・玉垂宮の五月一五日の五月会と九月一九日の御九日会の渡物次第に一物が登場する。

(五月会)

渡物次第

一番行事五月会無之 次馬長 所司 八女 一物

尻巻背腹巻 村田染 政所田染 流鑓馬

楽舞 相撲 神楽 已上同前

(御九日会)

渡物次第

一番馬長二騎口取田染二人 至手正面 藤吉村 安武村

次所司九日会無之 六人巡次 走刀乘尻履之

八女座二人 散花六人 祈禱長差之 巡次在鑓

一物 永吉村 田口村 安武村 五郎丸村 得富村 法師丸

村田染東郷

(中略)

西郷

(中略)

尻巻 東郷

(中略)

西郷

(中略)

政所田染渡馬場 流鑓馬公文所 下司 酒見 補池 永久 武藤 稻吉 永松 恒里

俘目九日会無之 色声 神主等役也鷹狩 犬飼 種々風流在之

楽舞

相撲 左方 東郷分

(中略)

右方 西郷分

(中略)

御神楽八女 色声人等

前述筑後坂東寺の事例の如く、馬長と一つ物は別である。御九日会では、一つ物の口取は田染二人である。五月会の芸能構成は、獅子・田染・舞楽・相撲・馬長・八乙女・一つ物・流鑓馬・尻巻(走馬)で、御九日会では獅子・相撲・尻巻・馬長・八乙女・一つ物・田染・流鑓馬・神楽であった。

(四) 宗像社の事例

宗像社の放生会にも一つ物が登場する。宗像宮の中世の放生会は、八月一三〜一五日に行われており、一三日の社務館浮殿放生会市渡大神事と一五日の放生会大神事に一つ物が登場する。⁽⁸²⁾

一 御放生会事

同十三日御内浮殿号市渡ト

許斐ノ御輿ノ御下ノ様ハ五月五日同

御供ハ自御内ニイル

大御供三前 小神供三十六前 界物三前 御酒一瓶子

御幣十二

一伝供ノ後衣替アリ 次舞楽 次一物ヒトツク行司渡ル 次相

摸 諸郷ヨリトル也 入夜テ風流 田楽 延年

(中略)

一十五日事辰有舞 テウトリアハノ
キヤウシノマイトイフ也

同已 船クラへ 次伝供 法用 次行烈 次伝供

惣宮師 御供宮師 次舞楽 次行司 一物渡ス

次相摸

この史料は応安八年(一三七五)祝師祢宜致広の注進文である。一三日、許斐社の神輿は黒尾殿の飯宮から田島辺津宮社務館の浮殿に神幸され、ここで傳供御供と放生会の試案が行われる。『正平年中行事』には、「同十三日、一渡大神事許斐神輿御幸、終日終夜神事」とある。試案はまず饗膳があり、後色々の試案が行われた。舞楽の次が一つ物で、『応安神事次第』諸本の多くには「次一物、次行事渡ス。」と記されている。一五日には「次行事 一物渡ス」とあり、これも「次行事、次ニ一物渡ス。」と記された写本が多い。『宗像神社史』の筆者は行事が一つ物を渡す、と解釈し、「神幸・試案を通じて、これを『市渡』と総称しているのは、神聖なる『一物』を『市』(巫女・神)に見立て、これが渡るための名であろう。」と論じる。しかし、一つ物と行事は別の渡り物である。また、後述(同)賀来社の事例も同様であるが、放生会浮殿の浜には市がたつので、浮殿への神幸を「市渡」と称したのである。

(同) 大谷寺の事例

福井県朝日町の越知神社には中世の越知山大谷寺の様子を伝える文書

が伝来している。当寺は泰澄の草創にかかることされ、越知三所権現を祀る。平泉寺と並び越前における白山系山岳修験の拠点であり、中世以降延暦寺の下に属して栄える。大谷寺では三月五日に法華八講を修する八講会が行われた。八講会に際して、越前国中の旦那、足羽郡内の施主の義定が前年に定められていた。⁽⁸⁴⁾

永徳四年(一三八四)の八講会に一つ物が登場している。⁽⁸⁵⁾

越知山大谷寺三月五日御八講会注文

定 永徳二年

- 一、幢舞兒十人内、懸舞兒千代法師丸舞五番、恒例也、
- 一、舞屋坊者、東谷ヨリ一日宛、坊別始之、中谷良智坊マテ
- 一、舞師・学人等、宿坊ハ一人宛、坊別ニアツカル、是ハ北谷ヨリ始之、蓮道坊マテ、舞師料足壹貫五百文、学人等六人、代三貫五百文、以上五貫文
- 一、児ヨリ足三人宛、代ハ四百文、児元へ出ス也、但是ハ末代例スヘカラサル物也、

一、講堂向イタ 十ツホ、代四貫文、是ハ、天賀観仏セシヤウノ五貫文代内也、

一、ヒトツ物番頭ハ、先例仕テ講衆方ニ有者也、
講衆方二人 以上六人
先達方四人

一、講座門養坊兩人勸進ニテ 当年是ヲ造立スル物也、

一、御八講花共、遍照坊勸進也、物中ヨリ代壹貫文出也、代三貫五百文ニテ造立物也、

一、地頭方雜掌、舞師・学人方猿楽カレコレハ、坊別二百文宛出錢也、地頭方雜事ハ、殿・家子・殿中源・殿原マテスル也、御一属ハ殿ヨリ下行也、
(異筆)

〔永徳四年三月日 注之〕

天台系の法華八講に一つ物が出た事例は既に園城寺の唐院八講でみた

とおりでである。当寺では、講衆方が一つ物を勤仕していた。

(㉔) 園林寺の事例

福井県三方郡美浜町宮代に鎮座する弥美神社の別当寺、園林寺に伝来する『園林寺文書』永享十一年(一四三九)の「坊役兒鬮子事」という差定状⁽⁸⁶⁾に一つ物が登場する。

(端裏貼紙)

「永享 御祭日坊役兒子舞注文
丁巳卯年 六十二年」

坊役兒鬮子事

- | | |
|--------|--------|
| 一番 梅本房 | 二、 竹本坊 |
| 三、 成就坊 | 四、 一乗坊 |
| 五、 杉本坊 | 六、 中坊 |
| 七、 玉蔵房 | 八、 藤本房 |
| 九、 本房 | 十、 平等房 |

永享十一年正月十三日

右鬮子者、依四月一物兒事關如定所也、

端裏書から坊役兒の子舞注文である。これは園林寺修正会延年童舞における坊役兒の鬮である⁽⁸⁶⁾と推定され、本来四月一日祭礼の一物兒が修正会童舞をも勤めたのであったのが、永享十一年は一物兒が闕けたので、

園林寺の諸院に坊役兒を勤仕する頭役を鬮で決めたのであろう。永禄五年(一五六二)四月一日の『二十八所社祭礼神膳支配日記』⁽⁸⁷⁾は、織田庄山西郷鎮守である二十八所社(弥美神社の前身)の祭礼役割や負担を如実に示す。

(端裏貼紙)
「永禄五年 四月一日祭礼神膳四十八膳支配日記、丁巳卯年百三十八年」

廿八所祭礼膳之日記

- | | | |
|-----|----|---------|
| 御幣村 | 六膳 | 此内三膳留候、 |
| 上村 | 六膳 | 此内式膳留候、 |
| 下村 | 六膳 | 此内式膳留候、 |
| 王村 | 六膳 | 三膳留候、 |
| 獅子村 | 六膳 | 三膳留候、 |
| 田楽村 | 六膳 | 三膳留候、 |
| 神子 | 六膳 | 三膳留候、 |

王の舞を担当する王村、獅子を担当する獅子村、田楽を担当する田楽村、神子渡りを担当する神子などの記載があり、中世末期には王の舞・田楽・獅子の芸能構成であったことがわかるがそこに一つ物はみられず、永享から永禄の百数十年間で消えたのであろうか。上井久義⁽⁸⁸⁾や橋本は、一つ物の後身が現在の祭礼で大御幣と共に神殿に担ぎこまれる童(大御幣差し)であるとしている。御幣は永禄期には御幣村の所役であり、この時期既に一つ物は御幣村の所役だったのであろうか。あるいは、中世宮座の解体とともに民俗変容した結果一つ物の要素が御幣差しにすりかわったのであろうか。

二十八所社は織田庄の莊園鎮守社であり、領主は天台常寿院領、南北朝以降青蓮院領であった。⁽⁸⁹⁾永享までは確実に存在していた一つ物は、天台一日吉社系の祭礼芸能とセットの芸能として京から伝播したものであろう。

(六) 浦島明神の事例

京都府与謝郡伊根町本庄浜に鎮座する宇良神社は浦島大明神、筒川大明神ともよばれ、浦島伝説の神社として著名である。当社には、紙本著色『浦島明神縁起絵巻』一巻が伝来する。制作年代は一五世紀初頭とされ、前半は浦嶋子の物語、後半は宇良神社の鎮座と祭礼を描く。祭礼には、田楽・流鏝馬・相撲・競馬・一つ物が描かれている。小松茂美は、この祭礼を弘安二年（一二七九）八月二日に行われた遷宮の儀とした。⁽⁹²⁾ 当社では、三三年ごとに上葺仕替、六六年ごとに悉皆造営があり、宇良神社所蔵の最古の嘉吉二年（一四四二）棟札に「當社悉皆御造榮」、「地頭殿領家殿公文一円地頭殿二階堂中務弁入道行充」、「干時御代官三富越前入道□□進」と記されている。弘安二年の遷宮は絵巻成立より一五〇年近く遡り、実際には嘉吉の悉皆遷宮を描いたと考えた方がよいのではなからうか。するとこの絵巻の成立は一五世紀半ばと推定されよう。

さて、同絵巻の浦島神社遷宮祭礼のクライマックスである神社から御旅所への神幸の場面には、描かれている順とは逆に、一つ物・競馬・相撲・流鏝馬・田楽の順でお渡りしている。図8一つ物の少年は、赤地の水干の上に白い被衣を着ている。胸には懸守を下げ、美しい扇をかざしている。さしかけた蓋は風流の象徴である。これを一つ物に比定したのは黒田日出男であり、氏は従来 of 民俗学の解釈通り、「馬上の美しい少年は、神の憑坐すなわち『一つ物』であろう」とした。⁽⁹⁴⁾ この一つ物も田楽・競馬・相撲・流鏝馬の一連の芸能構成の一つである。

(六) 琴弾八幡の事例

香川県観音寺市の琴弾八幡宮の別当寺である観音寺は、徳治二年（一一三〇）書写の七宝山縁起によると、大宝三年（七〇三）日証によって建立されたという。⁽⁹⁵⁾ 享徳元年（一四五二）閏八月一日に観音寺によって執行された当宮鎮座七五〇年正当臨時祭礼放生会には、郷役として高屋郷は相撲一七人、御宝櫃持二人、八月一日新賀饗饌、師子頭一人、坂本郷は八月一五日饗饌、師子頭一人、柞田郷は御輿馬一匹、朝楽酒肴、透流鏝馬、相撲一七人を勤仕している。坂本郷、高屋郷、柞田郷の三郷は同宮中世の祭祀圏である。この三郷の他、今市・仮屋・上市・下市などからも様々な所役奉仕があった。この折の放生会祭式配役記が伊予守信之によって記され、現在神恵院観音寺に伝来している。

(首欵ク)

大樂坊 眞乘

吉祥坊 散花師 定仁

□(一) 舞童 兒八人

(中略)

一 舞臺之大衆八人

(中略)

一 伶人

(中略)

一 神人

(中略)

□□□□

大徳坊 祐慶

- 一 神子八人 神樂男五人
- 一 惣一 二神子
- 一 三神子 樂頭 左衛門大夫
- 一 宿居之靈殿 御供御福酒
- 一 御輿馬一疋 相撲十七人 高屋郷ヨリ
- 一 御寶櫃持二人 高屋郷役
- 一 御輿馬口取三人 社家之神人役
- 一 八月一日之新賀之饗膳 高屋郷ヨリ
- 一 坂本郷三ヶ村ヨリ 同十五日ニ饗膳アリ
- 一 駕輿丁十二人 兩廳之神人役
- (中略)
- 一 床木持二人 五郎次郎 衛門次郎今市之問人之役
- 一 小松原之貞清名ヨリ 大敬持二人孫二郎
- 一 師子首二人之内一人高屋郷ヨリ 一人坂本郷ヨリ 彦三郎
- 一 假屋ヨリ 相撲十七人
- 一 御輿馬一疋 柞田郷ヨリ
- 一 朝樂酒肴 柞田郷ヨリ
- 一 透流鎗馬 同相撲十七人 柞田郷ヨリ
- 一 御社之沙汰人三人
- (中略)
- 一 神合 藤兵衛 承事 兵衛五郎
- 一 童舞 六人 内
- 一 朔 歳十二 菊市 歳十一 菊松 歳十三
- 一 楠法師 歳十 乙齋 歳十三 楠龜 歳十三
- 一 一物之御馬鴿毛 乗手乙法師 歳十三

- 一 集物 上市下市ヨリ一所ニ仕候
 - 一 舞車之役者之事 師子舞 町之三郎
 - (中略)
 - 一 狂言 町之左衛門三郎
 - 一 物集之役者之事
 - (中略)
 - 一 大念佛
 - 一 假屋船組兩頭ニヨリ
 - 一 鴨堀江ヨリ 御集物仕候 是も當日アリ
 - 一 舞年行事 寶興院 慶琳坊
 - 一 惣年行事 實相坊 大樂坊
 - 一 悉御本神事之眞、其沙汰在令ニ勤仕、目錄之次第如件
 - 享徳元年 壬潤八月十五日
 - 源伊豫守信之法名常要記ニ置之也者
 - (細川信之 花押影)
- 一つ物は乙法師一三才で、この乙法師は一つ物の前に記された童舞の乙齋一三才に比定できる可能性もある。この遷宮放生会の一つ物も、獅子・流鎗馬・相撲と一緒に渡りした。この一つ物は近世まで続いていたらしく『西讃府志』卷三には「琴弾八幡ノ祭りニ、サルベキ童児ヲ選ビ、祭りノ前ツ方ヨリ、重ク齋ナサシメ、祭ノ日鳥ノ尾サシタル笠ヲキセ、コレガ額ト、笠トニ八ノ字を書、馬に乗テ神輿ノ前ニタムシム、是ヲ一つ物ト云」とある。琴弾八幡の一つ物は周辺地域にも伝播したらしく、

『西讃府志』卷三風俗の部では「又笠岡村ノ祭りニ、村人五郎八ト云者、其家ノ巽ノ方に廣サ三間長サ五間バカリノ堀アリ、其中ニ塚アリ、其塚ニ生タル茅ヲ、一ツ物トテ持来リテ神輿ニ從フ、又熊岡八幡ノ祭りニモ、彼五郎八是ヲ持行ト云」とあり、三豊郡豊中町笠田笠岡神社と同町の熊岡八幡の祭に村人の五郎八が一つ物と称する茅をもって神輿に從つてお渡りをした。昭和三七年現在、笠田の宇賀神社、比地大の熊岡八幡で行っている一〇月一五日の祭日に、その年に生まれた子供が神輿渡御に参加する。子供は土ふまずと呼ばれ、母親が抱いてお渡りする。子供の手にはススキの穂を持たせており、一つ物と称された茅の面影を伝える。⁽⁹⁷⁾

㊦ 宇都宮二荒山神社の事例

下野一宮の宇都宮二荒山神社における二〇年に一度の造宮には様々な芸能が奉納され、その一つとして一つ物も登場する。『造宮日記』長祿二年（一四五八）条にはこのように記されている。⁽⁹⁸⁾

- 能 初番 すい 大人 和泉阿 主能 慧心院 弘賢僧都
- 二 花つみ 沙門貞久 花つみ子 乙寿丸 主能 弘賢
- 三 志げやす 主能 弘賢
- 四 ま禰与一 大人 虎寿丸
ニハ宮千代丸 大人 高尾神伊賀守子 笛 あらまき
- 五 いと桜 虎寿丸 主能 松丸 大つみみ 弁
小つみみ 正蔵
- 六 番 王舞 大夫阿 鼓少納言 笛伊勢阿
- 七 番 一物 慈心院千代寿丸 口取 池上僧都

高尾上律師 太刀帯 不動院 安察
 口押へ 弁公 大衆舞 ツミミ 打也

一 大衆舞 俱舎 伊豆阿 移少納言公 笛 治部卿律師

田楽人数

一 千代寿丸 慈心院殿 二 大桶丸 三 宮寿丸
ササラ 白桑田分 不動院分 蓬来坊分

四 番 宮千代丸

一 鶴寿丸 二 吉寿丸 三 長寿丸 四 番 竹千代丸
つみみ 池上分越中 尾羽分 高尾神分 山口分

笛 橋本坊見也見所掃部助 案所大郎

真論舞 弁公 草 大夫阿

田楽師 実教房 大衆舞 草論舞 師真論舞
日光山 大衆舞

同 最蔵房 草論舞

能・王の舞・一物・大舞舞・田楽・真論舞・草論舞の構成である。

同記録文明一〇年（一四七八）条には渡物の次第として以下のように記されている。⁽⁹⁹⁾

- 渡物ノ次第
- 一番 祝 宮仕 右京公 蓮持 式部公 同 御幣持 兵部
- 惣一 少納言
- 法印弘久
- 二番 法印俊聖 池上僧都 出立黄口立糸ほし
小猿 安擦僧都
- 三番 女御子 大隅律師 口取 宰相公
- 四々 男御子 宮内卿律師 下部御子 治部公
- 五々 獅子 加賀阿 獅子ノ子 参河公
- 笛 式部公 鼓 遠江公
- 六々 王舞 讚岐阿 鼓 少納言阿

笛 筑前阿

七々 一物 鶴丸 太刀帯橋本坊越前阿

押大衆 二位僧都 出立具足ソケンノ(衣)

肥前律師 袈裟おかふル小手はいたてツ、ぬき

何モ屋形様ヨリ(虫摺)何モ長刀お持

口取少将公 大衆舞 不動院 蔵人公本舞

一つ物の雑色には太刀や長刀持も続き、渡物以外に能・田楽・真呂舞が奉納された。

同記録天文七年(一五三八)条には「渡物之次第」として以下のよう(19)に記されている。

渡物之次第

一番 祝 慈一老西之坊 出立たてゑほしちやうあ

延持 御幣持 大貳

今度は人数不足によつて両方をかね候

出立者宮仕えしたて

二番 小張 慈心院 田中坊

出立者 重衣 大口

三番 女御子 東門院

出立つねの御子の装束 すゝまてもち候

四番 男御子 実相坊

出立つねの男御子のことし

五番 獅子 丹後 獅子子 宰相 つゝみ 左京

出立つねのしゝかしらをか(虫摺)

六番 王舞 高尾神

(黄徳) きとくの出立

七番 一物 藤太郎泉津正息

つくり馬(編)のり候 出立あやいかさ 山(鳥)とりのお(尾)うへ(尾)たてゝ 衣裳

大口 さしぬき

口とり 讃岐 伊賀 重衣取袈裟をかふり候

太刀はき 式部 兵部 兩人 出立ゑほし こし折ひたゝれ太刀をはき候

押大衆 橋本 侍従 出立ははらまき こて はいいたて すねあて 長太刀を

ぬき持候 帽子をかふり候 太刀をもはき候

一つ物の馬が春駒のごとき姿をイメージさせる造り物であることは注目すべきである。ここでも、大衆舞・能・田楽・論舞・若韻という芸能構成をとっていた。

宇都宮二荒山神社の中世遷宮においても、一つ物・田楽・王の舞という基本構成は整っていたのである。

(二) 藤森社の事例

京都市伏見区の藤森神社の祭は五月五日で深草祭と称される。『康富記』応永八年(一四〇一)五月五日条には、「今日深草祭、(中略)深草人百卅騎北御所参入、」とあり、元和四年(一六一八)の『藤森社縁起』には「毎年五月五日祭祀、神幸之時、在地之神人等、鎧甲冑帯弓箭、列騎馬事、第一異国降伏之表示、第二天下泰平之瑞相、第三疫病消除之祈禱也」とある如く、京都では甲冑武者の行列は深草祭に始まるとされるほど、京に鳴り響いた祭礼行列である。寛文期の様子は、「武羅かけよ

るひ武者、ねり物、つくり物、一座の狂言師など色々ありて、御こしをまつり、法性寺の一の橋まで渡りしが、今は三十三間のあたりまでもねり物は来る也」と記されている。この祭を見物した大乘院門跡経寛は寛正三年（一四六二）五月五日にこのように記している。

深草祭一者渡云、巳剋一者渡、長具足者百四十五人在之、次午下剋物勢渡、二頭ニ百騎計在之云、

この一者、二者には長具足者が一五〇—一四〇、各々一〇〇騎が続く壮観な行列である。

文政七年（一八二四）の藤森社の「年中行事」には次のようにある。

（五月）五日

寅ノ刻薬師堂の一ツ物出ス、尤出門時当家届来ル、卯ノ半刻帰社

同刻東福寺馬借はつけい持参、御初尾青銅拾疋、月番役人は受取神先米遣ス

御奉行所御代参有之、御太刀馬代御奉納、神輿前献ス

巳ノ刻伏見御警固、入社内茶たはこ盆出ス、御神酒乃しこんぶ出ス

昼馬 役人三人当家定来ル、夫ノ神供所進神子清夜ス、畢出馬、未ノ半刻帰社、表馬場馳馬之間神輿之番地人出ス

畢京町拾丁目山崎町筋東福寺ノ警固来ル、神酒着ス、祭礼役人三人当家迎来ル

京町拾丁目ノ神輿かゞみ出来届来ル、夫ノ神供所進神子

清夜畢 渡御

遷幸 遷宮

惣役人御神祭無滞相濟仕候段恐悦来ル、神人三人酒飯出ス

一ツ物は薬師堂より出、当屋に寄つたものと思われる。

（目）速玉社の事例

和歌山県新宮市の熊野速玉神社の御船祭は一〇月一四—一六日の例大祭の一部として一六日に行われ現在も一つ物が出る。一つ物は新宮大社で調進するもので、金欄の狩衣をきて編笠を被り、背中に大島の人がつてきた一二本の萱の穂と一二本の牛王をさした少女の姿をしたものである。一つ物は一六日の神輿渡御式に神馬に乗せられて、神輿とともに熊野川の河原の入り口までお渡りをし、ここで一つ物のみは神社に帰る。

この祭については宮家準の詳細な研究があり、氏は一五日の儀礼は祭前日に神馬に海上の寄り来る神（速玉神か）を憑けて速玉大社に迎え、さらに一六日には神馬が阿須賀神社の神霊を第一殿（速玉宮）に迎え、その上で神馬に遷された速玉大神が御旅所に行きそこで示現する意味があると解釈した。延享元年（一七四四）四月の奥付のある『社法日記』所収「熊野新宮祭礼附年中行事」に、一つ物は一番に田楽とともにお渡りをしており、天保一〇年（一八三九）の『紀伊統風土記』巻之八二、牟婁郡第一四新宮部上にはこのようにある。

一物 馬に編笠着たる人形を乗す、旧は若き人を乗せたりといふ、衆徒永田氏より出す、

寛文記に一ツ物は金欄の狩衣を着て、萱穂十二本に牛五十二枚狭み腰にさして餅馬に乗り御輿の先に立つ、其萱穂は大島より献するを、衆徒等七日の間、神前に籠り祈禱して出すといふ、按ずるに三前郷大島に権現島又堂島といふ小島あり、其島の萱の穂一本、今も当宮に献す、是旧は十二本なりしならむ、

一つ物は衆徒永田氏の役であった。また、柳田の指摘以来、新宮御船祭研究において、顧みられてこなかった史料に明徳元年(一三九〇)の神宝目録⁽¹⁰⁷⁾がある。

一九月御祭具足

先被四人装束在唐櫃、

左狩衣退紅 鳥甲二 袴襦二 袴二 踏懸一 糸鞋二 錦帶二筋

右狩衣^{浅黄} 鳥甲二 袴襦二 袴二 踏懸一 錦帶二筋

一乘尻十人装束在唐櫃、

左冠五 老懸五 袴襦五^{赤地} 狩衣五退紅 袴五^{赤地} 下袴五 帶五 太刀

五振^{廣尻} 水干 藁沓 鞆五^{黒漆}

右冠五 老懸五 袴襦五^{青地} 狩衣五^{浅黄} 袴五^{青地} 下袴五 帶五 太刀

五振 水干 藁沓 鞆五

一一物装束一具在唐櫃、

半尻水干^{赤地} 袴襦同錦

帷藍摺 下袴

綾蘭笠 山鳥毛

鞍一具^{平文} 鞆小絵

輪轡物^{在散} 手綱

鍔舌短^{散物} 鉾籠頭

同籠二人装束

狩襖 袴

下袴 烏帽子

雑色二人装束

水干 藁沓

一田楽十人装束并持物等

水干袴十具 茜衣十領 帷十

綾蘭笠十 鼓四 編木四

志天々伊 銅拍子

笛吹装束

水干 指貫 袴 帷

下袴 平笠 塗履

尻卷二人装束

水干 指貫 帷 下袴

塗履

右任元亨元年社家註進之状、所令記也、

明徳元年庚午十一月十八日

造営奉行 比丘正機

右筆 小比丘白巖

助行 比丘正柱

助行 比丘心覚

主石垣在庁宮主員包

この目録は『紀伊統風土記』所載文書で、新宮所蔵の明徳元年一二月の神宝目録(一つ物の記載はない)との関係は明らかではない。この目録の巻首には「註進熊野山新宮造替遷座御神宝調進目安書」とあり、明徳における新宮造営遷宮に際して、その参考として元亨元年(一三三二)の社家注進の状に基づき当時の目録を書写したものであり、当社の六〇年毎の造替遷宮祭の様子が記されている。六月会舞装束と九月会御祭具

足の記載があり、遷宮祭には年中行事のなかでも、風流で聞こえた六月会の舞楽と九月会の一つ物が特に採り入れられている。新宮御船祭は室町末には九月会（『両峰問答鈔』）と称されていた。⁽¹⁰⁾

先祓（四人）―乗尻（二〇人）―一つ物―籠（二人）―雑色（二人）―田楽（二〇人）―笛吹―尻巻（二人）の行列で、一つ物から雑色までが一つ物の一組である。「一物装束」に記された全ての具足を人形に着けて行列することは当時の人形制作技術では不可能であろうから、一四世紀の一つ物は人形ではなく人間であった。『紀伊統風土記』言うところの、「旧は若き人を乗せたり」とおりである。乗尻は競馬から走り馬を意味し、この時の渡御は競馬・一つ物・田楽の構成をとっていた。

遷宮祭の一つ物は約五百年後の『熊野山新宮御遷宮寛』⁽¹¹⁾にも記録されている。この史料は安政期（一八五四―六〇）の成立といわれ、飛鳥社の下遷宮上遷宮時のお渡りに一つ物が登場している。

一衆徒装束^(装)

- | | |
|----------|--------|
| 一 糸いびん | 壹頭 |
| 一 検扇 | 一本 |
| 一 白房袈裟 | 一帖 |
| 右惣検校分 | |
| 一 十一頭 | 烏帽子 |
| 一 十一本 | 両金末広扇 |
| 一 十一 | 大口 但精好 |
| 一 越後布十八疋 | 浄衣 |

一 廿四

一ツ物装束一具^(装)

小袖 但白シ

- | | | | |
|---------|----------|--------------------|------|
| 半衆水干赤地錦 | 衿柄同錦 | 柏紅 | 帷藍 |
| 下袴 | 股貫綾蘭笠 | 山鳥尾腰捐花 | |
| 鞍一具平文 | 移鞆 | 小総打乗二天 | 輪轡在数 |
| | | 付鎧一 ^(装) | 物 |
| 平総燈籠頭 | 氏外雑色二人装束 | | |

一つ物の装束の記載は衆徒装束の次に記されていることから、『紀伊統風土記』にあるように衆徒の所役であったようである。前述の遷宮の一つ物装束と殆どおなじであることから、この一つ物も人間であろう。つまり、一つ物は年中行事の御船祭では近世には人形になっているが、式年遷宮では人間が勤めたものと思われる。

以上、新宮御船祭や式年遷宮における一つ物は田楽とセットで、既に一四世紀に登場しており、この時点では人間であったものが、近世の御船祭において人形に変わったのである。

(三) 斑鳩寺聖霊権現の事例

「鶯御庄当時日記」⁽¹²⁾は、兵庫県太子町の斑鳩寺の戦国期年中行事を知る絶好の史料となっている。本史料によると、九月九日が上宮、下宮の祭礼である。先ず九月七日に下宮の頭人に御幣を立てる。三日には稗田宮で夜神楽、八日には下宮の神輿を本堂に移座し夜神楽がある。この時一つ物が登場する。

一 九月八日申刻ニ下宮御輿本堂へ動上、則夜宮神楽九時マテ同祭一物笠一直垂

赤衣政所在之、笠ノ上ニ花ヲカサル、又薄ノ小花廿四、五本取テカミヨリニテ三処結テ、又厚紙一枚ニテ友絵ヲ書テ是ニ指也、一物笠ノ上ニ山鳥ノ尾ヲサスナリ、新足五十文ト数扇一本一物シタル者ニ引出物ニスルナリ、

一つ物は直垂、赤衣、笠の出で立ちで、夜宮(宵宮)神楽の間政所にいる。笠の上には花を飾るが、これは薄の小花二四、五本を紙繕りで三ヶ所結び、厚紙に描いた巴に挿したものだ。翌九日が本祭であった。上宮は鶴荘の莊園鎮守社稗田宮で、下宮は聖霊堂、即ち聖霊権現社をさし、斑鳩寺の守護神で現在でも同境内に鎮座する。

(四) 射楯兵主神社の事例

播磨総社射楯兵主神社の一つ山、三つ山神事に一つ物が登場する。一つ山は六〇年前後に一度行われ丁卯祭と称され、三つ山は二一年目に一度の祭礼で臨時祭という。⁽¹¹⁾一九八七年七月三〇日より八月五日まで一つ山大祭が行われ、私は中の日の大祭がある八月二日、姫路城内で行われた神幸祭五種の神事を見学した。五種とは、競馬・流鏑馬・神子渡・一つ物・弓鉾指であり、一つ物は氏子から選ばれた女性が市女笠を被り、城内に設けられた四〇〇メートルトラック状の祭場を渡った。この一つ物の初出は、承応二年(一六五三)十一月三日の絵巻「伊和大明神臨時祭之図画詞書」の画証図9であり、競馬、神子渡、一つ物、流鏑馬、猿楽が描かれている。

江戸時代における一つ物史料を列挙しておこう。

『兵庫県神社誌』⁽¹²⁾所収の寛文一二年(一六七二)「臨時之祭之覚」。

一ひとつもの、此馬在方ら出申候乗申者歳拾二三之女ぬり笠にて出申候但當分ニ至り三ツ山ノる雇出申候乗りて馬共ニ定りハ無御座候、
正徳三年(一七一三)の「臨時祭礼覚」⁽¹³⁾。

山より雇出申候

享保一八年(一七三三)の「臨時大祭礼見聞録」⁽¹⁴⁾。

一つ物とは子供、葛籠馬乗、東より西へ渡り行戻る口取り二人ばかり附添笠をきる

近世の一つ物像は現在のものとあまり変わらない。それでは、中世の一つ物の様相を検討したい。『兵庫県神社誌』所収「神社由緒書」や『惣社集日記』によると、大永二年(一五二二)五月三日の三つ山大祭は赤松晴政により大規模に行われたのである。

『惣社集日記』には以下の通りに記されている。

大永二年五月三日大祭祀、装山を改、国府・宿・福中三司を広前三ヶ所作、高三間一尺と云、木竹にて造、色絹にて巻、御屋形様御下知也、村童舞童すといふ、六ヶ寺田楽勤々、從二朔日二十日至、飾東西十ヶ構を走馬六十一疋をする、志深八家印帳す、童謡花かさり、八十ヶ村氏人勤々、九ヶ寺院造花を出す、当年造車を改、広前装山を天文二年巳九月十日を限三装山作、卯日を以当日とす、福・宿・国の三村役之やふさめ走馬十疋、飾矛神祇送り、童謡ねり、花形笠十六ヶ村民出勤、固守姫城番士府社近境数百人、此時始終乃日、朝つゝミをならし、神官四方四隅を板ふ、右之式二十一年に一度たるへしと御屋形様の御下知也、ねり物の童謡ハ増位寺を作り、作形の花ハ今山へ立作すへし、采地の寺院九ヶ寺也、右ねり物・やふさめハ社領地辺白国村より出すとかや、

国府・宿・福の三ヶ村の役夫の者勤^レ之、其外近辺白国・野里・神屋・農年十
二ヶ村外も出る也、右之外惣社祭事等年中行事委略^レ之、安田・栗山・白国・
平野・大野・神屋・延末一説伸末よりも出とかや、

(中略)

臨時祭ねり次第

作花 笠鉾十八本 放免十八人

此者腰にうつほ弓 打ほり

幸男枝笹四手十人 腰にほらかい

花形等童子十八人 腰につくみ 走馬やふさめ 一人まと持、

狩場笠手助はち巻 刀 帯 頭屋より出る

頭人の妻粉をすり、ふしかね金銀薄置、二ツ衣袖なし覆面すへし、小髪幣鈴左

右持、ほうくまゆ横に笛付ゆすの爪櫛、此跡うつほ弓持十人、狩しやうそく

長刀持五人走馬出立熊坂頭巾、

注目すべきは最後尾に記されている奇抜な恰好の頭人の妻(年輩であ
ろう)である。私はこれが射楯兵主社祭礼における一つの物の端緒で、こ
こにおいて五種の神事の成立をみ、田楽・流鏑馬・競馬とともに祭礼を
飾ったと考える。西谷勝也の精緻な研究⁽¹⁰⁾にしても、この女性を一つの物と
比定していないが、一つの物の風流性からいえばまさにこの女性是一个物と
にふさわしいのではなからうか。近世以降、承応の絵図から現在までの
一つの物像には変化がなく、一回性が失われ同形の一つの物像が固定化して
いる。図10。

(四) 北岡神社の事例

北岡神社は現在熊本市春日町に鎮座するが、初めは承平四年(九三三)
肥後国司藤原保昌が府中鎮護のため山城国祇園社を湯ノ原に勧請、のち
車屋敷に移し、さらに天元二年(九九七)祇園山(花岡山)に移ったと
伝えられている。正保四年(一六四七)には北岡山に移っている。ここ
では祇園山時代の中世祭礼を対象にする。この祇園祭は、『肥後国誌』
によれば、天慶九年(九四六)以来、「当社神事ノ日、京師ヨリ勅使下
向」と伝えられ、藤崎宮の八月一日放生会に際して、「横手村祇園宮
ノ祠官光永氏勅使代ヲ勤ム」とあるように藤崎宮と同じ社格を有した。⁽¹¹⁾
北岡神社の元社司木村家には、寛政二年(一七九〇)八月書写の「祇園
宮御由来其外一式記録」⁽¹²⁾が伝来し、同社の中世祭礼の様相が記される。
この内、「行幸之次第」には「天慶二年六月十四日之式往々用之」とあ
り、遷された祇園御霊会の始源の時を反復する意味を有する。その成立
年代は、同記録の内「三十三度御祭礼式」に弘治三年(一五五七)一一
月二十九日、「申上事」に享禄四年(一五三一)五月二三日の年月日があ
ることから、「行幸之次第」も中世末期の祭礼を記していると思われる。

行幸之次第

赤鉾 御正体 菰座分持
青鉾 御正体 同
虎番 道祖神 神人分持
獅子

白鉾 御正体 同△
(朱)本座之山車ニ而引
本座新座山式ツ車ニ而引

拾四番	幣 神輿	御太刀	家督座之者
拾三番	神馬	野髪 鞍置	下代村ヨリ
拾貳番	御神	吉絛子持ッ	鳶色装束騎馬
十一番	幣 神輿	御太刀	家督座之者
		唐団扇	御羽 権太宮司子
		御太刀	家督座之者
十番	神馬	野髪 鞍置	口取り 下代村ヨリ
九番	同	同	本 覚 寺
八番	同	同	福 正 寺
七番	同	同	長 徳 寺
	(采)供僧 宮司坊 紋白	花帽子	
六番	神子貳人 神楽方役人五人		何れも 健軍 白衣
五番	老物 神人赤衣		
四番	御幣	宣命持ッ 黒狩衣着	
三番	鏡	カネツキ	白張着
	金	御供持	同 観音経読誦三ヶ寺 出ル
貳番	ビレイ	太鼓	ツ、ミ △
	ビレイ	笛	トビヤウン
	ビレイ	サ、ラ	鉦鼓

拾五番	御神	郡司子持ッ	黒装束騎馬
拾六番	神馬	野髪 鞍置	下代村
拾七番	幣 神輿	御太刀	家督座之者
拾八番	御神	吉安子	赤装束騎馬
拾九番	神崎太鼓	下代村ヨリ	
貳拾番	権大宮司	浅黄狩衣	
貳拾壹番	太十郎	装束濃浅黄	
貳拾貳番	広直	袖替装束	
貳拾三番	吉安	黒装束	
貳拾四番	郡司	(采)装束 萌黄狩衣	
貳拾五番	吉経	装束薄紫	
貳拾六番	伝奏之輿	御所車	誰ニ而も不乗
貳拾七番	引馬		
貳拾八番	勅使代輿		
貳拾九番	随兵	騎馬三百人	
三拾番	随兵頭	(采)司 国主御供	
三拾壹番	種々渡物		
		五箇町 御供ニ銚数多	

終

右天慶二年六月十四日之式往々用之

赤衣の神人が一つ物を勤め、貳番の「ビレイ」即ち、大膳寺玉垂宮の美麗田楽とともに勤仕している。この祭においては、獅子・田楽・一つ物の構成である。同記録中「社役人之覚」には、「一一物 一人神人分

御馬下村ヨリ出」とあり、この赤衣の神人は御馬下村から出ている。赤衣の一つ物は注目すべき事例である。

(四) 賀来社の事例

大分市の柞原八幡宮は、豊後一宮で賀来社とも称した。同社に伝来した『豊後一宮賀来社旧記写帳』(寛永一九年(一六四二)五月写)の「毎月御祭礼之事」には永禄四年(一五六一)の年号がみえ、同記録が中世末期より近世初期の成立であることが推測される。「毎月御祭礼之事」には八月の放生会に馬長が登場し、一連の芸能構成からこれを一つ物と考えることができる。

一十一日善神王宮市渡 御還宮

(中略)

朔日ヨリ十一日迄御神事試案大宮司於宿所行之

社僧神官饗膳 千代丸名役

一馬長八騎名衆役村 声納神人ノ役

行事名々之役

一田楽 一相撲十番 神官名衆役

続いて翌一四日には相撲、一五日には舞楽が奉納される。同記録中「賀来社神事次第」には、一日の放生会試案においての馬長八騎は名主百姓役、二日には「馬長村田楽社家役如試案 舞楽蝶鳥 馬長 村十烈 東舞 相撲五番国衙役」とあり、馬長を出す所役も放生会の各儀礼で異なっていたことが推定される。両史料から判断すると、賀来社の

放生会は、田楽・相撲・細男・馬長などの芸能構成をとっていた。

(五) 大宮天神社の事例

兵庫県神崎郡市川町小畑の天満神社の天正七年(一五七九)の祭礼渡御の様子を記した「播磨国神崎郡河述郷大宮天神社神事相極次第」(122)に一つの記載がある。この史料は大正一三年の識語がある写しである。

播磨国神崎郡河述郷大宮天神社神事相極次第

一神領田地壱町八反式拾五代 上古ヨリ相伝地

一管絃僧参人

一社務式人 粟生田左京進 高橋四郎大夫

一疋ツ者 内藤右衛門尉秦盛俊

一神子ノ渡 西川述村 宍野村 立合

一練テノ相撲 浅野

一獅子舞式頭 東小畑村

一田楽踊 西小畑村

一龍音舞 西小畑村

一流鑄馬 西小畑村

一神輿昇 西小畑村

一酌取 西小畑村

但、惣而小道具出ル、依之繩ヨリ内割賦除之也、

御旅所座定

一神輿北三務人 南 西川述村 屋形村

一神輿北三務人 南 西川述村 屋形村

一神輿北三務人 南 西川述村 屋形村

一長七間ニ梁式間

内中三間ハ 出家 社務

同西二間ハ 西川述 老ッ者
年寄

西川述 女中

同東二間ハ 籠リ者仕立所 囲爐裏有リ、

右、従先規相極処仍如件、

天正七己卯歲九月

老ッ者・神子・獅子舞・田楽踊・龍音舞(王の舞であろう)・流鏑馬の
芸能構成であるが、この史料で興味深いのは、御旅所における老ッ者の
位置までわかることである。

(㊦) 船津正八幡の事例

姫路市船津町宮脇に鎮座する船津正八幡神社所蔵天正一九年(一五九
一)『船津八幡三所宮神事次第相極候写』⁽¹²⁾にこのように記されている。

一 出家參人 中村太郎右衛門尉平吉近

息小三郎正則

一 壹ッ者 大塚左衛門尉源俊基

一 神子渡 壹ッ者ノ次ニ有リ

一 練テノ相撲 溝口村
御立村立合

一 獅子頭二頭 下垣内村
土師村

一 猿樂舞 三又村
岩部村

一 龍音舞 宮脇村

一流鏑馬

一 神輿舁酌取 上野村
御立村

但シ惣テ小道具出ル依之繩ヨリ内割賦除之也

御旅所座足

一 神輿僧三人神主二人 中野村
中寺村
高橋村

一 掃除人足 野田村

但シ前日迄ニ可修事

拜殿座 長サ六間梁二間半

中貳間ハ社僧 神主

北貳間ハ年寄壹ッ者
溝口女中

同南貳間御代官御所座

天正十九年九月一日
卯辛

神主中村太郎右衛門尉平吉政(花押)

この祭礼においても、一つ物・神子渡・相撲・獅子・猿樂・龍王舞
(王の舞であろう)・流鏑馬という芸能構成であった。

(㊦) 粉河丹生社の事例

粉河寺の鎮守丹生神社(現在粉河産土神社)の祭は、本来旧六月一八
日が祭日で粉河祭として知られている、『紀伊統風土記』卷之一一、名
草郡栗栖莊栗栖の項には次の様にある。

○栗栖^(トシマ)一物

栗栖氏四軒より粉河寺丹生社祭禮^{六月十}に毎年順番に兒を出す是を栗栖ノ一物
といふ^{其狀五位の裝束を着し笠の縁に紙幣を長く切かけ}一物と稱するは祭に前たち
項に山鳥の尾を挿み馬に乗りて神輿の先に渡る
て七日齋し俄に事故ありとも外に代へきなきより起るの名なり六月十六日ノ夜

先西栗栖丹生社に至りて御湯神樂などあり十七日當所の觀音堂に至り夫より七度半の使を承て粉河寺に至る免田四町五段ありて其費用に供せしといふ其事は永治元年徳大寺家より栗栖大夫其年紀を惟すにに命して粉河寺に代賽せしむるに實俊なるへし起る。此時五位の裝束馬一匹を賜ふ今五位の裝束を著し馬に乗るは是其縁なり畠山義深目度使者を遣せしとそ今七度半の使あるは是其縁なり又兒童を出す事はあるとき不虞の軍事に依て兒童を代りとするより初まるといふ昔は兒童婦人など神佛へ拜參するには必笠の縁に薄絹を張れる由今紙幣を切かけたるは天正比より改まるなり

栗栖氏四軒の所役とあるが、同風土記の旧家「地主栗栖六郎」の項に、同家中世よりの系譜を記した後、「其家衰廢し六軒となり六番頭と稱す今二軒は断絶し四軒あり」とある。「紀氏栗栖神社」の項には、「寛文記に古は免田十一町ありしとあり神主あれとも諸事は番頭六人の者より支配す」とある。一つ物の所役は近世前期あたりまで、栗栖氏六軒の勤仕であった。栗栖氏は祭に先立って七日間の精進潔齋をし祭礼二日前の夜、栗栖の丹生で湯神樂をして、前日に栗栖の觀音堂にはいり、粉河から七度半の使いをうけて粉河に向かったのである。

天保九年（一八三八）の『紀伊国名所図絵』の粉河祭図は当時の渡御の様子を彷彿とさせ先頭に栗栖の一つ物が描かれている。図11同書には、「松屋翁祭礼を觀る記」を引用し、「さて最初にねり出づるは、童を馬にのせ、菅笠やうの物に紙のしできりかけ、山鳥の尾二十一節あるを一本いたゞきにさしたり。面も体も、彼のしでもて包みぬれば少しも見えず、ただ幣帛を馬に積みたるが如し」とある。寛文五年（一六六五）の「寛文五年巳三月御上様江書上候扣」中の「六月十八日祭礼之次第」において、栗栖一物が先頭である。ここには、「笠に志てキリさげ上に

山鳥の尾一ツさす」とあり、近世を通じて一つ物の姿は変わらない。「六月十八日祭礼次第」には、渡り物に獅子と「鼻高面并鉾」が三組出ており、「鼻高面并鉾」は王の舞と推定され、近世後期の『紀伊国名所図絵』の「面着」に比定できよう。

粉河祭の初出は、東条寛によると康永三年（一三四四）「円阿弥陀仏山寄進状」で、「粉河寺之六月会ノ馬頭、草木頭」とあり、草木はさんもく、即ち相撲である。また正平一三年（一三五八）七月二四日「法眼奉書」から正平一四年正月二四日「預所某所下知状」にいたる八通の粉河寺六月会相撲頭役相論文書は、東村と安良村が六月会の相撲頭役の事で相論に及んだ事件の記録であり、中世の六月会には相撲が行われていたことは明らかである。ここでもやはり一つ物・獅子・王の舞・相撲の一連の芸能構成がはっきりしている。

さて、粉河寺六月会における一つ物起源伝承として、「栗栖一ツ物発起已来書扣」はこのように記している。一つ物は、徳大寺家が永治元年（一一四一）、栗栖庄の地侍に五位の裝束と馬を与えて、名代役として粉河六月会に代参させたことに始まった。その後犬楠丸の時代、病床に臥した彼が代参したところ遅刻して神主から数度の催促を受けて参加した。この時、人々が「独者」と言ったのでヒトツモノと称されるようになり、翌年には犬楠丸が出陣による不在で息子久次が勤め、それ以降童児の役になったとする。その装束については、天正年中から笠の縁に紙手をつけ山鳥の尾をさし始めたとする。東条はこの記事について近世初期に一つ物由来譚を犬楠丸に仮託したといい、栗栖庄の六月会参加が確認でき

る文明九年(一四七七)には一つ物は存在したと推定している⁽¹²⁾。

さて、中世における粉河祭一つ物の可能性を探るには、『政基公旅引付』文龜元年(一五〇二)六月一八日の記事が参考になる。「今日粉河寺之祭也、定雄令見物了、馬具足以下、武者之躰如深草祭云々」とあり、本章(2)で指摘した深草祭との類似を記している。深草祭は、一つ物を先頭に騎馬武者が百騎も続くものであったが、粉河祭においても一六世紀初頭に一つ物が参加していた可能性が考えられる。

(三) 藤崎宮の事例

熊本市の藤崎宮はかつては熊本城の西、三ノ丸、現在の藤崎台球場付近に鎮座していた九州五別所の一つである。菊地武光が正平一二年(一三五七)頃から造営を受持ち、文明年間(一四六九〜八七)の重朝の頃完成した。藤崎宮の祭礼渡り物に競馬と一つ物が登場する⁽¹³⁾。

一きそひ馬之事

宮司坊

(マ、)
すうまん所

宮坂殿

末永殿

久玉方

惣大工

一物之事

三郎丸殿

三宮司

かたまハリニめさるゝ也

鬼丸殿

吉永殿

聖徳寺よりめさるゝ分

牛ニかひ具をきて、乗人の支度へ、しるかたひらをうちかふり、

くひを帯にていふ也

大刀もち兩人

長刀もち兩人

弓えひら兩人

宮めくりの次第、先一物、牛、大刀、長大刀、弓えひらの衆

きそひ馬

この行事が四月三日の祭礼か、五月五日の御田植かは判断が難しく、記載順からは前者に属すが、内容からは後者の御田植の渡り物と解釈したほうがよいであろう。一つ物は白帷子を着し、首を帯にて結い、牛に乗っている。異様な装束で衆人の眼前に晒されたことだけはたしかである。その後、六番の流鏑馬が続き、藤崎八幡の御田植においても、一つ物・競馬・流鏑馬という芸能構成をとっていたのである。

(三) 若宮八幡の事例

『尾張名所図絵』後編(明治一三年)六の丹波郡力長村若宮八幡の項には、次のように記されている。

例祭 八月二十九日(獅子・神楽・馬の塔を出だす。隣村・今市場村・安良村とも、獅子・馬の塔を当社へ出だす。その内安良村は一つ物とて、女人形の乗懸馬一疋出づる。これを神功皇后といひて、この社へ御神縁の人形なりとて、

もしいだざればかならず凶事ありといへり。されば三ヶ村より一日に牽き渡す故、殊に群集おびただしく、社内にあふるるまでの賑合なり。

力長村・今市場村・安良村の三村とも、獅子・馬の塔（愛知特有の飾り馬）役を勤仕し、特に安良村が一物を出す由緒をもつという。図12は、このお渡りのもので、かなり大きい女の二つ物人形が引かれている。

(三) 中尊寺白山社の事例

岩手県西磐井郡平泉町の中尊寺の鎮守白山神社の祭礼では、江戸時代、御一ツ馬という子供が参加した。これについては、次の三種の史料が確認できた。

宝曆（安永期（一七五一〜八〇）の成立という「平泉雜記」。

○祭礼毎年四月初午・未両日ナリ。午ノ刻ニ宮殿ノ内ニ山吹ノ枝葉共ニ長サ一尺ホドニシテ一束ヲ納ム。次ニ獅子舞アリ。次ニ御一箇馬、一山ノ中ニテ七歳ノ男子ヲ選ミ、二七日潔斎ヲ為サシメ、装束ヲナサシメテ、腰ニ葦葉ヲ挟ミ、飾レル馬ニ乗ル。口附ノ者兩人、笠ノ上ニ日月ヲ造リ立テ戴ク。供奉六人、皆造り花ヲ立タル笠ヲ戴ク。長刀・木太刀・脱沙兎ヲ持ツ。金堂跡ヨリ乗出シ、白山社前ニテ馬ヨリオリテ、笠ノ造り花ヲ四方ニ投スツル。馬ヲ急ニ牽還ス。此馬嘶時ハ凶ナリトス。

天明六年（一七八六）の四〜六月にかけて菅江真澄がつけた紀行日記「はしわのわか葉」。

かくて中尊寺にいたれば、あるとある堂の戸みなおしひらきて、白山姫ノ神社の拝殿は、かねて、かゝる料に間広げに作りなしたるに、白き幌をたれ、白き帽額引わたしたりおひとつうまといひて白き神馬、獅子愛しとて、ぼうたん手

ごとにもたる童子なにくれとねり渡りはつれば、白山ノ神の御前に幔うちまうけたる舞台にのぼりて、そうぞきたつ田楽開口祝詞をすれば、若女ノ舞、老女ノ舞など、いと古風めかしきさま也

同じく菅江真澄の同年の「かすむこまがた」。

四月ノ初午ノ日は白山神の祭にて、七歳男子を馬に乗て粧ひたて、白兔の作り物あり。此白兔は従者にて、もろこしより神のぐし給ひしまねびといへり。

以上の記録から、白山神社の四月初午・未の祭礼には、潔斎した七才の童児が腰に芦の葉を挿して牡丹の花を持ち白い飾り馬に乗って社前に赴いたことがわかる。二人の口取の風流笠は、日月の造り物で、供奉人は兔の造り物を持っており、白山社前で馬をおり笠の造り花を四方に投げ捨てる儀礼があり、春日若宮祭や宇治大幣神事の儀礼の片鱗が窺われる。田楽・獅子とともに出ていたことを指摘しておく。

(三) 雨宮日吉神社の事例

長野県東埴市矢代の日吉神社の祭は雨宮の御神事、獅子踊りとして人口に膾炙している風流の芸能である。『信濃奇勝録』には辛崎明神への神幸の警固武者の註に「此武者出立のうち一人一ツものといふあり。紙張笠に山鳥の尾一本を立。平年は矢代より出、閏のある年は雨の宮より出る。」とある。元和九年の『雨宮古老談』には村上義清公の時、清野殿より侍衆が数多警衛に出たのが一つ物の初めという。

『善光寺名所図会』には、雨の宮の神前にいる領主と神主を「一ツ者」として諸侯の形の警固、騎馬、武者」等三百余人が迎えにいくとあり、こ

こでも一つ物Ⅱ警固である。また同図会には次の如き一つ物の一組も記されている。



一ツ物老人ふり袖 上下着馬上 口取先八四人 先箱四人 二本道具四人 台笠立傘四人 大鳥毛二人 杏籠二人 台弓一人 長刀一人 刀櫃一人 徒士四人 小性四人 床机一人 草履二人 押二人 上下着八人 世話役六人 合五十人

ここから解釈すると一つ物の五〇人もの一団のイメージから一つ物自体が警固と認識されていた。日吉・山王型祭祀伝播の一例である。

(四) 播磨の数事例

曾根天満社の事例

兵庫県高砂市曾根の曾根天満宮の一〇月一三、四日の秋祭の両日に一つ物が社参する。明治二〇年(一八八七)「秋祭例祭神社覚書」⁽¹³⁾によると、行事頭人一人(六く八才の童男)を氏子四村輪番で、一つ物(六く八才の童男)を四村より一人ずつ四人出す。合わせて五人が社参の上、神社で社司と献酌の式を行う。行事頭人は白狩衣、烏帽子、中啓を持ち、額に「八」印を墨で書く。一つ物は梅鉢紋をつけた赤・青・黄などの色狩衣、頭に竹張りの籠形笠に山鳥の尾と造花をつけた花笠を被り中啓を持ち、白粉を塗り、額に墨で八の字を書く。幣持、尾花持、傘持、刀持はその親族が勤める。五人共、宵宮には肩車、昼宮は馬に乗って社参する。現在一つ物を出すのは本庄村と西村で、他村は代理として父親が白

幣捧持して社参する。

一つ物は既に宝曆二二年(一七六二)の『播磨鑑』⁽¹⁵⁾にみえる。

神式殿重にて有頭人、是を一ツ物と云、氏村より幼年の子供を馬に乗せる。神供百二十膳、各三方二対に一味つゝ果物の類色々尽美、又例年有走馬、角力あり、散策は年により有無不定。

『印南郡誌』⁽¹⁶⁾には祭の記述が詳細である。

一、当社の例祭は十月十三、四日の両日、曾根、伊保崎、東西阿弥陀、中筋、

梅井、南池、北池、長尾新、北山新、地徳新の氏子により行はる。

一、両日とも氏子中曾根、伊保崎、東西阿弥陀の四ヶ村より一つ物頭人一人宛外に行司一人(行司は右ヶ村より輪番にて出す)都合五人社参の上社殿に於て社司と頭人と相献酌の式あり。

但し式場に於ては曾根を本庄村、伊保崎を伊村、東阿弥陀を東村、西阿弥陀を西村と呼ぶ。

一つ物頭人並に行司頭人は幼少の者を選ぶの慣例にて、先づ六歳より八歳まで位の者を普通とす。

一つ物頭人の服装は、赤、青、黄等任意の狩衣(梅鉢の紋章をつけたる)を着し、頭には花笠とて竹張りの籠、形笠に山鳥の尾、造花の菊を各三本計挿したるものを冠り、手に中啓を持ち、顔には白粉をぬり、額に墨にて八の字を書く、宵宮は人の肩車に乗りて行列社参、昼宮は馬乗にて社参す。行司は白色狩衣に烏帽子を冠り、手に中啓を持ち、額に・の印を墨にて書く、右一つ物頭人と同様、宵宮は肩車、昼宮は乗馬にて社参す。

(中略)

一、次の余興あり、

一、屋台 十一台、氏子各村練行

二、散 楽 北池、南池、長尾、北山、地徳の四ヶ村より交番に行ふ、此
時当番村より一斗二升一重ねの餅を献納す

三、角 力 梅井村献納

四、流滴馬 中筋村献納

散楽(能)、相撲、流滴馬の奉納が行われており、曾根天満宮の一つ物
もセットの芸能であった。

大塩神社の事例

姫路市大塩町宮本に鎮座する大塩神社の「大塩神社年中行事」⁽¹⁰⁷⁾ 九月九
日条には一つ物の記述がある。

已刻一ツ物社参、馬二匹二十歳ノ子供二人ヲ乗セシガ、文化ノ頃馬ハ相止め代
リニ子供ヲ肩車ニ乗セ申候

『印南郡誌』にはこのように記されている。

一例祭は九月八日九日の両日とす。

八日

神饌物 牛谷村小林村頭人供御

一つ物神事及神饌物 大鹽村東、西、より差出

一つ物の子供は神童と稱し例祭月朔日の朝より沐浴齋戒して祭禮の當日
まで毎朝参拜す、祭典儀式の時神職は神殿内に於て一つ物神童と盃を交
す。

九日

流滴馬神事 北脇村より差出

古來以上の如く行ひ来りしが明治十三年改式して現時左の如く行へり。

社務所より神饌、唐櫃、及び給人、一つ物子供、神職等行列をなし練出し

神殿に昇り入殿奏樂破式を修し齋主昇殿閉扉し神饌を供し奉幣をなし次に
齋主祝詞を奏し了りて便殿にて齋主一つ物小供と對盃し後神樂を奏し了り
て撤饌閉扉。

一つ物は大塩町が東西に分かれ一人ずつ出す。東西に五軒、世襲的に
頭元と称される家があり、その家毎に一〇軒前後の子方が付随している。
それが祭組をなし、輪番で一つ物を出すことになっている。明治三七年
までは、頭元の家に一つ物と子方が集まり別火生活をしていた。一〇月
一四、五日が祭で、獅子舞、北脇村による流滴馬、小林村によるお面掛
け、牛谷村の神饌役が決まっており、大塩神社の一つ物も獅子舞・流滴
馬とともに出ていたのである。

荒井神社の事例⁽¹⁰⁸⁾

加古川市荒井町の荒井神社の一〇月九、一〇日の祭は、昭和二一年
『氏宮神役改正記録』によると、神幸式の神役が御先引物(ダンジリ)、
供奉(猿田彦、鉾等)、御輿(頭屋、頭人)、一つ物の四番に分かれ、氏
子の東西南北が交替で何番かの役に当たる。一つ物は六く七才の男児で、
狩衣に冠、乗馬で渡御式に加わる。供奉の鉾を持った猿田彦は王の舞で
あると思われ、当社の一つ物は王の舞とセットである。

崎宮神社の事例⁽¹⁰⁹⁾

加古川市養田町の崎宮神社の祭は、一〇月一〇、一一日にかけては神
幸式を行っていた。明治四三年の『祭祀記録』をもとに古老の聞き取り
で補ったものを、好崎忠臣がまとめており、それによると神役は頭人番
と御輿番に分かれ、氏子の養田と池田が隔年交替で勤める。頭人番は、

カゲシ(五、六才の男児が化粧を施し、山鳥の尾を飾った冠を載き、直垂着用、乗馬にて神幸式に参加)・頭人・ヘサシ・酌取り・鼻からなる。鼻は神幸式の先導を勤めるといふ。曾根はこれを猿田彦としているが、やはり王の舞と一つ物による構成とみてよいだろう。

住吉神社の事例

小野市垂井字宮ノ上(旧加東郡)鎮座の住吉神社の旧九月一三日の馬神事に一つ物が出ていた。昭和一三年当時岸本武男氏蔵の安永五年(一七七六)「住吉明神社地書上帳氏子一統御願之覚」⁽¹⁰⁾にはこのように記されている。

九月十三日之御神夏之儀者第壹番牛ノ渡りと申少人にて白てう着せ團扇ニ而日ヲおゝひ物黒之男牛ニ乗り罷出候其跡より惣太夫與申者木ノ長刀を以右牛之尻を伐ル眞似をは牛ヲ追行御神夏ニ而御座候第貳番ハ一ツ物與申少人ニ上下を着せ山鳥之尾ニ而飭りたか笠を着候罷出御神夏にて御座候第三番目者神子ヲ馬ニ乗せ長柄之傘ヲさしかけ罷出候御神夏ニ而御座候第四番者かけ馬之御神夏に而御座候何れ之牛馬之先へも帆かけゑぼしに袴ヲ着し白幣ヲ持テ先に立申候尤此日之御神事之儀氏中へ順番ニ可相勤可申筈之處古格之相違無之様とて往古へ北嶋村榎村藤田村此三ヶ村へ毎年惣代ニ而相勤來候御事

同十三日之夜御神夏之儀者神ノ相撲之御神夏ニ而御座候此儀前條ニ申上候拾帳之弓出候村方東西ニ立分り相勤申候則御地頭様へ御警固として御役人様御出被爲成候御事

社人惣太夫神子并御神夏相勤候牛ノ渡リ一ツ物かけ馬右之者其に明神より御朱印米之内夫々配分被成被遣候御事

これを整理すると、

一番 牛ノ渡り(白丁の子供が団扇で目を履い、黒牛に乗り、その後を惣太夫というものが木刀で牛を追い行く)

二番 一つ物 (子供に袴を着せ山鳥の尾で飾ったたか笠を被る)

三番 神子 (神子が長柄の傘をさしかけられ馬でお渡りをする)

四番 かけ馬

の順でお渡りがあった。一つ物について「神社調書」⁽¹¹⁾には、「黍田村或いは榎山村(一年毎に交替)よりは是も同じく十歳位の童児馬に乗りて北島と同時に入御す是風土記所載(『播磨国風土記』福原註)の和田神なりとぞ、(中略)和田大神なる童児は往古は高砂浦にて禊す只今は亀ヶ井にてなす此の井戸は榎山村にありて源平戦中亀井の六郎が水を得んと掘りたる所なり和田神は蘭(蘭の誤記か―福原註)の草履をはく」とあり、一つ物を風土記の和田神に付会している。この神事も、競馬・神子渡り・一つ物・相撲という構成であった。

(四) 人身御供譚の一つ物

上総君津郡檜葉村大字坂戸市場(現袖ヶ浦町)の坂戸神社では、故老の伝えによると、昔は祭典に人贅を供えるのが例であった。それを領主里見氏の時代に厳禁し、贅代として青銅十貫文を寄進した。それでも祭に当たると、一人異状に装って神輿渡御の地に着する。俗にこれを一つ物といっているが、昔、人贅を調理したことの遺式だといふ⁽¹²⁾。

常陸新治郡山ノ荘村の日枝神社の由来はこうである。昔此地に妖怪がいて、毎年村内の何れの家かへ白旗を立てる。その家の娘を要求する標

であった。ある年東城寺（村内の大字）の某家へ白旗が立ったのを、小野（大字）の庄屋源兵衛が領主小野殿に訴へ出、半弓の達人市川孫之助が主命を受けて出張し、その怪物を射止めたところ年経る山猿であった。その後は白旗の騒ぎもなくなった。今でも祭事は主として妖怪退治のまねで、それには一つ物なる人身御供を馬にのせて行く。

この二事例は神輿渡御に出ている一つ物に猿退治型昔話である人身御供譚がついたものであろう。

また、造り物人形の一つ物が伝播土着化する過程で、一つ物に災厄をつけて放生会に送り流す儀礼と人身御供譚が付着する場合も存在する。

茨城県下妻市大宝の大宝八幡には九月一五日の例大祭の夜、ひとつものという神事が執り行われる。当日、五〇センチ位の一つ目の藁人形を作り、氏子の年番世話人が捧持して神主を先頭に大宝の町中を厄除けして廻り、大宝八幡で大祓を行った後沼の名残りの糸練川に人形を流して終わる。あたかも虫送りや疫神送りのようであるが、この神事には次のような伝説がある。

昔大宝沼に住む大白蛇が、秋になると大宝近郊の家の屋根に白羽の矢を射立て、その家の娘を差し出すよう求め、もし差し出さなければ白蛇の怒りにふれ、大洪水が起き農作物が不作となった。困り果てた村人の中の知恵者が「一つ目の藁人形」を作って差し出したところ、白蛇が驚いて大宝沼から姿を消し、その後は村々に豊かな実りが続いた。

地元ではこの一つ物が室町時代から続いているとの伝承もある。室町時代の一つ物は放生会の神幸に風流としてお渡りしていたと推測される。

大宝八幡宮は、鬼怒川流域に位置し、前述した宇都宮二荒神社に地理的にも近く、宇都宮氏を媒介にして伝播した可能性もある。一つ物に穢れを付けて流す発想は宇治大幣神事にもみられる民俗変容であるが、宇治の場合は人間、大宝八幡の場合は人形という違いがみられる。

中世祭礼における神幸の風流一つ物と人身御供譚の一つ物が重なると考えられる事例が若狭に存在する。本節(㉔)であげた宮代の二十八所社は織田庄の鎮守社で近辺十数村が氏子圏であるのに加え、三浜町佐田の二十八所社（現織田神社）のもと、この二十八所の分社であり二十八所社の祭祀形態（王の舞・田楽・一つ物・御幣）が織田庄域に伝播土着したと考えられている。この祭祀形態や祭礼芸能が、織田庄以外の周辺地域の村落祭祀の芸能にも影響関係があったことは、三方郡一帯の村落に王の舞・獅子・田楽という芸能構成が伝承されていることからわかる。その祭祀の特色の一つとして、宮座頭人が白蒸をはじめとする所定の御供をミゴクカキに持たせ大御幣を献じることがあげられる。上井・橋本が指摘したように、中世宮座組織の解体によって祭が近世的に変容した結果、一つ物に与えられていた稚児による風流の機能を御幣差しやミゴクカキの稚児が担っていくようになる。そして彼らに人身御供譚が付随していく事例がある。

三方郡三方町北前川の前川神社の祭礼には、ショットとよばれる子役（一、二才）が産着の上に赤い袖無しを着て、付添いの肩車に乗る習わしである。以前には、顔を猿面に作り頭屋が肩車に乗せ行列の先頭に立って神社に参拝した。神社にいたると御幣を神社に納め、幣差・ショット

ト両少年は祭礼の終わるまで神殿の側らに座す。これは古来の人身供饌の遺風によるものであろうといわれている。

敦賀市刀根の気比神社の一二月三日の霜月祭では、東西両座に分かれてから、それぞれ行列を作り頭屋から神社にむかう。その列に加わる太夫、正殿は本殿に昇殿でき、太夫が正殿に盃を勧めて終わる。『敦賀神社誌』は、この盃事を「これは人身供饌に關した行事と考えられ、口碑によれば昔は少女一名を、人身御供に供したといひ伝えられている。また、岩身重太郎の武勇伝中にてくる狒々退治は、刀根での出来事であるとも、いい伝えられている。」と記している。

敦賀市櫛川の別宮神社の四月三日は御供参りといって、村内の娘に小餅を他の神饌とともに神前に供える。別宮社の境内にあった蛇神を祭った宮に毎年秋に村内の娘が大蛇の人身御供として捧げられた、と伝えられている。

ミゴクカキは御供昇きから、語彙の民俗的想像力により(人)身御供(ミゴク)と認識されて人身御供の伝承が付加されていったものであろうか。また、一つ物と共にお渡りした巫女に人身御供譚が付着する事例もある。前述した熊野速玉神社の御船祭¹⁰⁾では、一つ物と共にお渡りした巫女が船にのって神幸する。その理由は、亀島(江戸時代まで神幸船の御神体をこの島に迎えていた)に住む龍神への人身御供の名残であるという伝承があるからである。

以上の事例より、人身御供伝承の一つ物は、先ずお渡りの一つ物が初めにあり、以後人身御供譚がその説明体系として結びついた、と推定さ

れる。それは近世以降のことと思われ、お渡りにおける一つ物の風流としての存在意義が忘れられたところからきたものと考えられる。

(四) 舞楽楽所首官の二者

舞楽楽所の首官、奉行を二者といい、左方を狛、右方を多氏が独占した。『教訓抄』には「二者」とあるので、「ひとつもの」と発音したものであると思われる。楽所の二者が祭礼において如何に認識されていたかは『春日社家日記』に散見される。『祐賢記』文永四年(一二六七)七月二五日条、春日社の舞殿における舞楽の始めに、「一物近氏狩衣・光葛^{二物}舞装^一」末物少々参著、陵王ヲ始テ奉教也、とあり、一物は始めに舞い最も注目を集める存在である。同日記建治四年(一二七八)興福寺金堂仏出御に際して行われた舞楽開始の大大鼓を八講屋の前で打つのは一者狛近泰であり、これも注目を受ける立場である。同日記同年一〇月には、興福寺維摩会延年の図13が描かれ、狛近安はまさに衆人環視のもと大大鼓を打つのである。前述した春日社の弘安六年臨時祭において、馬長を勤めた長寿殿は筆筆、宝珠殿は笙を奏する左方の楽人でもある。興福寺僧である僧綱と中門大衆が舞童の小児や長寿殿、宝珠殿を争い取るうとした時、楽屋の外にだす策を打ったのが一者狛近康である。

このように南都の法会や祭礼の舞楽において、楽所の首官二者は観衆の注視的であり、一者という言葉は祭礼・法会において目立つ存在であることと同義に記憶され、祭礼に馬長童が導入された時、それを一者と呼んだ可能性も考えられるのではなからうか。

(四) 延年風流の一つ物

多武峰延年は古くは常行堂修正会において、記録に見える限り永正二年（一五二五）より天正一三年（一五八五）まで、七〇年間、六月五日の蓮華会に講堂において行われた。天正二年（一五七四）の延年大風流「王母捧明珠穆王事」の走り物として一ツモノが登場する。同風流の内容は次の通りである。

周の穆王の代世がよく治まり、崑崙山の仙室の中に西王母（中国に古く信仰された女仙）が常に訪れ、王と言を交わし、佳遊をなすことも度々である。明朝には明珠を献ずべしとの約ありというので殿上を飾り、百官卿上も衣儀を正して王母を待つ。そこへ王母が出現して王に珠玉を授ける。この瑞祥をよるこび、舞楽を奏して王母をもてなす。

この風流の走り物に「一ツモノ 山ノケタモノ 鳥以下」が登場する。この一ツモノの実体は明らかではないが、春日若宮祭礼の一つ物の影響であると思われる。多武峰寺の維摩会には猿楽が演ぜられ、八講猿楽と通称されていた。室町期には、観世・宝生の二座と、金春・金剛の二座とが交代で参勤する習わしであった。⁽¹⁹⁾ 大和猿楽四座は観阿弥の晩年〔至徳元年（一三八四）没〕には、春日興福寺参勤に参勤しており、猿楽を通して春日興福寺と多武峰の芸能は深く関わっていた。例えば、寛正六年（一四六五）將軍義政若宮祭見物のため南都下向の折の宿所一乗院における四座立合能で、夜討曾我などの切組物に具足能（八講会猿楽として知られる実馬・甲冑を用いた多武峰様猿楽）を披露している。この年

の若宮祭の渡り物には、第一番に造り物の一つ物が登場していることは、本節(五)で指摘した通りである。延年風流の演者は多武峰寺僧であるが、多武峰の芸能に春日若宮祭の一つ物が目立つ趣向として導入されたことは十分考えられよう。講堂内で行われる延年における一つ物に実物の馬使用の可能性はなく、ただ目立つ趣向としての稚児の走り物とも推測されるが実体は不明である。

(五) 狂言風流の一つ物

天野文雄は「狂言風流の成立」⁽¹²⁾という論文において、狂言風流のなかにとりこまれた一つ物に言及している。氏によると、『矢野一宇聞書』に「一、式三番ニ、種々ノ一物出ル事有。笛ニハ吹事ナク候。」とあり、この一物は狂言風流化した一つ物であり、一つ物の呼称が祭礼における囃子物（歌舞）風流（本稿でこれまで論じてきた祭礼の風流）と狂言風流との緊密なかかわりを物語っているという。氏はさらに『私心記』天文一四年（一五四五）正月一三日条

初猷参り候テ、御能ハジマリ候。松バヤシ七番丹後セラレ候。アセニ、狂言・一物ナドアリ。

を指摘し、能の間に狂言と一物が演ぜられ一物は狂言と性格を同じくするものであったといい、風流たる一物のこうした性格にこそ狂言風流が狂言方の芸能として翁の中に採り込まれてゆく（『矢野一宇聞書』）要因があったという。その背景として、天正頃から近世初期にかけて活躍した南都禰宜衆がもと春日社水屋神社の神事に勤仕する神人であったこと

とが囃物風流と狂言師との接点になったことをあげている。

天文二年(一五五二)七月、山科言継が広橋家でみた一つ物も狂言風流の一つ物である。七月十九日、京都において盆の風流踊りが行われていた。言継は昼間、「上京日々風流、此邊徘徊之事見物了、⁽¹⁵⁴⁾」と上京の風流を見物し、夜広橋家を訪れている。そこで彼は、「亥刻諸奉公衆風流、廣橋へ見物、入破、くれは有之、種々一物狂言也、罷向見物了、⁽¹⁵⁵⁾」と記している。

延年風流、狂言風流に一つ物が取り込まれた事例は、遊僧や狂言師が一つ物を風流と認識していたことよりの証左となる。一つ物が明らかに憑坐として神と認識されていたなら、舞台にのることもなかったであろう。

三 一つ物の成立と伝播

一つ物研究の最新成果である東条寛が提出した一つ物の五つの特徴⁽¹⁵⁶⁾を検討しなおしてみたい。それが、民俗学者の典型的な一つ物観を映し出しているからである。

- 一、移動にあたって、馬に乗ることが一般的であり、「土を踏んではならない」とする忌禁を伴うことも多い。(人ならざるものの移動)
- 二、一般的に童児によって勤められる。
- 三、渡御列で、神輿の直前、あるいは渡御列の先頭など、重要とされる位置を占める。

四、これを勤める者は、顔に特殊な化粧を施したり、あるいは山鳥の羽紙手を付けた笠を着用する。(人間としての個性を離れて特別な存在に変身)

五、これを勤める者は、厳格な精進潔斎を要求される。(神への変身) これらに対する私のそれぞれの見解を以下に述べてみたい。

一、祭礼の諸役が騎馬で渡御する場合は多く、馬による渡御に宗教的象徴的意味を見出すことはできない。

二、これは妥当⁽¹⁵⁷⁾であろう。

三、それほど顕著な傾向はなく、むしろ永島が看破した如く、神輿や屋台が豪華になると、そちらに人気が出、一つ物は神輿神幸の先駆や供奉従属に墮していった、と考えられる。

四、笠の象徴性は通過儀礼や年中行事など民俗社会には多々みられるが、一つ物の笠は風流笠であり、化粧とともに目立つことを目的として凝らされた趣向である。笠や化粧を神への変身の装置とすると、人より神の方が多くなってしまふ祭や芸能も多い。笠や化粧は裝飾的趣向であろう。

五、前近代社会においては、祭の諸役の精進潔斎によって、神が祭を享けるか、否かが決まるのであり、精進潔斎は一つ物のみの特徴ではない。それでは本稿の結論を整理してみよう。

(一つ物の成立・伝播について)

一つ物は平安末期に畿内の祭礼において、馬長(童)が田楽・王の舞・獅子舞・十列・巫女神楽・相撲・競馬・流鏑馬という当時の典型的な祭

礼芸能の構成に組み入れられることによって成立した。馬長(董)单独の場合は、一つ物の呼称はなく、一連の芸能構成の成立後、一つ物として認識され記録されたと思われる。一つ物の成立は、植木が王の舞の事例で指摘したように、初めに一連の芸能構成ありき、なのである。その成立の場は、永島のように宇治や春日に限定せずに、祇園・稻荷・今宮・日吉の各祭などをも射程にいれて考えるべきである。一つ物は中世初期以来、畿内の祭礼・法会芸能から各地へ伝播していった。平泉・大谷寺・白山・宇都宮・若狭などへは、天台―日吉社系の神事芸能構成の一つとして、九州の宗像・北岡・藤崎・杵原などへは、八幡社放生会系の神事芸能構成の一つとして伝播した。九州の坂東寺、大善寺、松浦党による祭祀において、一つ物は九日会に出ており、白山や園城寺では法華八講に出っていたのである。各地に土着した一つ物は、中世祭祀組織や宮座が解体・変質すると多くのものは消えていった。ある場所では人身御供譚が付加していった。

(一つ物の範囲について)

一つ物の範囲設定に際しては自重を必要とする。それであれば、祭礼における多くの象徴が一つ物となり收拾がつかなくなる。憑依童児を「一つ物的」とする言説がまかり通っている。勿論本稿は祭礼における憑依童児の存在を否定するものではない。しかし、憑依童児の学術用語を一つ物とするのは誤りなのである。一つ物は史料上の名辞であり、手垢がついたことばである。憑依童児を学術的に定義するのなら他の用語を採用すべきなのである。そこで文献上、伝承上、一つ物という呼称が

見える以外の場合には、一連の芸能構成の痕跡がみとめられるものに限定する必要がある。例えば、従来一つ物として考えられてきた、福島県いわき市錦町御宝殿の熊野神社の祭礼における勅使と称される稚児は一つ物に入れることができる。当社における一つ物が出る祭には、田楽・獅子・走り馬の一連の芸能構成が伝承されていた。⁽¹⁰⁹⁾本稿では一つ物の輪郭を鮮明にするために一つ物・馬長に絞って考察を加えた。

(一つ物の意味と呼称について)

一つ物はもともと若者や大人も勤め、その生命は意外性や目立つ趣向にあった。しかし、祭という同一の形が繰り返される行為(式年の遷宮などを除いては毎年繰り返される)のなかで、一回性を真骨頂とする風流の一つ物は芸もなくマンネリ化がすすみ、多くのものは飽きられて消えていったのであろう。そのなかで、「巧まずして生まれ出る味わい」⁽¹¹⁰⁾を自然と醸し出す稚児や人形が動員されることによってのみ、愛でられ命脈を保ち得た。それが現在の一つ物であろう。一つ物は元来神賑であったので行列に参加する宗教的意味は希薄で(春日の場合は近世に既に一つ物の従者が一つ物と誤認されている程)、近代になって民俗学者により憑坐と解釈された。柳田は一つ物に神を見出し、一つ物には芸、芸態がないことから祭の象徴となり、神聖化してゆく速度が早まっていた。一つ物の本質が、本来の俗(渡り物の一種)から聖(神霊の憑坐)へと解釈され現在の定説となっている。もともと風流であった一つ物が、各地に伝播して土着化した結果、その地において憑坐と認識されていた可能性は否定することはできない。しかし、それは民俗変容の結果で

あり、九〇〇年に亘る「一つ物史」からいえば変形である。にもかかわらず現在一つ物の本質は概ね憑坐論で論じられる。「宗教的な中世」に出自をもつ一つ物が、ますます宗教的に潤色され、縁取られていったのである⁽²⁾。

一つ物はその発生の平安期の祭礼において、すでに神輿とともに登場していることは『年中行事絵巻』や文献史料からも明らかである。神学的にいうなら、神は神輿にのって御旅所にお渡りするのに、何故同時に憑坐に神を憑らせなくてはならないのだろうか。中山太郎により不思議な力が宿るとされた、一つ物が頭上に挿す山鳥尾にしても、前述『大乗院寺社雑事記』寛正五年の若宮祭礼馬長頭の記録では、五〇文(笠の半額)で購入されている。所詮風流の入用道具なのである。

一つ物の本質は、渡り物・神幸・神のみゆき(お渡り)・渡御・行列(パレード)における風流である。

一つ物の呼称は舞楽所首官名に由来することも考えられる。永島は「一つ物」の「一つ」を数詞と考え、一つ物の条件は一つないしは少数であるという。民俗学者が一つ物神聖説に傾斜していったのも、一つ二つとない、替え難い大切な、というイメージ連鎖によるものであろう。しかし、一つ物の一つは、数ではなく一番という順序の意味もあるように思われる。一番最初にお渡りをする、群を抜いて一番目立つ、という順序の意味があるのではないか。一つ物が単一である事例は多くはないのである。舞楽首官名も、一者・二者・末者と順序をいう。

中世末期、京の芸能は風流に席卷された観があり、それは慶長九年(一六〇四)八月の豊臣秀吉七回忌を期して執行せられた京都豊国大明神の臨時祭礼に象徴された。この折り演じられた芸能は猿楽・田楽・風流踊りで、猿楽は四座の大夫を揃え豊国社中門の手前に敷舞台を設けて演じた。田楽は、本座・新座の田楽衆が競い、楼門前の石段下で演じられた。風流踊りは上京より上立売組・下立売組・新在家組、下京よりうしとら組・中の組の計五組が、それぞれ一〇〇人宛ての踊り子を出し華やかな花傘でそれぞれに趣向をあらそった。側踊りは揃いの衣装に花傘、手に花枝を持ち、中踊りとして大黒・布袋・毘沙門・鍾馗・異人・荀などの仮装が出た。この風流踊りは天文から文禄頃まで、盆の風流踊りとして連綿と演じ続けられてきた踊りの再現であった。太田牛一は『豊国大明神御祭礼記録』において、中踊りの仮装風流を一つ物と記録したのである⁽³⁾。図14

跳子百人に一つ宛 一つ物と云事有 或は大黒 布袋 毘沙門 鍾馗
大臣 山路牛に乗て笛を吹きたる所有 比丘尼胎みたるを先ニ立 坊主
之跡より団扇を持って仰ぎさ すりつめりたる風情も有 頼朝八州之射手
を集 色々様々思々異風鉢を出立て 富士之すそ野の鹿をからせて御覽
する所有 又判官義経一谷鎮皆か峯攻落したる所有

平安期に成立した一つ物は、安土・桃山時代を通して踊り続けられてきた風流踊りの最期の光芒である豊国臨時祭礼にいたって、風流の中心として記され描かれたのである。図14・15何人いようが、趣向を凝らし目立ち、過差を競う一回性の風流こそ一つ物の本質であった。

江戸幕藩権力の成立とともに、京においてこのような大規模な風流踊りは行われなくなり、以後風流踊りは地方に京文化とともに伝播する。全国的な風流文化という点からみると、各地の祇園系の祭などが象徴するようにまさに近世がその頂点であろう。

本稿では一つ物を平安から中世にかけての祭礼芸能・風流の所産と把握しており、各地に土着し近世風流文化に変質していった一つ物の消長については今後の課題としたい。

註

- (1) 第九卷、一九七五年、小学館刊。以下、辞典類以外の商業出版物は出版社名を略する。
- (2) 例えば、堀一郎『我が国民間信仰史の研究』(二) 宗教史編一九五三年。萩原龍夫「祭り方」『日本民俗学体系』第八巻。
同 「まつりと象徴」『神々と村落』、一九七八年。
竹田聴州「神の表象と祭場」『日本民俗学体系』第八巻など。
- (3) 『中世祭祀組織の研究』、一九六二年。
- (4) 『歴史地理』第一巻第一号。
- (5) 「若狭の一つ物―王の舞との関連に触れて―」『国立歴史民俗博物館研究報告』第26集、一九九〇年。
- (6) 『郷土研究』二巻四号。
- (7) 「土俗と伝説」一巻三号、一九一八年。
- (8) 『日本民俗学』歴史編、一九三〇年、(復刻版) 一九七七年。
- (9) 「粉河六月会と童児頭人―粉河祭の歴史民俗学的研究―」『和歌山地方史研究』七号、一九八四年。「粉河六月会と速玉大社御船祭―童児頭人の歴史民俗学的研究―」『紀伊半島の文化史的研究』民俗編、一九八八年。
- (10) 前掲「粉河六月会と速玉大社御船祭―童児頭人の歴史民俗学的研究―」。
- (11) 「一つ物」『日本歴史』四六四号、一九八七年。「播州の神事稚児」『一つ物』『兵庫県の歴史』二三号、一九八七年。「春日若宮祭と一つ物」『藝能史研究』九七号、一九八七年。
- (12) 前掲「若狭の一つ物―王の舞との関連に触れて―」。
- (13) 「上鴨川住吉神社の芸能」『上鴨川住吉神社の神事舞』、兵庫県加東郡教育委員会、一九八一年。
- (14) 『兵範記』仁安二年六月一四日条。
- (15) 『院政期社会の研究』所収、一九八四年。
- (16) 「稻荷祭と市麿商人」『後期摂関時代史の研究』、一九九〇年。
- (17) 『藝能史研究』第四号、一九六四年。
- (18) 『日本史研究』二〇〇号、一九七九年。
- (19) 『鎌倉遺文』四二四〇号、後堀川天皇宣旨、『近衛家文書』。
- (20) 前掲「春日若宮祭と一つ物」。
- (21) 國賀由美子「後白河院と祭礼」『歴史手帖』一五一六、一九八七年。
- (22) 五味文彦前掲「馬長と馬上」より引用。
- (23) 前掲「播州の神事稚児」『一つ物』、「春日若宮祭と一つ物」。
- (24) 前掲「中世祇園会の一考察―馬上役制をめぐって―」。
- (25) 瀬田論文指摘、『百練抄』保延四年四月二九日条。「山門三井確執記」(『改定史籍集覧』一一二)。
- (26) 『神道体系日吉』、景山春樹校注、一九八三年。
- (27) 『日本祭礼行事集成』第一巻、一九六七年。
- (28) 同右。
- (29) 『中右記』天永二年六月一四日条。
- (30) 『統群書類従』公事部、第一〇輯上。
- (31) 山路興造「祇園御霊会の芸能」『藝能史研究』第九四号、一九八六年。
- (32) 『新修日本絵巻物全集』一四 年中行事絵巻(福山敏男解説「年中行事絵巻について」)。五味は前掲論文で第二二巻後半を稻荷祭と論じた。馬長は第一一巻の稻荷祭と異なり一組のみであり、五味説とは食い違いが、伝来

上の錯簡が原因であろう。第一一巻における二組目の馬長口取りの風流笠と、第二二巻における馬長供奉人の風流笠とが、全く同じのと折れ矢である点は、風流の本質である一回性からみると同一人物の可能性もあり、京大本『年中行事絵巻』第二二巻の稻荷祭の付箋とも相俟って五味説の可能性も考慮しなければならない。

- (33) 『春記』長久元年四月一九日条、六月一四日条。
- (34) 『水左記』承暦四年六月一四日条。
- (35) 『中右記』長治二年六月一四日条。
- (36) 『百練抄』仁治三年六月一四日条。
- (37) 『勘中記』弘安七年六月一四日条。
- (38) 林屋辰三郎・川島将生「祇園祭の歴史」『祇園祭』、一九七六年。
- (39) 前掲「稻荷祭と市塵商人」。
- (40) 「宇治離宮祭について」『中世芸能史の研究』第二章附説、一九六〇年。
- (41) 「春日若宮祭と一つ物」。
- (42) 同右。
- (43) 「民衆と芸能」『宇治市史』三、一九七六年。
- (44) 永島前掲「春日若宮祭と一つ物」より引用。
- (45) 昭和三五年現在、皆川英之助氏蔵(林屋辰三郎『中世芸能史の研究』より)。
- (46) 林屋前掲「宇治離宮祭について」より引用。
- (47) 林屋前掲「宇治離宮祭について」。
- (48) 若原前掲「民衆と芸能」。
- (49) 林屋前掲「宇治離宮祭について」。
- (50) 「春日若宮祭と一つ物」。
- (51) 『神道体系春日』永島福太郎校注、一九八五年。
- (52) 東大史料編纂所蔵影印本番号六一七一・二〇・一七春日神社文書。
- (53) 永島前掲「春日若宮祭と一つ物」。
- (54) 天理図書館保井文庫蔵。

- (55) 『日本庶民文化史料集成』第二巻、一九七四年。
- (56) 同右。
- (57) 『神道体系春日』永島福太郎校注、一九八五年。
- (58) 同右。
- (59) 『佐賀県史料集成古文書編』第一巻、一九五五年。
- (60) 『佐賀県史料集成古文書編』第一六巻、一九七五年。
- (61) 『佐賀県史料集成古文書編』第一巻、一九五五年。
- (62) 『京都市の地名』、一九七九年。
- (63) 『醍醐寺新要録』長尾宮編。
- (64) 同右。
- (65) 同右。
- (66) 『京都市の地名』、一九七九年。
- (67) 『明月記』。
- (68) 『法隆寺別当次第』『続群書類従』補任部、第四輯下。
- (69) 『古今一陽記』物社明神の条、能勢朝次『能楽源流考』一九三八年より引用。
- (70) 『石川県の地名』、一九九一年。
- (71) 『三宮古記』『白山史料集』上巻、一九七九年。
- (72) 同右。
- (73) 同右。
- (74) 吉田東伍『増補大日本地名辞書』第四巻 西国、一九七一年。
- (75) 『鎌倉遺文』四六二三号。
- (76) 『続日本絵巻大成』第一九巻、一九八四年解説。
- (77) 『寺門傳記補録』第二巻。
- (78) 福田以久生、村井章介編『肥前松浦党有浦文書』、一九八二年。
- (79) 同右。
- (80) 『日本庶民文化史料集成』第二巻、一九七四年。
- (81) 森末義彰「美麗田楽史料附玉垂宮并大善寺仏神事記解題」『日本庶民文

- 化史料集成』第二卷、一九七四年。
- (82) 『日本祭礼行事集成』第七卷、一九八二年。
- (83) 小島鉦作・梅田義彦・岡田米夫編、一九六六年。
- (84) 例えば、文保元年(一二二七)三月一八日「法華八講会差定」、『福井県史』資料編5、中・近世三、一九八五年。
- (85) 同右。
- (86) 『福井県史』資料編8、中・近世六、一九八九年。
- (87) 同右。
- (88) 上井久義「宮座儀礼の構成」、『日本民俗の源流』、一九六九年。
- (89) 橋本裕之前掲「若狭の一つ物―王の舞との関連に触れて―」、一九九〇年。
- (90) 前掲『福井県史』資料編8。
- (91) 『日本絵巻大成』第三卷小松茂美解説、一九七九年。
- (92) 同右。
- (93) 『伊根町誌』上巻、一九八四年。
- (94) 黒田日出男『(絵巻)子供の登場 中世社会の子どもの像』、一九八九年。
- (95) 『香川県の地名』、一九八九年。
- (96) 『香川県史』第八卷、資料編 古代・中世史料、一九八六年。
- (97) 『日本祭礼風土記』第一卷、一九六二年。
- (98) 山路興造「宇都宮―荒山神社式年造営芸能記録」、『藝能史研究』九二号、一九八六年。
- (99) 同右。
- (100) 同右。
- (101) 『群書類従』神祇部第二輯。
- (102) 「案内書」日本競馬史編纂委員会編『日本競馬史』、一九六六年。
- (103) 『経覧私要鈔』寛正三年五月五日条。
- (104) 『日本祭礼行事集成』第九卷、一九八七年。
- (105) 宮家準「熊野速玉大社の御船祭」、『稻・船・祭』一九八二年。
- (106) 『熊野速玉大社古文書古記録』、一九七一年。
- (107) 同右。
- (108) 宮家準前掲「熊野速玉大社の御船祭」。
- (109) 『熊野速玉大社古文書古記録』。
- (110) 『太子町史』第二卷、一九八九年。
- (111) 文化財保護委員会編『やまの神事』西谷勝也執筆、一九六六年。
- (112) 兵庫県立歴史博物館編『播磨総社 一つ山 三つ山』一九八七年。
- (113) 中巻、一九三八年。
- (114) 前掲『やまの神事』より引用。
- (115) 同右。
- (116) 前掲『播磨総社 一つ山 三つ山』より引用。
- (117) 前掲『やまの神事』。
- (118) 『熊本県の地名』、一九八五年。
- (119) 同右。
- (120) 『日本祭礼行事集成』第二卷、一九六九年。
- (121) 『日本祭礼行事集成』第三卷、一九六九年。
- (122) 『兵庫県史』史料編中世二、一九八七年。
- (123) 『兵庫県神社誌』中巻、一九三八年。
- (124) 児玉正之「粉河祭について(その一)―近世における「お渡り」を中心として―」、『粉河町史研究』五号、一九七九年。
- (125) 前掲「粉河六月会と童児頭人―粉河祭の歴史民俗学的研究―」、「粉河六月会と速玉大社御船祭―童児頭人の歴史民俗学的研究―」。
- (126) 『和歌山県史』中世史料一、一九七五年。
- (127) 『粉河伯市講文書』「栗柄伴頭旧記」の写し。
- (128) 前掲「粉河六月会と童児頭人―粉河祭の歴史民俗学的研究―」、「粉河六月会と速玉大社御船祭―童児頭人の歴史民俗学的研究―」。
- (129) 『熊本県の地名』、一九八五年。
- (130) 『日本祭礼行事集成』第六卷、一九七三年。

- (131) 新井恒易『統中世芸能の研究』、一九七四年より引用。
- (132) 『菅江真澄全集』第一巻、一九七一年。
- (133) 同右。
- (134) 『兵庫県神社誌』中巻、一九三八年。
- (135) 高砂市郷土研究会編『高砂市史曾根編』一九六四年より引用。
- (136) 兵庫県印南郡役所編、一九一六年。
- (137) 『兵庫県神社誌』中巻、一九三八年。
- (138) 曾根文省『東播磨の一ツ物神事』『近畿民俗』六四号、一九七五年。
- (139) 同右参照。
- (140) 『兵庫県神社誌』中巻、一九三八年。
- (141) 同右。
- (142) 『明治神社志料』上巻、一九二二年。
- (143) 吉原春園『人身御供と一ツ物』『郷土研究』第三巻第八号、一九一六年。
- (144) 茨城の神事編集委員会編『茨城の神事』一九八九年。
- (145) 山路興造『荘園鎮守社における祭祀と芸能』『藝能史研究』第六〇号、一九七八年参照。
- (146) 同右。
- (147) 上井久義前掲「宮座儀礼の構成」。橋本裕之前掲「若狭の二ツ物―王の舞との関連に触れて―」、一九九〇年。
- (148) 斎藤楓堂「若狭における人身御供考」『若狭郷土研究』第一四巻第五号。同論考は橋本論文でも指摘されているように牽強付会の嫌いもある。在地に人身御供伝承がなくとも、祭祀においてミゴクカキがでている事例を斎藤の研究者としての判断で人身御供伝承の範疇に加えている。斎藤自身にみごくかき(人)身御供みごくかきという認識があり、本稿では斎藤のあげた事例のなかでも、在地に確かな伝承が認められると判断できる事例を検討した。
- (149) 宮家準前掲「熊野速玉大社の御船祭」。
- (150) 本田安次『多武峰延年―その臺本―』、一九八七年。
- (151) 天野文雄「能楽史をめぐる諸問題」『岩波講座能・狂言1能楽の歴史』
- 一九八七年。
- (152) 『芸能』二四一七・八号、一九八二年。
- (153) 『中世文学 資料と論考』、一九七八年。
- (154) 『言継卿記』。
- (155) 同右。
- (156) 前掲「粉河六月会と童児頭人―粉河祭の歴史民俗学的研究―」、「粉河六月会と速玉大社御船祭―童児頭人の歴史民俗学的研究―」。
- (157) 平安期の日記の馬長童や、諸祭祀記録の「：丸」を直截的に幼名としていいかは問題となるであろう。祇園会馬長童については本稿でも検討したが、大人になっても童名を名乗る芸能者という視野は賤視の問題とも関わり重要な課題である。例えば、網野善彦『日本の歴史をよみなおす』、一九九一年を参照。
- (158) 例えば、小松和彦「簀笠をめぐるフォークロア」『現代思想』一一―一〇、一九八三年を参照のこと。
- (159) 前掲「上鴨川住吉神社の芸能」。
- (160) 岩崎敏夫「農耕神事の二形態―いわき市御宝殿熊野神社祭礼の分析―」『東北学院大学東北文化研究所紀要』一。
- (161) 橋本裕之前掲「若狭の二ツ物―王の舞との関連に触れて―」。
- (162) 黒田日出男前掲『絵巻』子どもの登場 中世社会の子どもの像』には『浦島明神縁起』に見られるように、神幸の中心をなす「一ツ物」は、多くの場合子供の役であり、子供が神の「憑坐」にふさわしい姿であることを、端的に示してくれているのである。もちろん、その大前提として中世そのものの特質がある。中世はきわめて宗教的な社会であることだ。(中略) 中世の子どもたちは、そうした大人社会の周縁に生きていたのであり、神仏に祈る場や機会を大人たちと同様にもっていたことに、注意したい。」と論じられている。
- (163) 『日本庶民文化史料集成』第一巻、一九七四年。

(付記)

本稿は平成二年度文部省科学研究費補助金(奨励研究A)「郷祭の研究」課題番号〇二七一〇一三六の成果の一部である。田中稔先生には近畿地方寺社史料の博搜の必要性を教えていただいたにもかかわらず、本稿では未翻刻新史料の提示は二、三に留まった。特に筆者の中古・中世文学に対する無知により斯方面の史料渉猟は皆無に等しい。歴史研究において最も重要である史料発掘、整理に長年勤しんでこられた先生の御霊前に恥じ入り今後二期すのみである。また、橋本裕之氏・松尾恒一氏・小栗栖健治氏・笹原亮二氏には繰り返し御指導・御協力いただいた。末筆ながら感謝する次第である。

(補記)

校正の段階で二つの事例に気付いたので補足しておく。

栄山寺の事例

奈良県五條市小島町の学品山栄山寺は真言宗豊山派に属し、養老三(七一九)藤原武智麻呂が創建したと伝え、以来藤原氏の氏寺として多くの寺領を有し、中世までは興福寺の末寺であった。

栄山寺と水戸彰考館に伝来する栄山寺文書に「栄山寺九日神事評定証文案」(『五條市史料編』一九八七年)がある。

就栄山寺九日神事、一物之事如昔あるへき之由、百姓方訴訟申之処也、雖然四五十年以来、理趣三昧にて法事を取沙汰申候、烏帽子上下にて渡候間、百姓申候処承引なくあるへからず候哉、但神慮難叶御事にて候とて、於御前御(龜)評定候て、栄山殿別所(殿)今并殿百姓家参会有て、神主殿弥次郎殿御(龜)御とり候之処に、御くしの如此間理趣三昧にてあるへしと御入候之間、為後(鳥帽子)子上下、
日事書定おかるゝ処也、仍後年支証状如件、

(四六二)
寛正参年壬午九月廿六日

小嶋村

六蔵村

牧村

年明王院
殿海

年預和慶房
原尊

寺と寺領の小嶋・六蔵・牧三ヶ村の間に九日神事の一事物について相論が起った。寺では四、五十年來理趣三昧にて法事を取沙汰したのであるから、当年も同様とすべく、百姓らの主張する烏帽子袴で九日神事のお渡りをすることは承引したいと固執した。しかし神事測り難しとて神鬮により決めたという。

百姓たちは、一つ物のお渡りに烏帽子袴で参加したがっており、寺の行事に村落の頭屋行事の装束を持ち込もうとしていたものと解釈できる。

萩原龍夫は『中世祭祀組織の研究』において、古代末以来全国的に浸透した本地垂迹説より、神仏を判然とさせる方向へ向う在地での動きの一つとして栄山寺のこの史料を挙げている。

大山崎天神八王子社の事例

建仁二年(一一二二)四月、藤原定家は水無瀬辺りに辻祭があったことを日記『明月記』に記している。

八日、(中略)此邊辻祭、二社被御前、其中一方頗副田菜等供奉、士民等毎年營此事云々、施種々風流、渡了遊女退下、御向殿了、退下宿所、十日、(中略)辻祭如一昨日、

この辻祭は、小西瑞恵(『地主神の祭礼と大山崎惣町共同体』、『日本史研究』一六六号、一九七六年六月及び『中世共同体論の再検討』、『日本史研究』一七六号、一九七七年四月)により、山崎山(天王山)に祭祀された山崎神(酒解神、中世の八王子神)と道祖神を祀る辻社(関大明神)との祭礼であり、この前者の祭礼がのちの山崎郷の地主神である天神八王子社祭礼に展開していくことが論じられている。

氏はまた、これとは別に定家が『明月記』建永二年(一一〇七)四月三日条に「今日山崎民家悉經營有毎年祭禮云々、其路渡播磨大路参八幡云々」と記した祭を大山崎と近辺の村々の神人が石清水八幡に奉仕する日使頭祭と比定した。そして、

離宮八幡宮 一日使頭祭

天神八王子社―天神八王子社祭礼

という祭祀の二重構造を明らかにされたのである。

天神八王子社祭礼の研究は「童使出銭日記」七冊（『島本町史料編』、一九七六年に収録）の新出以来大いに進んだが、未だ祭礼それ自体の研究は充分ではない。

中世末の大山崎における天神八王子社の祭礼は大政所長者座を中心として営まれていた。長者座は五位川座と溝口座の両座で構成されており、それぞれの座は四人の長者から成り、長者には一長者から四長者までの順位があった。天神八王子社祭礼は両座合同で営まれていた。

中世末より近世初頭成立の「重使年中行事覚書」や、慶安二年（一六四九）五月吉日に惣中として定めた「天神八王子御神事帳」（『大山崎町本史文編』、一九八三年）によると、天神八王子の祭礼は以下の様であった。

四月吉日の「御檀つき」、二日は神子座が神舞・立神楽を奏する「惣長者夜申」、五日は大政所および惣長者での「拍子合」、六日は神輿迎え、七日の宮宮、八日の神幸祭、最後に御壇を撤去する「御檀上げ」をもって終わる。
「童使年中行事覚書」には翌九日の条に次のように記されている。

四月九日 ハケ物長者四人内不参ナレ共マイラセラレハ、（中略）コウトウ方よりカケ物 足百文此座へ出、（中略）
一物ハケノ時、箱ニ二百文ハ馬ヲサ役足料足也、入ハハヌ時ハ一長者トク分也、

高牧實は「一物ハケノ時」を「一、物分けの時」と解し、出仕者が神事祭礼に果たす役割に応じた禄（配分）を受ける場合と解している。（『中世大山崎の祭祀と頭』『聖心女子大論叢』第七五集、一九九〇年七月）。しかし、「童使年中行事覚書」中「一、・・・」という事書形式は、一二月の「就公當方之儀、條 制禁之事」という箇条書きの箇所のみであり、高牧の解釈は「物ハケ」に注目しすぎた結果であろう。確かに「童使出銭日記」には「物分」が頻出するが、冒頭の「ハケ物」も「分け物」の意で、「物分」という語に固執することもあるまい。

私は、「一物ハケノ時」を「二物分けの時」とし、一物勤仕者の禄として馬長役料足に箱銭二百文をあて、馬長役不要の年には一長者の得分として配分する、と解する。

離宮八幡宮の四月三日の日使頭祭においても馬長が出ていた。離宮八幡宮から五位川の祓殿、松屋を経て大川（淀川）を渡り、男山の下宿院に至る神幸における馬長は「從鳥羽木津等村々の年頭」（『石清水八幡宮御舊記』）が勤めたことがわかる。これに対し、日使頭祭の石清水八幡宮側の記録、寛元二年（一二四四）「石清水八幡宮護国寺并極楽寺恒例佛神事惣次第」によると、「馬長等」は「惣官并祀官已下所司等勤之」とあり、山崎側の記録とは異っており、差定をするものを記しているものと思われる。また、「石清水八幡宮御舊記」による日使頭祭には田楽・細男も演じられている。

一方、天神八王子社祭礼でも鎌倉期より田楽が演ぜられ（先述『明月記』、「童使出銭日記」天文八年（一五三九）条には「參百文樂頭ノ録」とあり、これは田楽の楽頭への禄であろう。四日の神幸祭では五位川の御旅所で「田楽打ならし」が有り、祭礼に先立っては「田楽送物」の習わしがあり、「大瓶一清酒」その他が贈られていた。

また、この祭には王の舞も演じられた。「天神八王子御神事帳」には「王舞」二人が来て饗にあずかり、別に太鼓持二人がいて飯を給わるとある。天正一七年（一五八九）の「社家諸神人持高目録写」に「一 弍石 王舞神人弍人」とあり、王の舞は社属の神人によって担われていたことがわかる。

ここでも一つ物は、田楽・王の舞とともにあったのである。

（国立歴史民俗博物館民俗研究部）

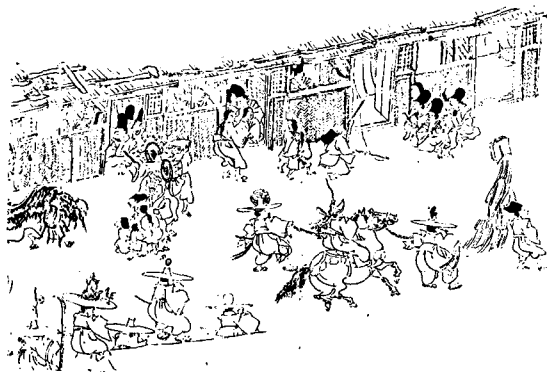


図1 『年中行事絵巻』



図2 『年中行事絵巻』



図3 『年中行事絵巻』

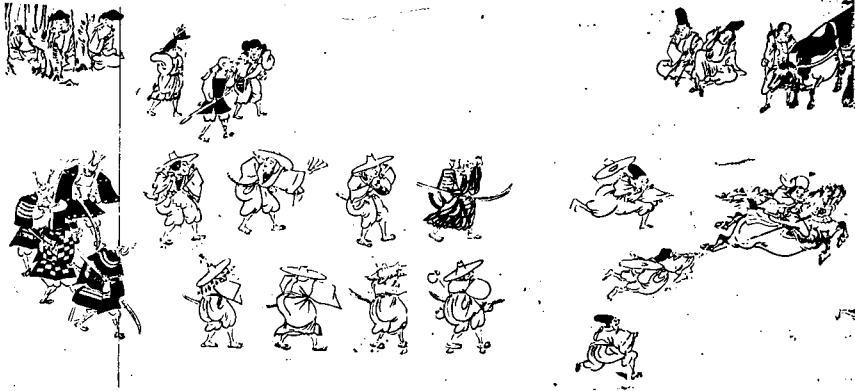


図4 『年中行事絵巻』



図5 『宇治旧記』



図6 『春日若宮御祭禮松下行列圖』



図7 『天狗草紙』

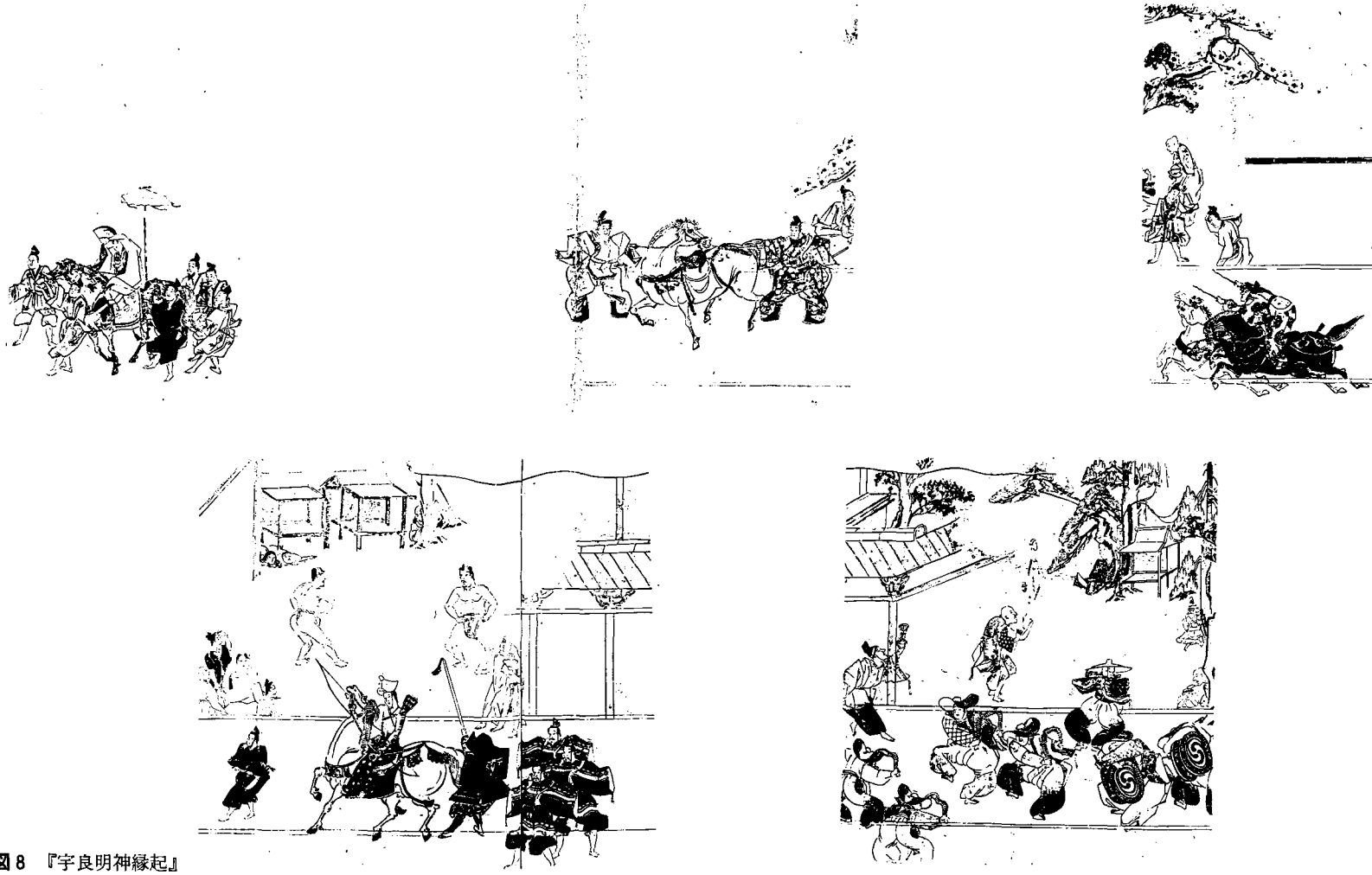


図8 『宇良明神縁起』

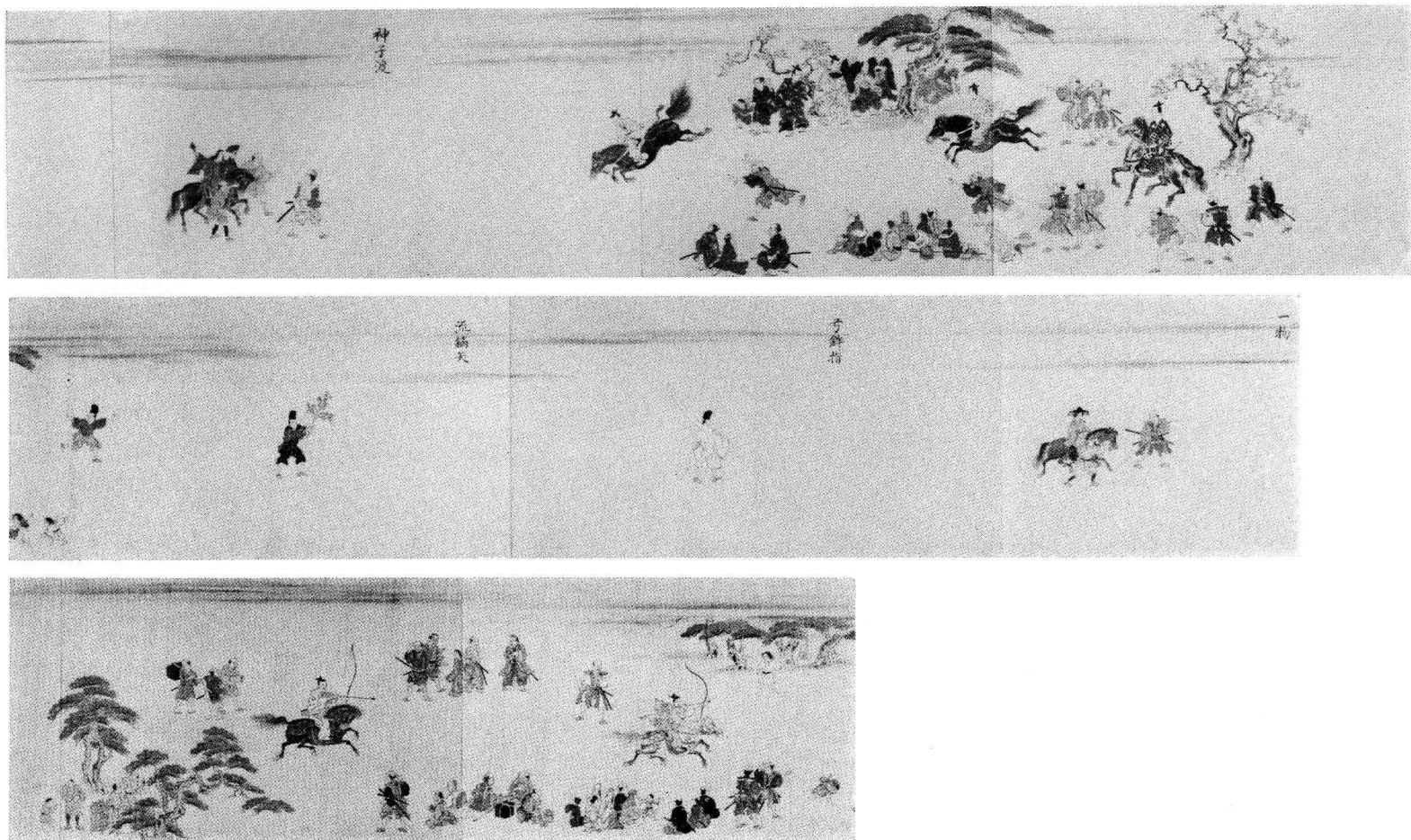


図9 『伊和大明神臨時祭之画図』（姫路市教育委員会蔵）

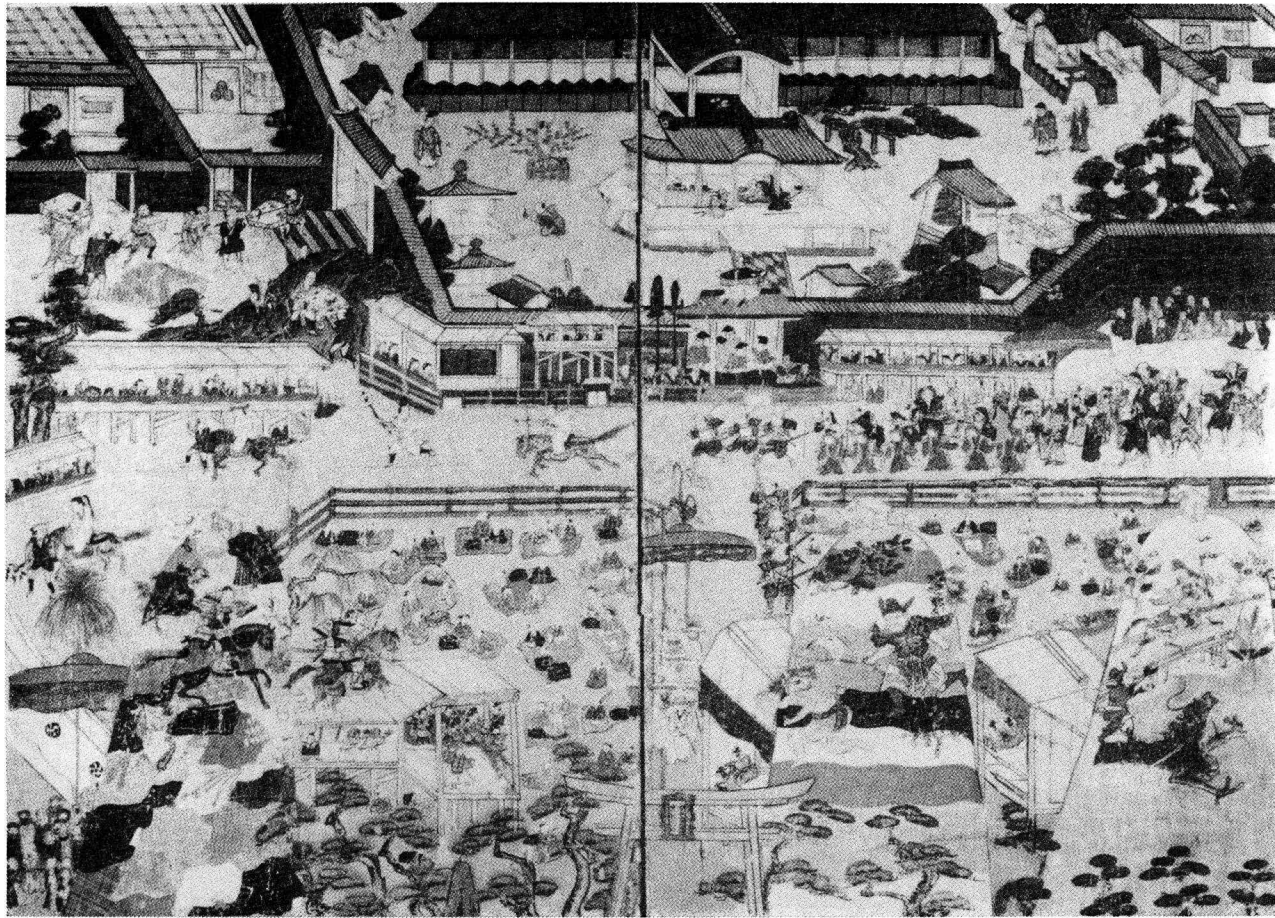


図10 『三つ山祭礼図屏風』(兵庫県立歴史博物館蔵)

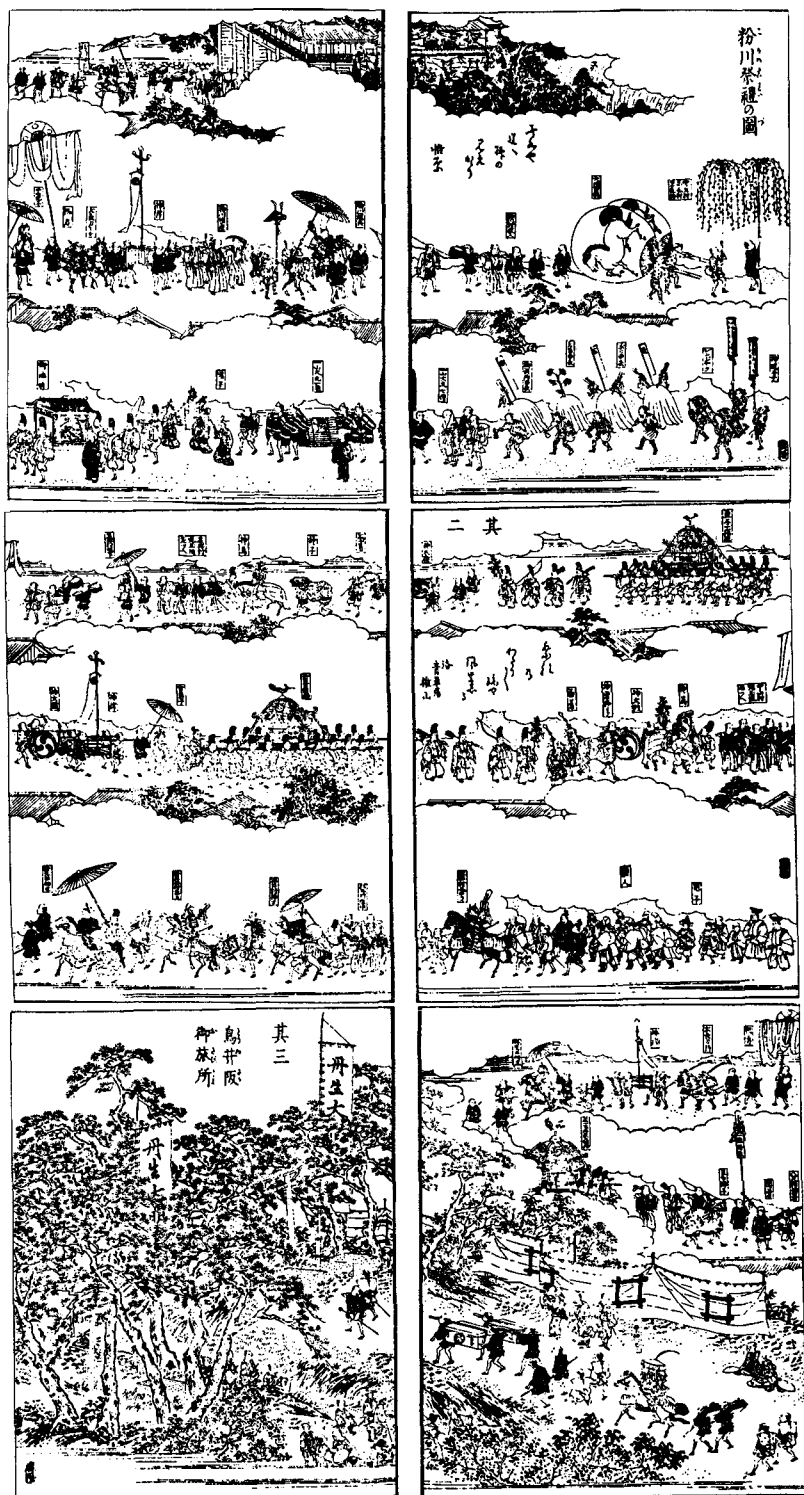


図11 『紀伊名所図絵』

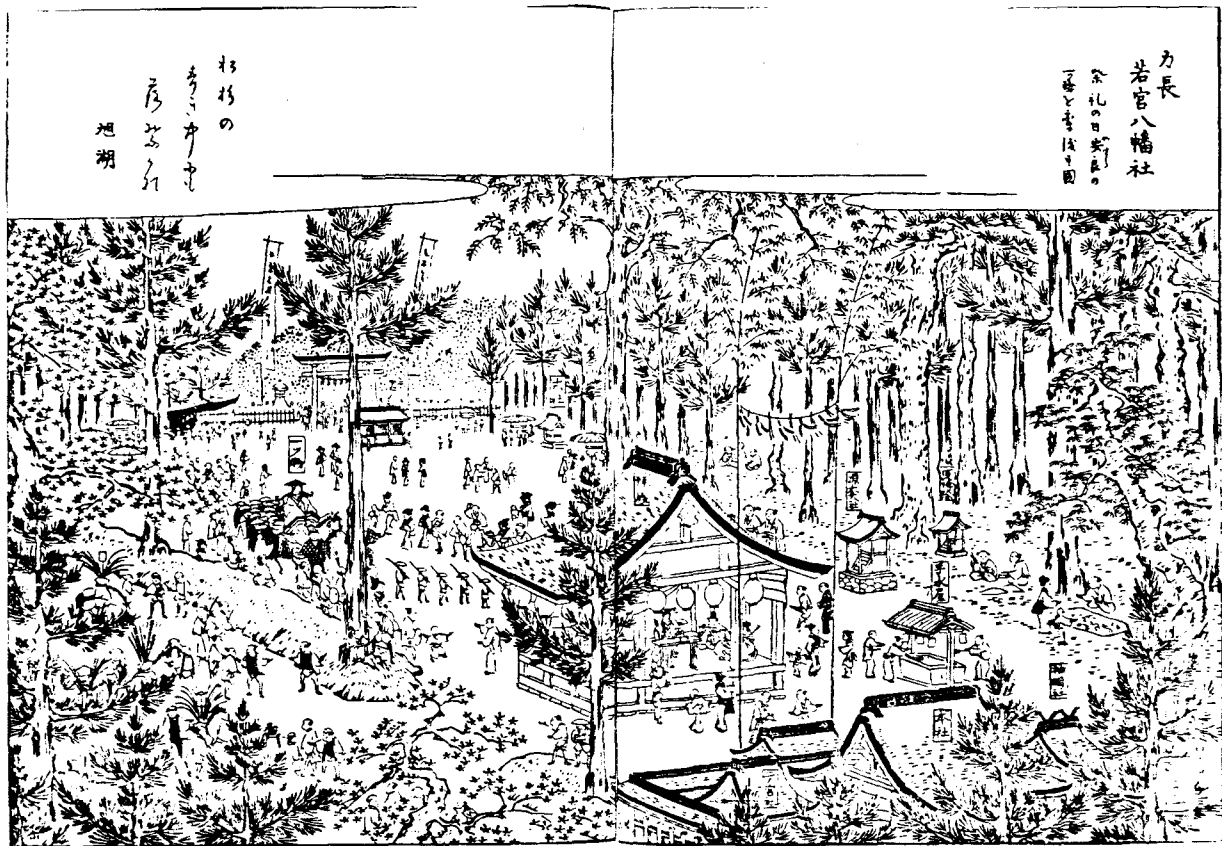
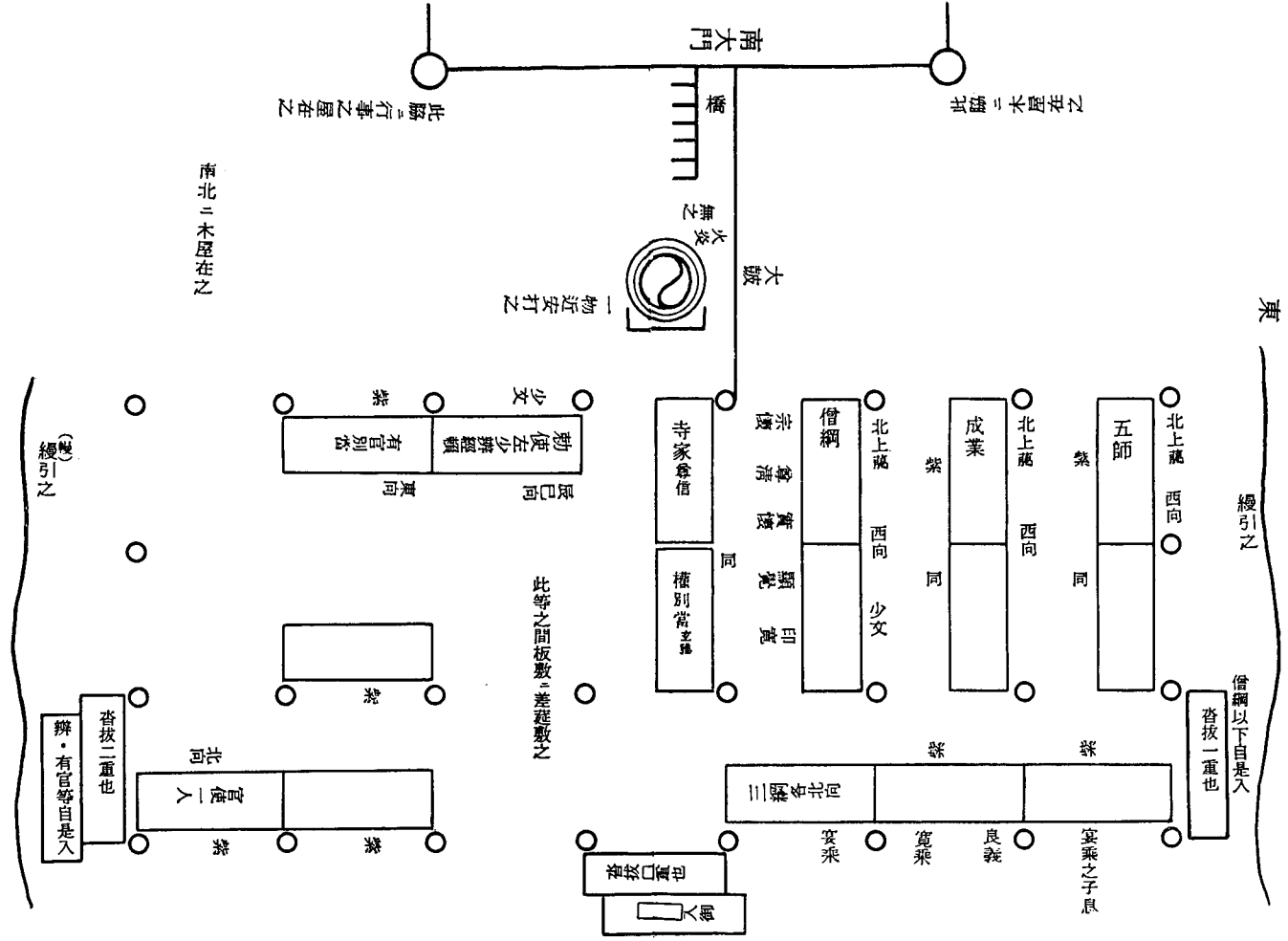


図12 『尾張国名所図絵』

図13 『中臣祐賢記』



Festival Decoration
—Origin and Spread of Hitotsumono—

FUKUHARA Toshio

In some festivals, a child or doll called "Hitotsumono" passes in the procession. In folklore, this has been conventionally interpreted as Yorimashi or Yorishiro (an image into which the divine spirit enters). As against this, this paper reviews the Hitotsumono by investigating examples mainly in the Kinki and Kyūshū Districts. The Hitotsumono came into being in the late Heian Period in the festivals of the Kinai Region, when a horse driver (a child) was brought into the framework of then typical festival entertainments, such as Dengaku (ritual music and dancing performed in Shinto shrines and Buddhist temples), Ō-no-mai (King's Dance), Shishimai (ritual lion dance), Seinoo (Court dance performed at the Kasuga shrine), Mikokagura (shrine maidens' music and dancing), Sumō (wrestling), Kurabeuma (horse racing), and Yabusame (horseback archery). The Hitotsumono appeared in the festivals of shrines at Uji, Kasuga, Gion, Inari, Imamiya, and Hie. The Hitotsumono spread from these festivals in the Kinai Region in the early Middle Ages, to various parts of the country, as one of the entertainments for divine service connected with the Tendai-sect and Hie-Shrine, or as one of the entertainments for divine service connected with the Hachiman-Shrine Hōjōe (Buddhist ceremony in which captured animals and fish are released to fields, mountains, ponds or marshes). Many of the Hitotsumono, which became established in various areas, disappeared when the framework of the festivals of the Middle Ages and the Miyaza (local organizations for festivals) were dissolved, or changed in quality. The Hitotsumono was, originally, performed also by young people and adults, and its existence depended on unexpectedness and eye-catching ideas. However, in the repetition of the same acts in festivals, the Hitotsumono became stereotyped with no special art, and most of them lost popularity and disappeared. Only Hitotsumono which brought a child or a doll into the performance remained in existence. The Hitotsumono was originally a medium, so its participation in a parade had no religious meaning. In the Modern Age, folklorists came to consider it as an image into which the divine spirit enters. The interpretation of the essence of the Hitotsumono shifted from that of its original secular existence (a type of performance in the parade) to a sacred one (an image into which the divine spirit enters); the latter is the commonly accepted opinion at the present. The Hitotsumono already existed in festivals in the Heian Period, together with Mikoshi (portable shrines). From the theological viewpoint, the question is why a god should have to rest on a separate image, though the god passes to Otabisho (the resting place) by a portable shrine? "Hitotsu" of the Hitotsumono is not a cardinal number, but an ordinal number. It seems to have two meanings; the Hitotsumono passes by first, and it is the most conspicuous. The essence of the Hitotsumono is the elegance of the procession, the divine presence, the divine visit, or passage, or parade.



图15 『豊国祭礼図屏風』 (豊国神社蔵) 『近世初期風俗画』より複写



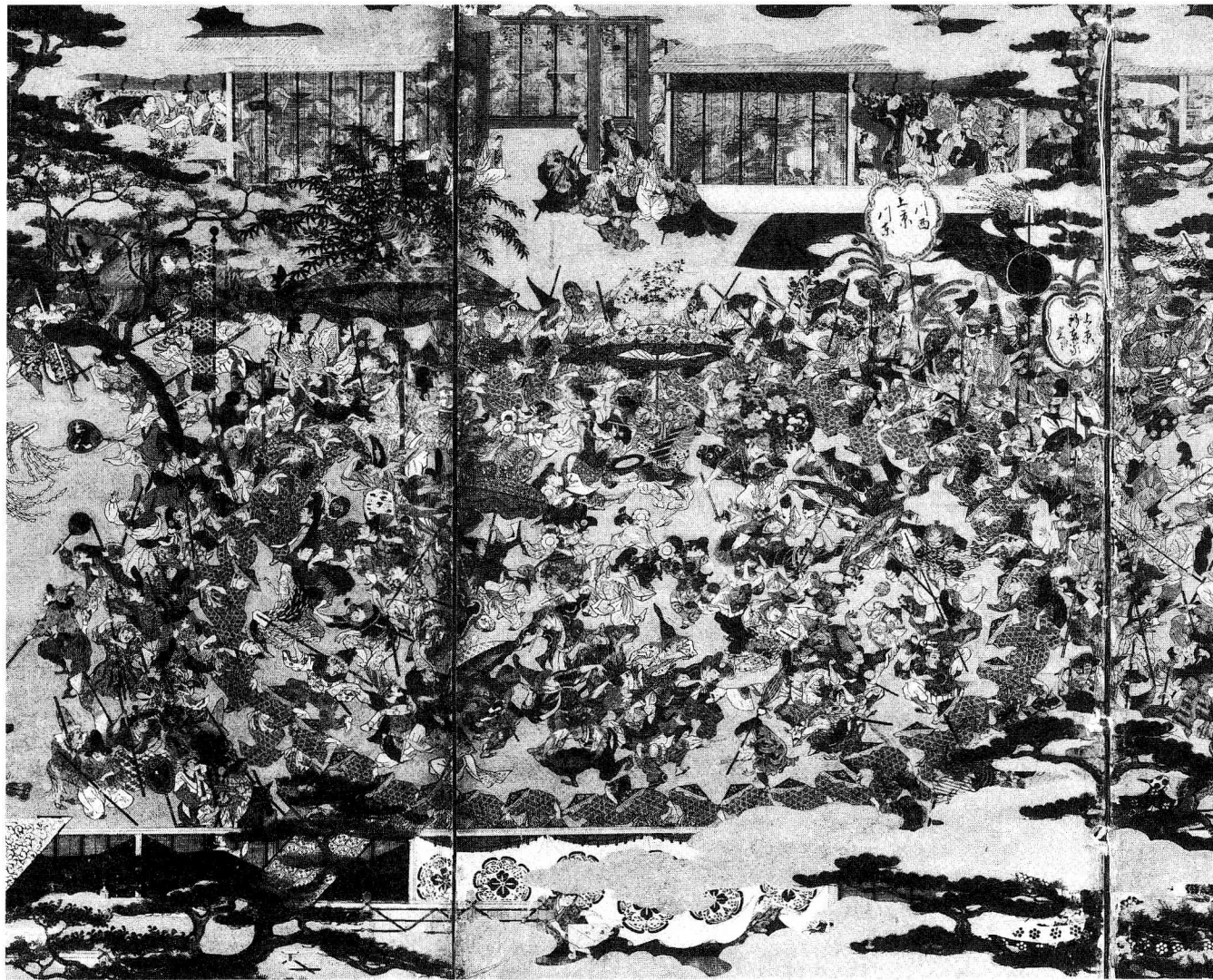


図16 『豊国祭礼図屏風』（徳川黎明会蔵）『近世初期風俗図』より複写